

平成 23 年度

# 包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

教育委員会の事務の執行及び

教育委員会が所管する財政援助団体の管理運営について

神戸市包括外部監査人

公認会計士 森村圭志



**【本報告書の記載内容に関する留意事項】**

1. 報告書中の試算・推計の数値・金額

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料をもとに行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

2. 端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

## 目次

<b>第1編 外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 事件を選定した理由.....	1
4. 監査対象期間.....	2
5. 主な監査の視点.....	2
6. 主な監査手続.....	2
7. 監査対象.....	3
8. 監査実施期間.....	5
9. 外部監査人補助者.....	5
10. 利害関係.....	5
<b>第2編 神戸市教育委員会の概要</b> .....	<b>6</b>
<b>第1 教育委員会について</b> .....	<b>6</b>
【1】教育委員会制度の概要.....	6
<b>第2 神戸市の教育委員会の現状</b> .....	<b>9</b>
【1】神戸市教育委員会の概要.....	9
【2】神戸市の児童数・学級数・学校数の状況.....	21
<b>第3編 監査の結果及び意見</b> .....	<b>23</b>
<b>第1 総論</b> .....	<b>23</b>
【1】各事業に共通する監査の意見.....	23
【2】個別事業の監査の結果及び意見並びに参考意見の一覧.....	25
<b>第2 各論</b> .....	<b>28</b>
<b>I. 教育委員会事務局 総務部</b> .....	<b>28</b>
【1】学校園建設事業.....	28
【2】学校先行建設事業貸付金.....	35
【3】学校増対策事業.....	41

【4】	学校施設改修事業	43
【5】	学校園設備整備・運営事業	47
【6】	私立幼稚園就園奨励助成事業	50
【7】	私学振興対策事業	53
【8】	就学援助事業及び奨学金事業	56
【9】	小中学校市費職員（調理士、管理員）人件費の事務管理	61
<b>II.</b>	<b>教育委員会事務局 指導部</b>	<b>66</b>
【1】	スクールカウンセラーの配置事業	66
【2】	外国人英語指導助手配置事業	68
【3】	学校医の配置事業	70
【4】	準要保護児童生徒給食費補助事業	74
【5】	学校給食共同調理場の管理運営	76
【6】	中学校昼食対策事業	79
【7】	総合教育センターの管理運営	82
【8】	神戸市地域改善奨学金事業	87
<b>III.</b>	<b>教育委員会事務局 社会教育部</b>	<b>91</b>
【1】	学校施設開放事業	91
【2】	スポーツイベントの推進事業	98
【3】	埋蔵文化調査、古文書等調査事業	101
【4】	神戸市立青少年科学館の財務事務管理	103
<b>IV.</b>	<b>教育委員会事務局 博物館</b>	<b>105</b>
【1】	神戸市立博物館の管理運営	105
<b>V.</b>	<b>教育委員会事務局 学校</b>	<b>108</b>
【1】	学校公有財産の管理事務	110
【2】	学校における備品の管理事務	112
【3】	学校における公費の支出事務	115
【4】	学校徴収金の徴収事務、債権管理事務	117
【5】	給食費の徴収事務、債権管理事務	124
【6】	学校徴収金の支出事務	135
【7】	学校指定業者の選定事務	138
<b>VI.</b>	<b>財団法人 神戸市体育協会</b>	<b>140</b>
【1】	神戸市体育協会の経営管理全般	140
【2】	給食事業の事務管理	146

【3】施設管理運営事業の事務管理.....	154
【4】市補助金の執行状況 .....	159

## 第 1 編 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

「教育委員会の事務の執行及び教育委員会が所管する財政援助団体の管理運営について」

### 3. 事件を選定した理由

わが国においては、総人口が減少するとともに、少子高齢化が一層進展している。神戸市においても、教育の対象となる子どもの人口の減少が進んでいる。しかしながら、わが国全体においても神戸市においても、将来の発展の原動力になるのは人材であり、子どもの人口の減少が進むことが見込まれる今後においてこそ、子どもたちの教育に社会を挙げて取り組んで行くべきであり、教育行政の質的向上を図る努力が一段と必要になると考える。

一方で、神戸市では、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災による大幅な税収減と復旧・復興のための財源確保を達成するため、行財政改革に取り組み続け、一定の効果をあげているものの、平成 22 年度決算では経常収支比率が 96.4%と依然として厳しい財政状況にある。さらに、世界同時不況後、長期に亘り低迷が続く経済環境下において、その財政状況はさらに厳しさを増していくことが予測される。このような状況の中、平成 22 年度一般会計当初予算の 8.1%、同決算の 10.2%を占める教育費についても、行政と民間の役割・責任分担の明確化をしながら、ますます、限られた資源の効率的・有効的活用を行うことが求められる。

そこで、教育委員会の事務の執行及び教育委員会が所管する財政援助団体の管理運営が、合規性・有効性・効率性・経済性の観点から適切に実施されているかについて監査することが有意義であると考えた。

以上の点を総合的に勘案し、教育委員会の事務の執行及び所管する財政援助団体（財団法人神戸市体育協会）の管理運営について監査テーマとすることは、重要かつ適時性があり、市民の関心も高いものと考え、これを監査対象として選定した。

#### 4. 監査対象期間

平成 22 年度。ただし、必要に応じて平成 22 年度以前及び平成 23 年度も監査対象とした。

#### 5. 主な監査の視点

教育委員会の事務の執行及び教育委員会が所管する財政援助団体の管理運営が適切に行われているかどうかを検討するにあたって、共通する以下の 3 つの視点に着目して監査を実施した。

- ① 教育委員会各部署の事務の執行及び教育委員会が所管する財政援助団体の管理運営（財政援助に関する部分）は、法令、条例、規則、要綱等に即して適切に行われているか。
- ② 教育委員会各部署の事務の執行及び教育委員会が所管する財政援助団体の管理運営は、有効かつ効率的、経済的に行われているか。
- ③ 教育委員会各部署の事務の執行及び教育委員会が所管する財政援助団体の管理運営は、公平に行われているか。

#### 6. 主な監査手続

- ① 事業の概要把握
  - ・対象課に、事業の概要について質問し、関連資料を閲覧した。
- ② 合規性の検討
  - ・関連法令、条例、規則、要綱等に従った事務及び管理が行われているかどうか検討するため、個別検討対象として抽出した事業について担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- ③ 有効性、経済性及び効率性の検討
  - ・事業の執行について、有効性、経済性及び効率性の視点から検証できる仕組みが整備されているかについて担当者に質問し、個別検討対象として抽出した事業について関係書類の閲覧及び証拠書類との照合により調査した。
  - ・有効性、経済性及び効率性の測定を行う指標等について担当者に質問し、個別検討対象として抽出した事業について関係書類の閲覧及び証拠書類との照合により調査した。
- ④ 公平性の検討
  - ・個別検討対象として抽出した事務手続について公平性の観点に留意して事業が実施されているかを検討した。



## 7. 監査対象

平成 22 年度の教育委員会所管の事業別予算より、平成 22 年度の予算額の金額的重要性を基準として、質的側面を勘案し、事業の種類等を考慮の上、監査対象を選定した。

所管課	事業	当初予算 (千円)	前年度繰越予算 (千円)	予算の補正 (千円)	補正後予算 (千円)	監査対象
総務部						
庶務課	教育委員会等の開催	19,868			19,868	
庶務課	事務局職員の給料・職員手当ほか	3,484,730			3,484,730	
庶務課	庶務・予算・決算の総括	97,556			97,556	
庶務課	置塩子ども育成基金造成費の補正			1,137,831	1,137,831	
教育企画課	私学振興対策	285,239			285,239	○
教育企画課	私立幼稚園就園奨励助成	1,667,336		35,127	1,702,463	○
教育企画課	就学援助(小、中学校)	793,939			793,939	○
教育企画課	神戸市奨学金、神戸市大学奨学金	409,807			409,807	○
教育企画課	教育委員会事務局情報化ほか	78,285			78,285	
教職員課	教職員の給料・諸手当(管理員・調理士除く)	13,358,336			13,358,336	
教職員課	調理士(小学校)人件費	3,337,753			3,337,753	○
教職員課	管理員(小学校、中学校)人件費	3,428,294			3,428,294	○
教職員課	人事等に関する庶務事務	682,788			682,788	
教職員課	被服の貸与、教職員相談室、市立学校教職員共済会ほか	67,256			67,256	
学校計画課	学校園の整備計画検討および再編調査等	3,153			3,153	
学校計画課	夢野の丘小学校整備(平成20年度～平成22年度事業)	1,072,082	505,460		1,577,542	○
学校計画課、 学校整備課	先行建設学校の買戻し(長尾小学校新築分)			1,744,168	1,744,168	○
学校計画課、 学校整備課	先行建設学校の買戻し(渚中学校)			2,349,858	2,349,858	○
学校計画課、 学校整備課	丸山小学校校舎等改築(平成20年度～平成24年度事業)	597,311	146,000	536,442	1,279,753	○
学校計画課	H23.4 湊、楠2中学校統合、夢野中学校改築	149,798		480,565	630,363	
学校計画課	旧神戸工業高売却			3,530,000	3,530,000	
学校計画課、 学校整備課	学級増対策	243,402			243,402	○
学校計画課	幼児教育振興	3,755			3,755	
学校計画課	学校先行建設事業貸付金(須磨翔風高校)	4,085,000			4,085,000	○
学校整備課	学校先行建設事業貸付金(長尾小学校、井吹西小学校、渚中学校)	6,816,469			6,816,469	○
学校整備課	学校園の施設改修	491,342	7,178,499	6,587,266	14,257,107	○
学校整備課	特別支援教室改修ほか	51,153			51,153	
学校整備課	学校園の設備整備事業	1,212,015			1,212,015	○
学校整備課	学校園(幼、小、中、高、特別支援学校)の運営事業	5,375,791			5,375,791	○
学校整備課	市立学校園等夜間警備、市立学校園用地化利上げおよび用地管理ほか	55,960			55,960	
学校整備課	生涯学習支援センター耐震補強		499,518		499,518	
学校整備課	西区民センター空調機更新		1,437		1,437	

所管課	事業	当初予算 (千円)	前年度繰越予算 (千円)	予算の補正 (千円)	補正後予算 (千円)	監査対象
<b>指導部</b>						
指導課	分かる授業－家庭学習支援・地域力の活用	104,813			104,813	
指導課	分かる授業－学力定着度調査ほか	115,983			115,983	
指導課	家庭地域学校の連携トライやるウィークほか	106,807			106,807	
指導課	スクールカウンセラーの配置	182,425			182,425	○
指導課	いじめホットライン24時間電話教育相談の実施ほか	33,392			33,392	
指導課	外国人英語指導助手配置の充実	601,442			601,442	○
指導課	小学校英語活動推進ほか	3,664			3,664	
指導課	学校国際交流支援ほか	14,661			14,661	
指導課	青少年相談ほか	120,752			120,752	
指導課	図工・音楽専科講師の配置ほか	157,392			157,392	
特別支援教育課	特別支援学校運営－スクールバス借上・運休対策ほか	139,302			139,302	
特別支援教育課	特別支援学校整備－女生養護学校移転整備ほか	253,173	47,865	451,782	752,820	
特別支援教育課	特別支援教育の推進ほか	147,879			147,879	
健康教育課	学校医の配置	555,267			555,267	○
健康教育課	定期健康診断ほか	177,604			177,604	
健康教育課	児童生徒の災害給付制度掛金	120,291			120,291	
健康教育課	準要保護児童生徒給食費補助	671,890			671,890	○
健康教育課	学校給食共同調理場の運営	362,089			362,089	○
健康教育課	中学校昼食対策	25,506			25,506	○
健康教育課	学校給食事業補助(財)神戸市体育協会人件費補助ほか	68,838			68,838	
健康教育課	学校園の環境衛生検査ほか	55,203			55,203	
人権教育課	地域改善奨学金国庫返還等事務	46,185			46,185	○
人権教育課	人権教育・研究実践活動推進	20,591			20,591	
総合教育センター	教職員研修及び施設設備の管理運営	268,313			268,313	○
<b>社会教育部</b>						
生涯学習課	学童保育と放課後子ども教室一体化のモデル事業	154,137			154,137	
生涯学習課	学校施設を開放し、地域の生涯学習の推進並びにコミュニティー作りの拠点へ	201,366			201,366	○
生涯学習課	生涯学習支援センター運営	127,269			127,269	
生涯学習課	青少年科学館 指定管理制度	378,025		29,311	407,336	○
生涯学習課	婦人会館運営ほか	96,053			96,053	
文化財課	埋蔵文化調査、古文書等調査	489,923			489,923	○
文化財課	文化財保護、異人館管理運営ほか	150,516			150,516	
スポーツ体育課	スポーツ振興審議会ほか	172,156			172,156	
スポーツ体育課	国際級、全国級の各種スポーツイベントの誘致・開催	217,493			217,493	○
スポーツ体育課	自然の家管理運営ほか	111,422			111,422	
スポーツ体育課	小中高特別支援学校の部活動の振興	99,540			99,540	
スポーツ体育課	小学校4泊5日の自然学校の実施	174,171			174,171	
スポーツ体育課	中央体育館(指定管理制度)	150,314			150,314	
スポーツ体育課	東灘、須磨、垂水、西の4体育館	180,728			180,728	
スポーツ体育課	王子スポーツセンター	177,651			177,651	
スポーツ体育課	ポートアイランドスポーツセンター	152,533			152,533	
スポーツ体育課	神戸 ポートアイランドホールほか	41,896			41,896	
スポーツ体育課	各種大会等開催・補助ほか	161,010			161,010	
公民館	公民館と公民館充実事業	125,059			125,059	
<b>博物館</b>						
博物館	博物館事業	189,969		41,127	231,096	○
小磯記念美術館	展示活動、普及事業、資料整理、管理運営ほか	99,863		20,000	119,863	
<b>中央図書館</b>						
図書館	中央図書館ほか8図書館の管理運営	507,091			507,091	
図書館	図書資料の収集・提供・保存	151,800		50,000	201,800	
図書館	図書館情報ネットワークの構築	130,566			130,566	
図書館	図書館サービスの向上ほか	44,816			44,816	
<b>工業高等専門学校</b>						
工業高等専門学校	教職員の給料・諸手当	1,455,912			1,455,912	
工業高等専門学校	一般管理事務、教員の研究進行ほか	269,030			269,030	
合計		58,432,199	8,378,779	16,993,477	83,804,455	

上記のほか、教育委員会が所管する財政援助団体である財団法人神戸市体育協会も監査対象としている。

さらに、各学校園における給食費を含む学校徴収金の管理については、包括外部監査制度の対象外であるが、その重要性から、監査を実施した内容について、本報告書において参考意見として記載した。

## 8. 監査実施期間

平成 23 年 7 月 20 日から平成 24 年 1 月 16 日まで

平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 7 月 19 日までの期間については、包括外部監査のテーマ選定のための検討を行った。

## 9. 外部監査人補助者

包括外部監査人を補助させるため、次の者を補助者に選任した。

公認会計士	大川幸一、牧野康幸、世羅 徹、板戸史朗、小林 誠 藤田道代、北浦泰崇、寺門知子、谷川竜也、芝崎 晃、 木戸裕子
-------	---

## 10. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2編 神戸市教育委員会の概要

### 第1 教育委員会について

#### 【1】教育委員会制度の概要

教育委員会は、都道府県及び市長村に設置され、高等学校以下、公立学校教育機関の管理機関として、重要な役割を果たしている。教育委員会の制度概要は以下のとおりである。

(以下(1)から(3)は、文部科学省ホームページ(<http://www.mext.go.jp/>)からの引用、要約)

#### (1) 教育委員会制度の意義

##### 1. 政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、中立公正であることは極めて重要であり、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要である。

教育基本法第16条では、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行わなければならない」と定めており、教育行政には国や地方公共団体が過度に介入することを制限している。

##### 2. 継続性、安定性の確保

教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要である。また、教育は、結果が出るまでに時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は斬新的なものであることが必要である。

##### 3. 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要である。

#### (2) 教育委員会制度の特性

##### 1. 首長からの独立性

行政委員会のひとつとして、首長から独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な

行政運営を担保している。

## 2. 合議制

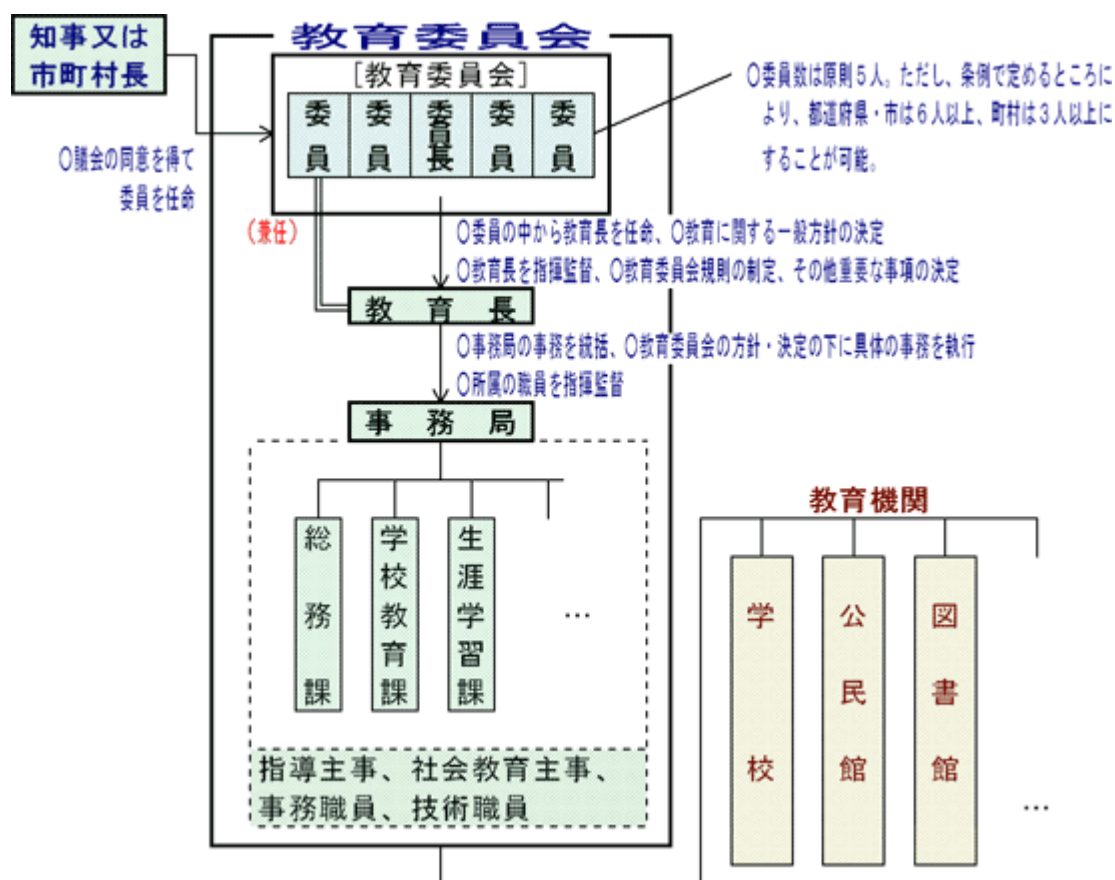
多様な属性をもった複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行っている。

## 3. 住民による意思決定

住民が、専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現することを目指している。

### (3) 教育委員会制度の仕組み

教育委員会は、定例会のほか臨時会や協議会の開催により、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が執行する仕組みになっている。教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命、任期は4年である、教育長は教育委員の中から教育委員会が任命する。下記は、一般的な教育委員会の仕組みを示した図である。



(4) 教育行政にかかる職務権限

教育委員会、自治体首長、地方議会及び各学校の教育行政に関する職務権限は次のとおりである。

教育委員会 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関する事。</li> <li>② 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関する事。</li> <li>③ 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の職員の任免その他の人事に関する事。</li> <li>④ 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。</li> <li>⑤ 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。</li> <li>⑥ 教科書その他の教材の取扱に関する事。</li> <li>⑦ 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。</li> <li>⑧ 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。</li> <li>⑨ 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。</li> <li>⑩ 学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。</li> <li>⑪ 学校給食に関する事。</li> <li>⑫ 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。</li> <li>⑬ スポーツに関する事。</li> <li>⑭ 文化財の保護に関する事。</li> <li>⑮ ユネスコ活動に関する事。</li> <li>⑯ 教育に関する法人に関する事。</li> <li>⑰ 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。</li> <li>⑱ 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。</li> <li>⑲ 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。</li> </ul>
首長 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 大学に関する事。</li> <li>② 私立学校に関する事。</li> <li>③ 教育財産を取得し、及び処分する事。</li> <li>④ 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶ事。</li> <li>⑤ 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行する事。</li> </ul>
地方議会
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育委員任命に関する同意。</li> <li>② 教育予算・決算の承認。</li> </ul>
各学校 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条1項)
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項。</li> </ul>

## 第2 神戸市の教育委員会の現状

### 【1】神戸市教育委員会の概要

#### (1) 神戸市教育振興基本計画の概要

神戸市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規程に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画と位置づけられている。

神戸市では、都市づくりの最高理念を示すものとして、「新・神戸市基本構想（平成5年9月市会議決）」を制定するとともに、その理念実現のため、「神戸づくりの指針」、「神戸2015ビジョン」、「各区計画」の3つの計画から構成される「第5次神戸市基本計画」を平成23年2月に策定しており、神戸市教育振興基本計画は、「第5次神戸市基本計画」の教育に関する部門別計画として位置づけられる。

神戸市教育振興基本計画は、今後10年間の教育を取り巻く環境の変化を見通し、神戸の教育が目指す子ども像「心豊かに たくましく 生きる人間」を掲げ、そのための次の3つの方向性を提示している。

- ・生きる力を育み、将来の神戸を担う人材を育成する
- ・家庭・地域・学校の連携を充実させ、社会全体で教育の向上に取り組む
- ・生涯を通じて学習することのできる機会の提供を推進する

神戸市教育振興基本計画の概要図は下記のとおりである。

# 神戸市教育振興基本計画 概要

## 本計画について

神戸市教育振興基本計画は、学校教育の年次別行動計画「特色ある神戸の教育推進アクティブプラン」や「新・神戸市生涯学習基本計画」の成果をふまえ、神戸の教育をいっそう充実させる目的で策定された神戸の教育に関する初の総合的な中期計画（平成21～25年度）である。また「神戸市総合基本計画」及び「神戸2010ビジョン」の教育に関する部門別計画でもある。

## 今後 10 年間に予想される教育を取り巻く環境の変化

- 人口減少社会と少子・超高齢化の進展
- 社会経済のグローバル化の進展や地球環境問題の深刻化
- 産業構造の変化やライフスタイルの多様化
- 家庭・地域社会の変化
- 教員の大幅な世代交代
- 学習指導要領の改訂
- 政令指定都市への権限の委譲
- 厳しい財政状況下での教育行政等のあり方

## 神戸の教育が目指す子ども像

「心豊かに たくましく 生きる人間」  
～人は人によって人になる～

### 神戸の子どもたちに身につけてほしいこと

- 基礎基本を身につけ、自ら学ぶ
- 人権を大切にし、みんなと共に生きる
- 社会のルールを守り、社会の一員であることを自覚する
- 夢を持ち、目標に向かって努力する
- 豊かな国際性を身につけ、地域や国際社会の発展につくす

## 本計画の方向性

- ①今後 10 年間を見通した神戸の教育の方向性
  - ・生きる力を育み、将来の神戸を担う人材を育成する
  - ・家庭・地域・学校の連携を充実させ、社会全体で教育の向上に取り組む
  - ・生涯を通じて学習することのできる機会の提供を推進する
- ②取組の方向性
  - ・4つの目標、10の施策、40の重点事業

## 本計画の進行管理

- ・外部の有識者を含む検討組織を設置し、毎年度、進捗状況を点検・評価する
- ・点検・評価にもとづいて、次年度で実施すべき取組を具体的に示した行動計画を定める
- ・計画期間中に状況の変化や新たに対応すべき課題が生じた場合には、見直しを行う

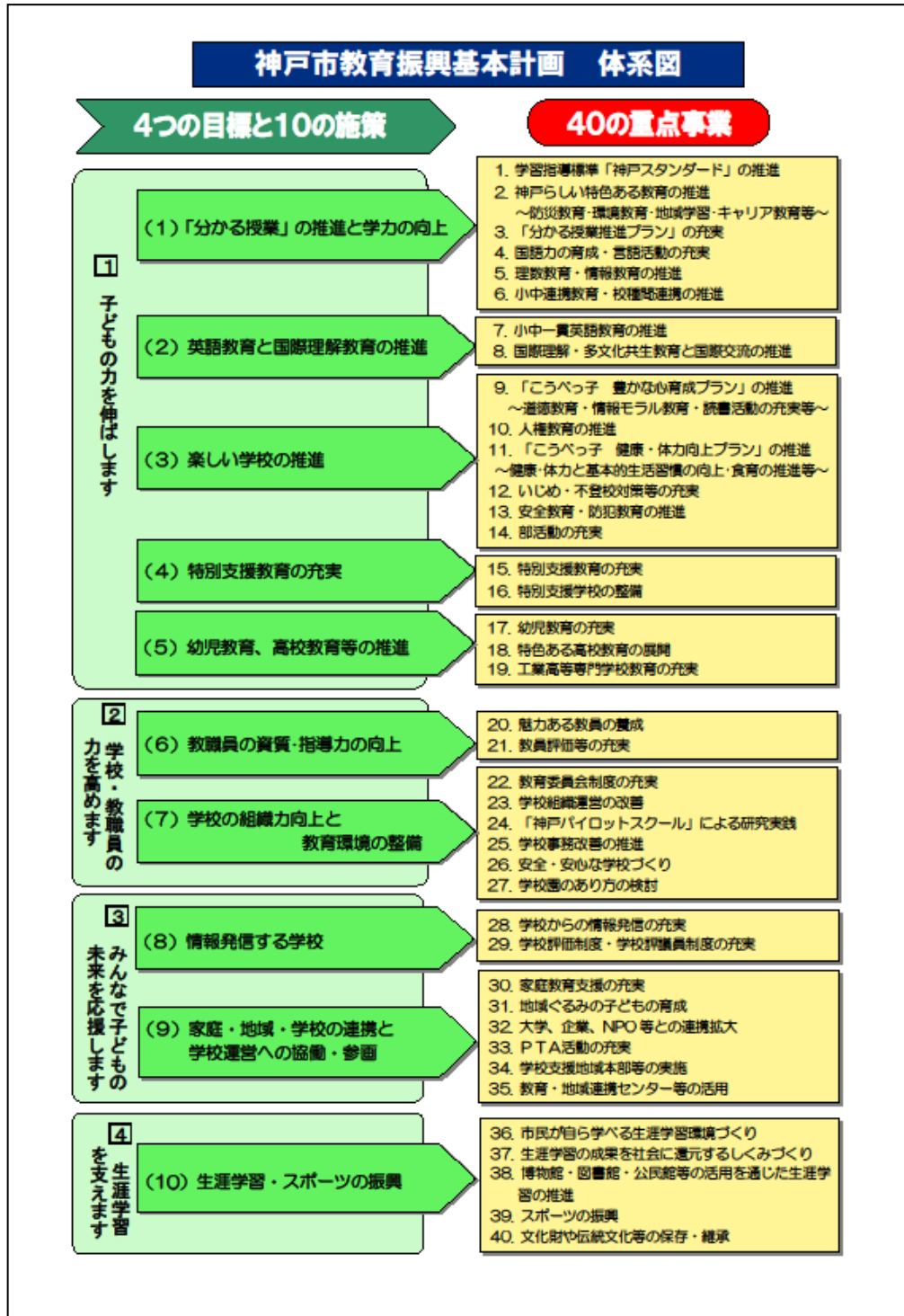
（出典：神戸市教育委員会 平成 22 年度事業概要）

## (2) 神戸市教育振興基本計画における主要施策と重点事業

神戸市は、平成 21 年度から平成 25 年度においては、既述の 3 つの方向性を具体化していくために 4 つの目標と 10 の施策を掲げている。平成 22



年度においては、当該施策に含まれる具体的な取り組みとして、40の重点事業を掲げており、その体系は次のとおりである。



(出典：神戸市教育委員会 平成22年度事業概要)

40の重点事業の主な事業内容と予算額は次のとおりである。

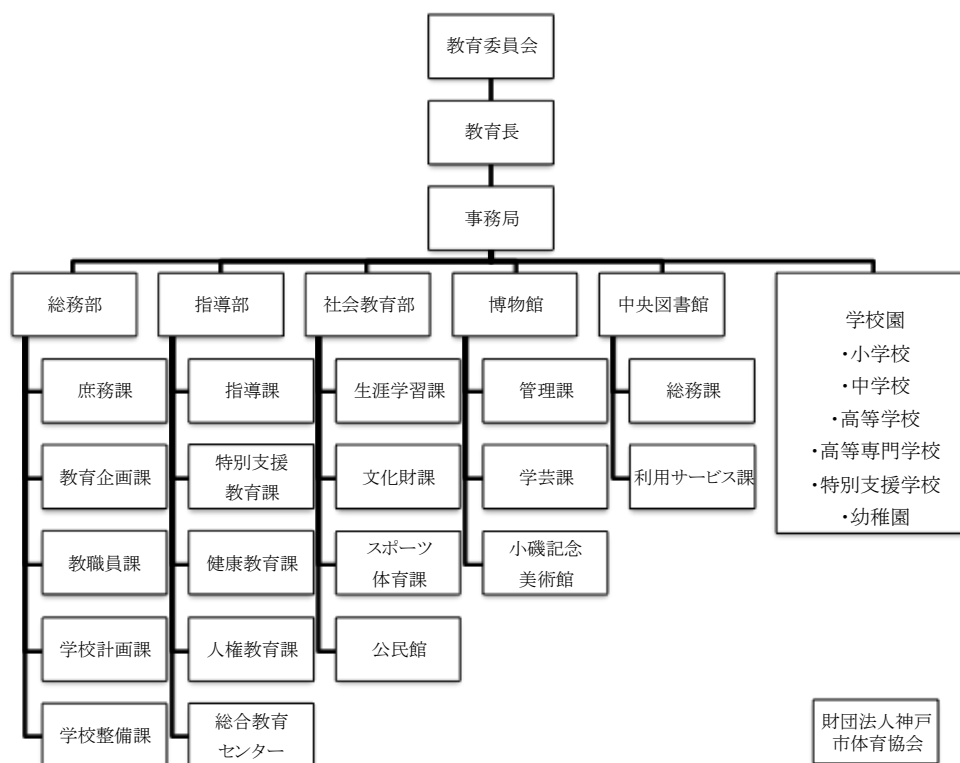
重点事業	平成22年度 当初予算額	主な事業の内容
1. 学習指導標準「神戸スタンダード」の推進	0千円	
2. 神戸らしい特色ある教育の推進	44,951千円	・ゲストティーチャー 13,986千円 ・神出自然教育園 18,002千円
3. 「分かる授業推進プラン」の充実	138,008千円	・「神戸まどめの達人」推進事業16,550千円 ・学びの基礎力向上推進事業 42,000千円 ・「分かる授業」実践推進事業 36,205千円 ・スクールサポーター事業 26,608千円
4. 国語力の育成・言語活動の充実	7,455千円	・ことばひろがる読みときブック 6,720千円
5. 理数教育・情報教育の推進	46,244千円	・小学校理科支援員 46,244千円
6. 小中連携教育・校種間連携の推進	0千円	
7. 小中一貫英語教育の推進	605,106千円	・小学校英語活動推進事業 111,938千円 ・外国人英語指導助手(ALT) 493,168千円
8. 国際理解・多文化共生教育と国際交流の推進	13,811千円	・国際交流事業 9,248千円
9. 「こうべっ子 豊かな心育成プラン」の推進	99,954千円	・体験型環境学習 44,192千円 ・トライやるウィーク 33,300千円 ・生徒指導 15,699千円
10. 人権教育の推進	3,192千円	・区域別学校園人権推進 1,678千円
11. 「こうべっ子 健康・体力向上プラン」の推進	4,731千円	・食育の推進 2,000千円 ・「こうべっ子 健康・体力向上プラン」推進 1,650千円
12. いじめ・不登校対策等の充実	221,520千円	・いじめ防止対策 16,720千円 ・スクールカウンセラー配置 182,425千円
13. 安全教育・防犯教育の推進	15,459千円	・実践的な防犯教室の推進 15,091千円
14. 部活動の充実	56,798千円	・部活動運営費等 27,791千円 ・外部指導員手当 29,079千円
15. 特別支援教育の充実	77,469千円	・学びの支援センター 25,564千円 ・特別支援教育支援員 51,905千円
16. 特別支援学校の整備	244,183千円	・友生養護学校整備 234,274千円
17. 幼児教育の充実	2,955千円	・特色ある幼稚園づくり 1,232千円
18. 特色ある高校教育の展開	4,721千円	・神戸あじさい人材育成プログラム 3,000千円
19. 工業高等専門学校教育の充実	16,437千円	・受託研究 14,000千円
20. 魅力ある教員の養成	286,945千円	・教職員研修 148,605千円 ・学生スクールサポーター 26,608千円 ・特別支援教育支援員の配置 51,905千円 ・小学校理科支援員の配置 46,244千円
21. 教員評価等の充実	13,289千円	・教職員相談室 10,451千円
22. 教育委員会制度の充実	592千円	・点検・評価委員会開催 373千円
23. 学校組織運営の改善	657千円	・管理職研修 657千円
24. 「神戸パイロットスクール」による研究実践	0千円	
25. 学校事務改善の推進	555,576千円	・情報教育基盤サービス 548,986千円
26. 安全・安心な学校づくり	6,080,915千円	・地域ぐるみ学校安全体制整備 15,091千円 ・小・中学校の耐震化 5,471,321千円 ・小・中学校のエレベーター設置 451,170千円 ・環境にやさしい学校づくり 69,071千円 ・地上デジタルテレビ放送受信対策 70,000千円
27. 学校園のあり方の検討	1,500千円	・高校教育振興 1,000千円
28. 学校からの情報発信の充実	1,054千円	・KOBエ子ども情報局 664千円
29. 学校評価制度・学校評議員制度の充実	4,016千円	・学校評価実践研究 2,800千円
30. 家庭教育支援の充実	4,222千円	・次世代のこどもを育て市民会議 3,000千円
31. 地域ぐるみの子どもの育成	231,558千円	・青少年の居場所づくり 49,150千円 ・青少年育成協議会支部活動への支援 27,648千円 ・神戸っ子のびのびひろば 154,137千円
32. 大学、企業、NPO等との連携拡大	320,887千円	・学生スクールサポーター 26,608千円 ・LD等特別支援事業 51,905千円 ・理科支援員等配置事業(国委託) 46,244千円 ・ゲストティーチャー 13,986千円 ・学校支援地域本部(国委託) 21,403千円 ・放課後子ども教室推進事業 154,137千円
33. PTA活動の充実	696千円	・PTA活動の振興 696千円
34. 学校支援地域本部等の実施	21,703千円	・学校支援地域本部 21,403千円
35. 教育・地域連携センター等の活用	16,482千円	・教育・地域連携センター 16,482千円

重点事業	平成22年度 当初予算額	主な事業の内容
36. 市民が自ら学べる生涯学習環境づくり	127,269千円	・生涯学習支援センター 127,269千円
37. 生涯学習の成果を社会に還元するしくみづくり	381,062千円	・学校支援地域本部 20,834千円 ・神戸っ子のびのびひろば 154,137千円 ・学校施設開放、マナビひろば 206,091千円
38. 博物館・図書館・公民館等の活用を通じた生涯学習の推進	1,613,903千円	・博物館 189,969千円 ・小磯記念美術館 99,863千円 ・青少年科学館 377,825千円 ・図書館指定管理料 381,402千円 ・図書館運営費 439,785千円 ・新東灘図書館整備 495,000千円(債務負担) ・公民館 125,059千円
39. スポーツの振興	1,209,726千円	・市民スポーツの振興 506,604千円 ・体育館の管理運営 682,260千円 ・体育施設整備 20,862千円
40. 文化財や伝統文化等の保存・継承	640,439千円	・文化財調査、指定、登録、認定と保存 523,021千円 ・保存活用と啓発 73,874千円 ・市所有文化財、史跡の管理と活用 43,544千円

### (3) 神戸市教育委員会の組織体制

#### 1. 神戸市教育委員会の組織

平成 22 年度の神戸市教育委員会の組織は次のとおりである。



(出典：市の提供資料より、監査人が作成)

また、教育委員会が所管する財政援助団体は、財団法人神戸市体育協会のみである。

## 2. 神戸市教育委員会の各課の職員数及び事務分掌

平成22年度教育委員会各課の職員数及び事務分掌は次のとおりである。

### ① 総務部

(人数は単位:人。平成22年5月1日現在)

課名	事務職員	技術職員	小計	教員	嘱託	合計	係	職務分掌
庶務課	14	2	16	0	0	16	総務係	1 教育委員会並びに部及び課に属する庶務 2 事務局及び教育機関(学校を除く)の定員及び職員の任免、給与、賞罰、服務その他身分取扱い 3 教育委員会の会議及び委員 4 公印事務の総括 5 文書の収発及び保存 6 事務局及び教育機関(学校を除く)の職員団体 7 職員の安全衛生 8 神戸市体育協会との連絡及び調整 9 他の部、室、課及び係の所管に属しないこと
							経理係	1 予算の編成及び執行 2 決算の総括 3 教育に係る財政制度の調査研究 4 議会提出議案の総括
教育企画課	15	0	15	3	0	18	企画調査係	1 課に属する庶務 2 教育委員会に係る特定の調査、企画及び研究 3 教育に係る重要施策の企画立案及び調整 4 教育関係法規の調査研究及び条例、規則その他の規程の制定及び改廃 5 事務局及び教育機関の事務の審査及び改善 6 広報及び広聴 7 教育に係る調査統計 8 争訟の統括 9 事務引継 10 教育の情報化の推進
							学校計画係	1 学齢児童生徒の就学並びに生徒及び幼児の入学等 2 学校の設置廃止等 3 奨学金(人権教育課の主管に属するものを除く)及び就学奨励(特別支援教育課の主管に属するものを除く) 4 私立幼稚園就園助成等 5 私立学校等の助成 6 授業料、保育料、入学選抜料等 7 他の部、室、課及び係の主管に属しない学事
教職員課	22	0	22	9	3	34	福利係	1 課に属する庶務 2 学校職員の福利、厚生 3 学校職員の給与の支払 4 学校職員の互助会及び公立学校共済組合 5 教職員寮
							人事係	1 学校職員の任免、給与の決定、賞罰、服務その他身分取扱い 2 学校職員の定員及び学級編成 3 学校職員の資質向上 4 学校職員の人事及び給与に係る調査研究 5 学校職員団体
学校計画課	16	0	16	3	1	20	計画係	1 課に属する庶務 2 神戸市立学校園のあり方検討の統括 3 教育機関の設置に関する企画、調査研究及び建設計画 4 小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更 5 校区調整審議会の庶務 6 学校施設の建設及び改修に係る国庫補助金及び起債
							調整係	1 神戸市立学校園のあり方検討の調整及び実施 2 小中学校再編 3 高等学校教育その他中等教育の振興 4 幼稚園教育振興計画
学校整備課	19	8	27	0	1	28	管理係	1 課に属する庶務 2 学校施設の管理及び保全 3 教育機関の建設の実施 4 学校施設の建設及び改修に係る国庫補助金及び起債(学校計画課計画係、特別支援教育課推進係の主管に関するものを除く) 5 不動産の取得及び処分に係る連絡及び調整 6 教育機関の敷地の設定 7 学校施設の目的外使用許可 8 学校施設の実態調査
							運営係	1 学校運営費の執行管理 2 学校事務の指導及び改善 3 学校の教具、管理備品その他の設備 4 学校の設備及び備品に係る国庫補助及び起債

② 指導部

(人数は単位:人。平成22年5月1日現在)

課名	事務職員	技術職員	小計	教員	嘱託	合計	係	職務分掌
指導課	7	4	11	45	31	87	指導係	1 部及び課に属する庶務 2 学校教育に関する諸施策の調査及び企画 3 特色ある神戸の教育推進その他学校教育の振興 4 学校教育の指導力向上 5 神出自然教育園 6 総合教育センターとの連絡及び調整
							初等教育係	1 幼稚園及び小学校の教育課程等 2 幼稚園及び小学校教育の専門的事項の指導 3 幼稚園及び小学校の国際教育 4 小学校教科書の採択及びその他教材の取扱い
							中等教育係	1 中学校及び高等学校の教育課程 2 中学校及び高等学校教育の専門的事項の指導 3 中学校及び高等学校の国際教育 4 中学校及び高等学校教科書の採択及びその他教材の取扱い 5 高等学校の通学区域
							生徒指導係	1 生徒指導の調査及び連絡調整 2 生徒指導の専門的事項の指導 3 児童生徒の校外生活指導 4 児童生徒の交通安全指導 5 青少年補導センター
特別支援教育課	8	6	14	13	6	33		1 特別支援教育に係る企画、調査研究及び連絡調整 2 特別支援教育の啓発及び相談 3 特別支援学校及び特別支援学級の教育課程 4 特別支援教育の専門的事項の指導 5 発達障害に係る教育相談及び支援(学びの支援センター) 6 特別支援学校及び特別支援学級教科書の採択及びその他教材の取扱い 7 障害児の就学指導 8 学校施設の建設及び改修に係る国庫補助金及び起債(学校計画課計画係、学校整備課管理係の主管に関するものを除く)
健康教育課	10	2	12	3	5	20	学校保健係	【学校保健係】 1 課に属する庶務 2 学校職員並びに幼児、児童及び生徒の保健衛生 3 学校の保健指導及び環境衛生 4 幼児、児童及び生徒に係る災害共済給付 5 学校保健関係団体
							給食指導係	【給食指導係】 1 学校給食 2 学校給食関係団体 3 学校給食共同調理場
人権教育課	4	0	4	5	2	11		1 人権教育に係る諸施策の企画、調査研究及び連絡調整 2 人権教育に係る専門的事項の調査、研究及び指導 3 同和奨学金
総合教育センター	5	2	7	12	20	39		1 教育職員の研修 2 教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及 3 視聴覚教育 4 児童及び生徒の教育相談 5 心身障害児教育に関する情報の提供並びに心身障害児に対する検査及び訓練 6 幼児教育 7 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

### ③ 社会教育部

(人数は単位:人。平成22年5月1日現在)

課名	事務職員	技術職員	小計	教員	嘱託	合計	係	職務分掌
生涯学習課	14	0	14	5	7	26	社会教育係	1 部及び課に属する庶務 2 社会教育に関する諸施策の企画及び調査研究 3 社会教育委員 4 生涯学習の振興 5 婦人教育, 高齢者教育その他の成人教育 6 婦人団体, PTAその他の社会教育関係団体 7 婦人会館 8 青少年科学館 9 生涯学習支援センター 10 博物館及び中央図書館との連絡及び調整
							地域教育係	1 地域における人権教育の諸施策の企画及び推進 2 家庭教育 3 学校施設開放に係る諸施策の企画及び実施 4 地域における生涯学習 5 公民館 6 地域の社会教育諸施設との連携
文化財課	33	1	34	0	1	35	文化財係	1 課に属する庶務 2 文化財保護行政の長期的施策の調査及び企画 3 文化財(埋蔵文化財を除く)の普及啓発 4 文化財(埋蔵文化財を除く)の保護及び調査 5 文化環境保存区域の保存及び育成 6 伝統的建造物群保存地区の保存整備 7 文化財関連施設の整備 8 神戸市文化財保護審議会
							財埋指蔵導文係	1 埋蔵文化財の保護 2 埋蔵文化財に係る指導及び相談 3 埋蔵文化財に関する情報収集及び統計 4 埋蔵文化財に係る事務の連絡調整
							化埋査財係	1 埋蔵文化財の調査 2 埋蔵文化財センター
							ン化埋タ財蔵一セ文	1 埋蔵文化財センターに属する庶務 2 埋蔵文化財の普及啓発 3 施設及び設備の管理
スポーツ体育課	13	1	14	11	2	27	市民スポーツ係	1 課に属する庶務 2 スポーツの振興に関する諸施策の調査及び企画 3 市民スポーツ及びレクリエーションの指導及び奨励 4 市民の健康増進 5 スポーツ振興審議会 6 体育指導委員 7 市民スポーツ関係団体 8 地域スポーツクラブの振興 9 王子スポーツセンター、中央体育館、ポートアイランドスポーツセンター、ポートアイランドホール、東灘体育館、須磨体育館、垂水体育館及び西体育館
							学校体育係	1 学校体育に関する専門的事項の指導 2 学校体育関係団体 3 児童及び生徒の体力向上 4 野外活動センター及び野外教育活動の振興 5 少年スポーツの指導及び奨励 6 児童及び生徒の国際親善 7 神戸市少年団 8 自然の家
公民館	14	8	22	8	16	46		1 公民館に属する庶務 2 文化及び体育の教室, 講座, 講演会, 展示会等の教養及び文化の向上 3 教育相談 4 自主学习への指導, 助言及び援助 5 社会教育関係の団体及び機関等への連携事業 6 その他社会教育の推進

#### ④ 博物館

(人数は単位:人、平成22年5月1日現在)

課名	事務職員	技術職員	小計	教員	嘱託	合計	係	職務分掌
博物館	19	0	19	2	2	23	管理係	1 博物館に属する庶務 2 施設及び設備の管理 3 入館料その他事業収入の収納 4 小磯記念美術館との連絡及び調整
							事業係	1 特別展、企画展等展覧会の開催の計画及び実施 2 講演会、講習会、研究会等事業の計画及び実施 3 博物館の広報広聴
							学芸係	1 博物館資料の収集及び保存 2 博物館資料の調査及び研究 3 博物館資料の陳列等による文化知識の普及及び啓発
小磯記念美術館	5	0	5	1	3	9	管理係	1 美術館に属する庶務 2 施設及び設備の管理 3 入館料その他事業収入 4 講演会、講習会、研究会等事業の実施 5 美術館の広報・広聴
							学芸係	1 展覧会の開催の計画及び実施 2 美術館資料の収集及び保存 3 美術館資料の調査及び研究 4 美術館資料の陳列等による文化知識の普及及び啓発

#### ⑤ 中央図書館

(人数は単位:人、平成22年5月1日現在)

課名	事務職員	技術職員	小計	教員	嘱託	合計	係	職務分掌
中央図書館	56	1	57	0	1	58	総務係	1 中央図書館に属する庶務 2 施設及び設備の管理 3 図書館資料の購入 4 東灘図書館、灘図書館、三宮図書館、兵庫図書館、北図書館、新長田図書館、須磨図書館、垂水図書館及び西図書館
							企画情報係	1 図書館に係る施策の企画立案及び調整 2 図書館ネットワークシステムの運用 3 情報化に係る調査、研究及び開発 4 図書館に係る評価及び改善 5 各種統計 6 職員研修の計画及び実施 7 地域連携の推進 8 図書館協議会
							市民サービス係	1 図書館資料の利用 2 一般図書、児童図書、視聴覚資料 3 子どもの読書活動推進 4 読書会、研究会、講演会、展示会、鑑賞会、おはなし会等 5 郵送貸出、対面朗読 6 自動車図書館
							相談調査係	1 調査相談事務 2 専門図書、参考図書、特別コレクション等 3 郷土、行政資料、震災関連資料 4 保存新聞 5 書庫内の図書の管理及び出納 6 書誌の編集 7 相互貸借
							資料係	1 図書館資料の収集 2 図書館資料の分類、登録等 3 図書館資料の除籍、再活用 4 書誌データの作成、整備 5 製本及び図書館資料の補修 6 館報

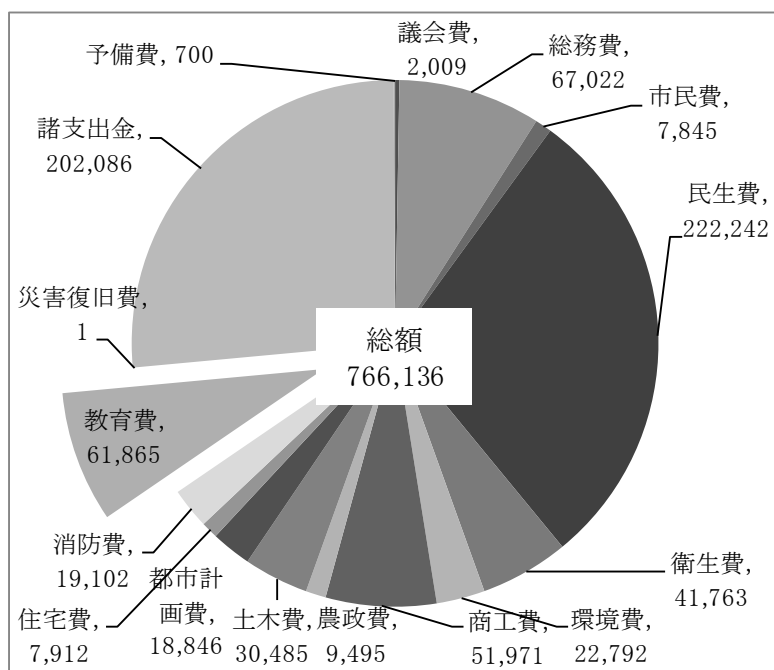
(4) 神戸市教育委員会の財政状況について

1. 神戸市予算及び決算における教育費

平成 22 年度の一般会計歳出における教育費は、次のとおり、当初予算額が 61,865 百万円（一般会計歳出に占める割合 8.1%）、決算額が 76,414 百万円（一般会計歳出に占める割合 10.2%）である。

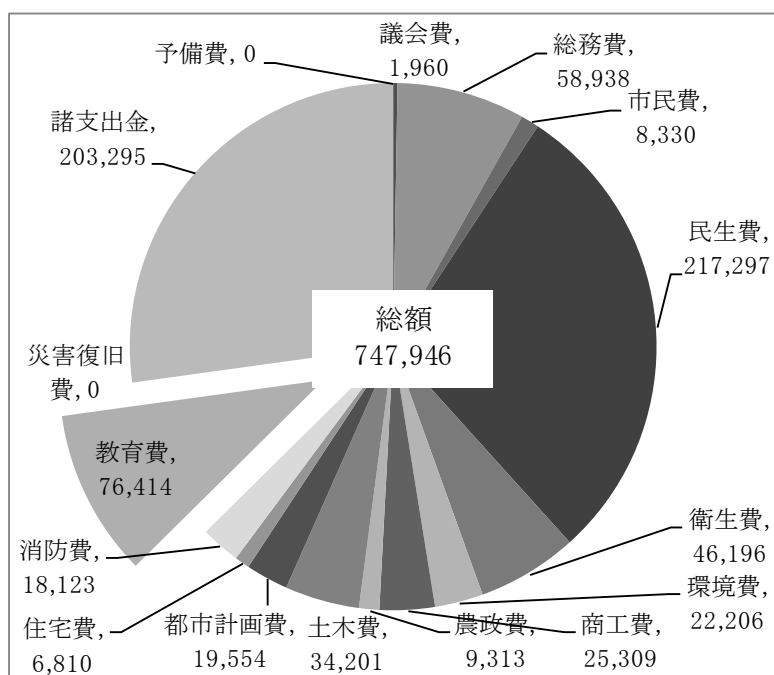
【平成 22 年度当初予算】

(単位：百万円)



【平成 22 年度決算】

(単位：百万円)





なお、教育費の当初予算額 61,865 百万円、決算額 76,414 百万円のうち、下記のとおり、教育委員会所管でない、看護大学費、外国語大学費及び社会教育費の一部（水族園費、動物園費、留学生援助費）を除いたものが、教育委員会所管の教育費であり、当初予算額は 58,432 百万円（一般会計歳出に対する構成比 7.6%）、決算額は 72,450 百万円（一般会計歳出に対する構成比 9.7%）となる。

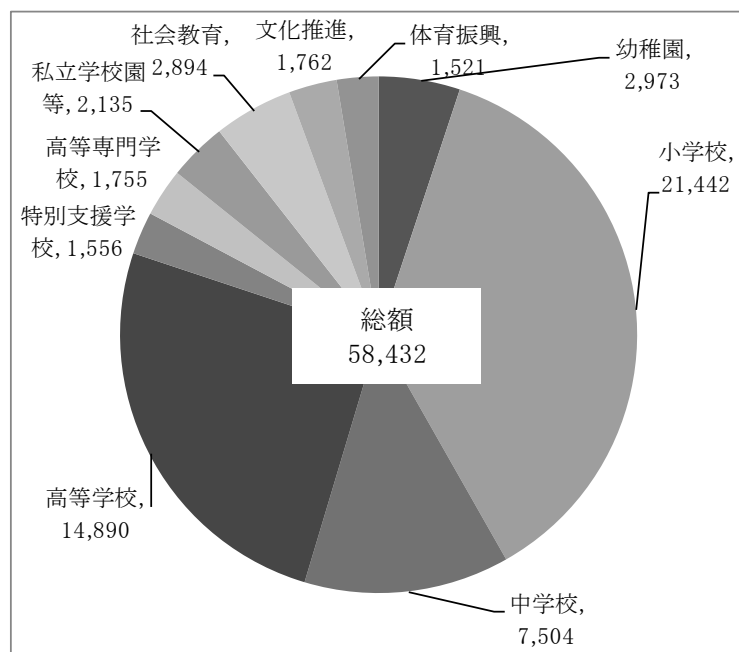
区分	平成22年度 当初予算 (単位:百万円)	平成22年度 決算 (単位:百万円)
教 育 費	61,865	76,414
うち、看護大学費	1,019	1,312
外国語大学費	1,151	1,151
社会教育費(水族園費)	483	494
社会教育費(動物園費)	719	947
社会教育費(留学生援助費)	61	60
小計	3,432	3,964
差引:教育費のうち教育委員会所管分	58,432	72,450
一 般 会 計 歳 出 額	766,136	747,946
教育委員会所管教育費の構成比	7.6%	9.7%

## 2. 平成 22 年度教育委員会の予算

### ① 目的別分類

平成 22 年度当初予算の目的別分類は次のとおりである。

【平成 22 年度当初予算 目的別分類】 (単位:百万円)



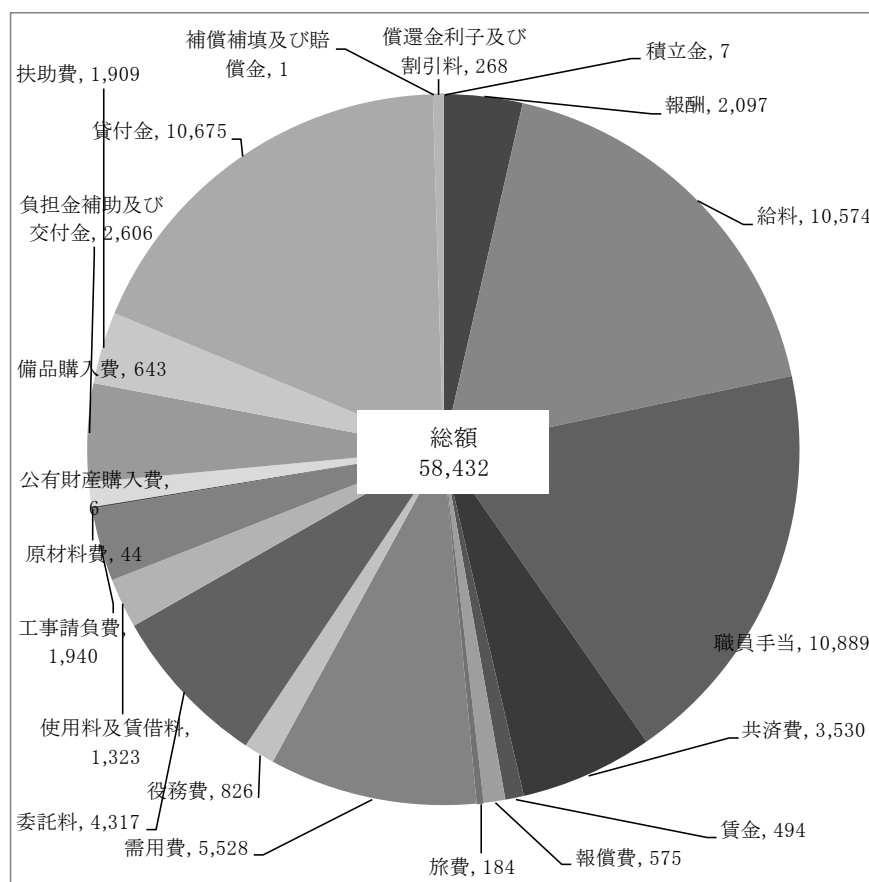
小学校、中学校、高等学校の合計が 43,836 百万円で、教育委員会所管の教育費計 58,432 百万円の 75%を占めている。小学校、中学校、高等学校予算の主な内容は小中高の教職員費 17,047 百万円、学校建設費 12,962 百万円である。

## ② 性質別分類

平成 22 年度当初予算の性質別分類は次のとおりである。

【平成 22 年度当初予算 性質別分類】

(単位：百万円)



人件費が 27,583 百万円（構成比 47.2%）、需用費 5,528 百万円（構成比 9.4%）、委託料 4,317 百万円（構成比 9.1%）、負担金補助及び交付金 2,606 百万円（構成比 4.5%）、貸付金 10,675 百万円（構成比 18.3%）が主な内容となっている。

## 【2】神戸市の児童数・学級数・学校数の状況

### (1) 神戸市の人口推移と児童数・学級数・学校数の推移

#### 1. 平成22年度学校園児童生徒数

平成22年5月1日現在の神戸市学校園児童生徒数は次のとおりである。

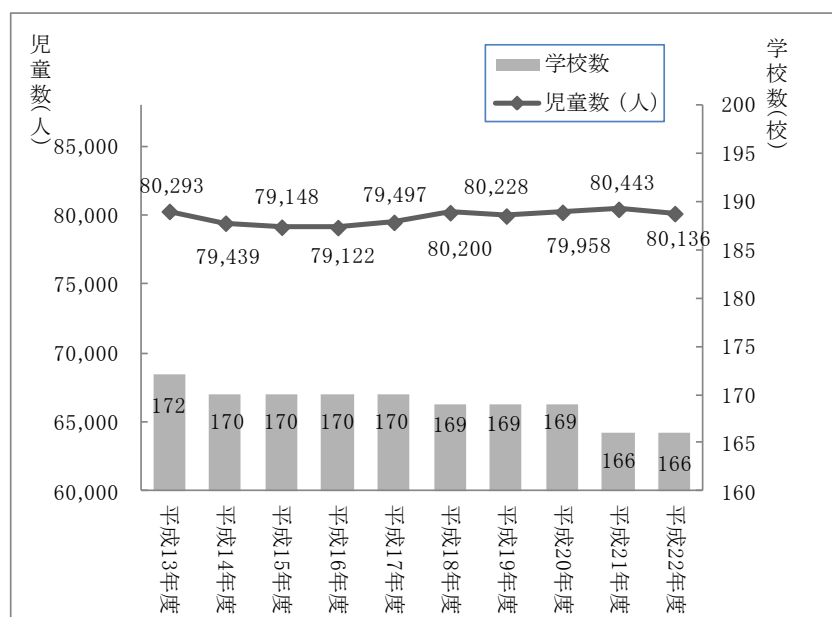
(平成22年5月1日現在)

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校	高等専門学校	総数
校園数(校園)	43	166	83 分校2	8	3	6	1	310 分校2
学級数(学級)	126	2,848	1,122	140	42	228	30	4,536
児童生徒数(人)	2,783	80,110	35,727	5,515	1,043	798	1,201	127,177

神戸市立学校園に在籍している児童生徒の人数の90%超が小学校及び中学校に在籍している。

#### 2. 最近10年間の小学校の児童数及び学校数の推移

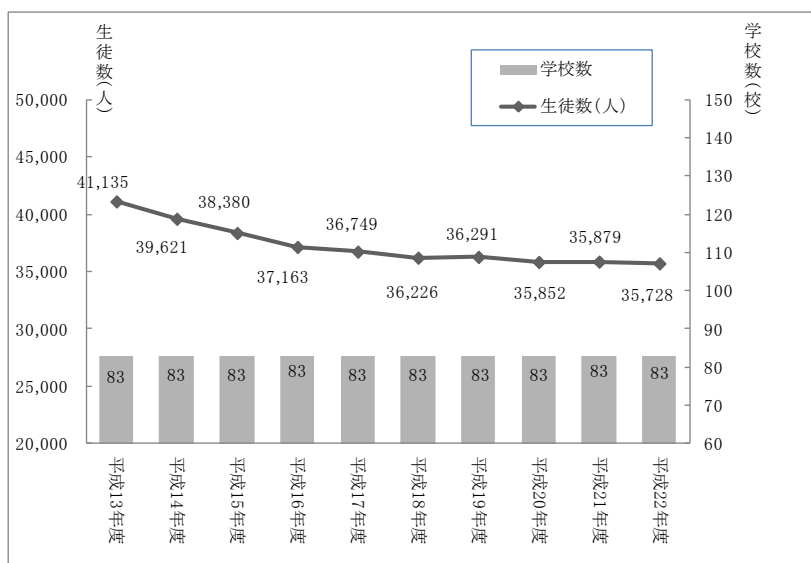
最近10年間の小学校の児童生徒数及び学校数の推移は次のとおりである。



最近10年間の推移を見ると、小学校在籍児童数はほとんど変化していないが、学校数は172校から166校に減少している。

### 3. 最近 10 年間の中学校の生徒数及び学校数の推移

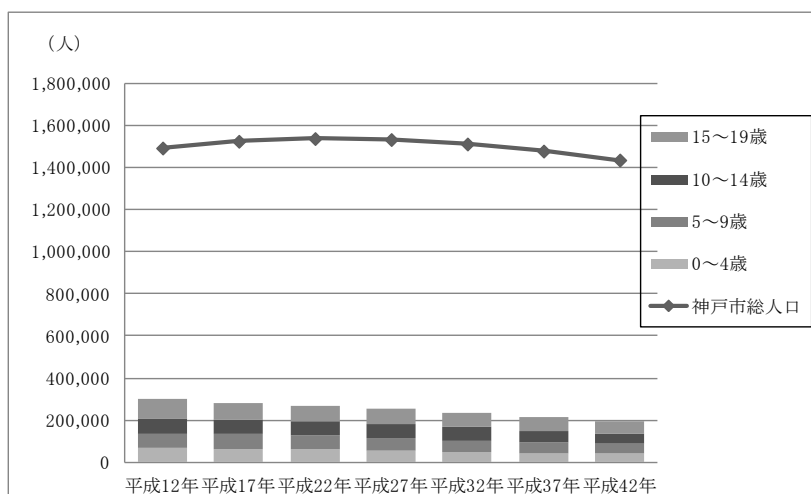
最近 10 年間の中学校の児童生徒数及び学校数の推移は次のとおりである。



中学校については平成 22 年度の在校生数は、10 年前である平成 13 年度在校生数に比較して、約 13%の減少率となっているが、学校数は 83 校のまま変化していない。

### 4. 将来の神戸市年齢別人口の推計

平成 17 年度国税調査より、平成 22 年度以降の人口推移について、市は次のように推計している。



(出典：神戸市教育振興基本計画参考資料)

平成 22 年度の神戸市の教育の対象となる人口は、約 10 年前の平成 12 年度に比較して約 10%の減少率と推計されており、今後 10 年間においても減少し続けることが見込まれている。

## 第3編 監査の結果及び意見

### 第1 総論

#### 【1】各事業に共通する監査の意見

ここでは、各論に記載した事務事業について監査を実施した結果、監査人が監査の過程で気が付いた事項で各事務事業に共通する有用と考える点を「意見」として記載している。

##### (1) 事業別予算実績比較の実施について(意見)

教育に関する中期計画である、神戸市教育振興基本計画(平成21年度～平成25年度)に基づき、教育委員会は、毎年度、重点施策を定めた上で、その実施のための各事業を担当課ごとに細分化し、事業別予算を組んでいる。しかし、このように目的に沿った形で、具体的な取組の方向性を細分化した予算を編成しているものの、細分化された予算に対応する形では決算実績は報告されていない。

このため、事業毎の決算実績が予算に対応したものになっているか読み取るのは極めて困難である。事業実績については、市民に対する説明責任を十分果たす観点から、予算に対応した事業単位で、予算と比較可能な形で報告すべきと考える。

##### (2) 事務事業評価の実施について(意見)

市は、神戸市行政評価条例に基づき、平成15年度から平成17年度に、市のほぼ全事業について市の内部評価と外部評価委員会による評価を実施し、その中で「やや不適合」又は「不適合」とされた事業について、平成18年度から平成20年度において見直し・検証を実施した。しかしそれ以降の事務事業評価は行っていない。

教育委員会は、一定の自主性・自立性を与えられている組織であり、それに見合った予算措置をされていることから、他の一般行政の部局同様、事業の実施結果を市民へ説明する責任がある。この市民への説明責任の観点及び、市職員が、事業の有効性及び効率性を意識して業務を遂行するという観点からは、予算(Plan)に基づき実施(Do)した事業について、その必要性や実績の効率性、有効性を評価(Check)し、その結果を次年度以降の方向性に反映させる(Action)というPDCAサイクルを継続して運用し、その結果を公表することが有用である。

PDCA サイクルの運用にあたっては、平成 15 年度から平成 17 年度に実施した事務事業評価の仕組みを利用して、教育委員会独自で同様の評価を継続して行うことが効率的であると考えられる。

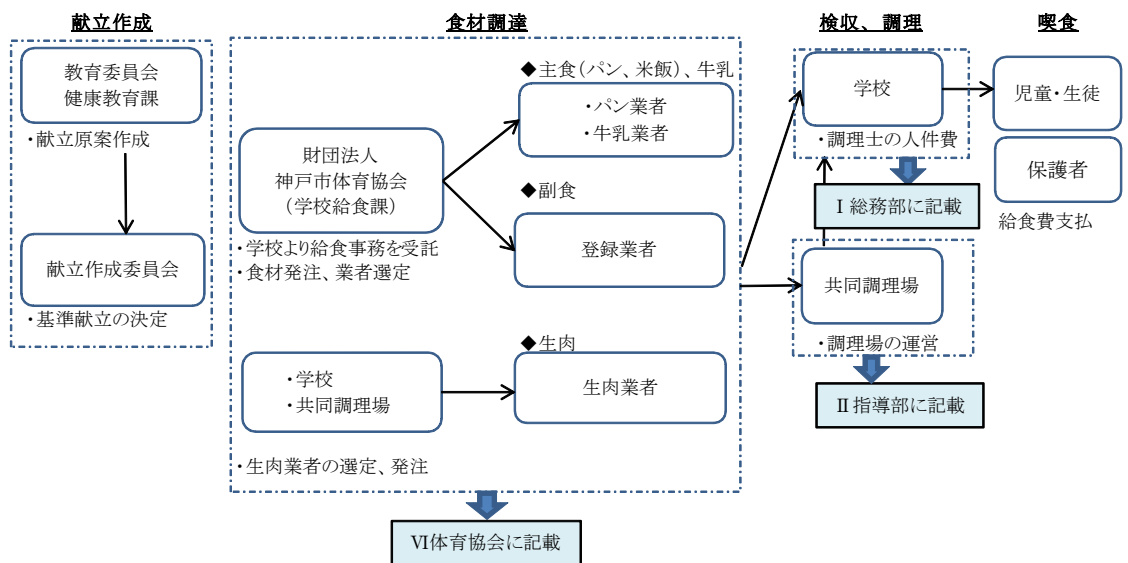


指摘事項	結果意見参考	第2編 第2各論の記載箇所	総務部										指導部				社会教育部		神戸市立博物館の管理運営	学校	財団法人神戸市体育協会
			学校先行建設事業	学校先行建設事業貸付金	学校施設改修事業	私立幼稚園就園奨励助成事業	私学振興対策事業	就学援助事業及び奨学金事業	小中学校市費職員人件費の事務管理	学校給食共同調理場の管理運営	中学校昼食対策事業	中学校給食共同調理場の管理運営	総合教育センターの管理運営	神戸市地域改善奨学金事業	学校施設開放事業	スポーツイベントの推進事業					
<b>工事請負費について</b>																					
仕様変更にもなう増額設計変更について	意見	I 総務部【1】 I 総務部【4】	○	○																	
<b>学校先行建設事業貸付金について</b>																					
継続・反復して実施している単年度貸付について	意見	I 総務部【2】		○																	
学校施設の神戸市都市整備公社からの速やかな買戻しについて	意見	I 総務部【2】 V 学校【1】		○																○	
<b>委託料について</b>																					
委託業者の財務状況の継続的なモニタリングについて	意見	II 指導部【5】										○									
<b>事業の選択について</b>																					
中学校昼食販売制度の縮小及び運用見直しについて	意見	II 指導部【6】									○										
運営コストと利用者ニーズを考慮した選択と集中について	意見	III 社会教育部【1】																		○	
市民図書館の蔵書管理について	意見	III 社会教育部【1】																		○	
<b>内部統制について</b>																					
発注と検収の実質的な職務分離について(公費の支出事務)	意見	V 学校【3】																		○	
理事會及び評議員会の運営について	意見	VI 体育協会【1】																		○	
<b>学校給食事業について</b>																					
<b>【保護者への説明・報告】</b>																					
給食費の仕組及び市の給食費中期収支計画と実績比較に関する説明・報告について	参考	V 学校【5】																		○	
各校の給食費決算報告について	参考	V 学校【5】																		○	
<b>【債権管理】</b>																					
給食費徴収状況の正確な把握について	参考	V 学校【5】																		○	
督促状の早期発行及び送付について	参考	V 学校【5】																		○	
生活保護世帯の代理受給について	参考	V 学校【5】																		○	
法的措置の促進について	参考	V 学校【5】																		○	
給食費の公会計への組み込み	参考	V 学校【5】																		○	
<b>【給食材料の調達について】</b>																					
給食費納入遅滞校に対する督促マニュアルの不整備について	結果	VI 体育協会【2】																		○	
生肉の基準価格の見直しについて	意見	VI 体育協会【2】																		○	
生肉の購入方法の適正化について	意見	VI 体育協会【2】																		○	
入札事務回数の軽減について	意見	VI 体育協会【2】																		○	
<b>学校徴収金について</b>																					
<b>【保護者への説明・報告】</b>																					
保護者への決算報告の漏れについて	参考	V 学校【4】 V 学校【6】																		○	
保護者への決算報告の徹底について	参考	V 学校【4】																		○	
<b>【債権管理】</b>																					
未収債権台帳及び納付交渉記録の整備の徹底について	参考	V 学校【4】																		○	
<b>【予算編成】</b>																					
学校徴収金の予算編成プロセスについて	参考	V 学校【4】																		○	
修学旅行等のバス会社選定手続について	参考	V 学校【4】																		○	
<b>【徴収事務】</b>																					
振込による徴収の徹底及び担任の現金預りの防止について	参考	V 学校【4】																		○	
領収書の連番管理について	参考	V 学校【4】																		○	
<b>【出納事務】</b>																					
収入決議書決裁の漏れについて	参考	V 学校【6】																		○	
出納簿の検査、承認作業の漏れについて	参考	V 学校【6】																		○	
通帳残高と出納簿の月次照合について	参考	V 学校【6】																		○	
会計検査項目の統一化について	参考	V 学校【6】																		○	
発注と検収の実質的な職務分離について(学校徴収金の支出事務)	参考	V 学校【6】																		○	
<b>学校指定業者の選定事務</b>																					
絵の具セット等の学校指定業者の選定方法について	参考	V 学校【7】																		○	
学校カメラマンの選定方法について	参考	V 学校【7】																		○	
体操服の購入業者の選定方法について	参考	V 学校【7】																		○	

(注) 学校給食事業について

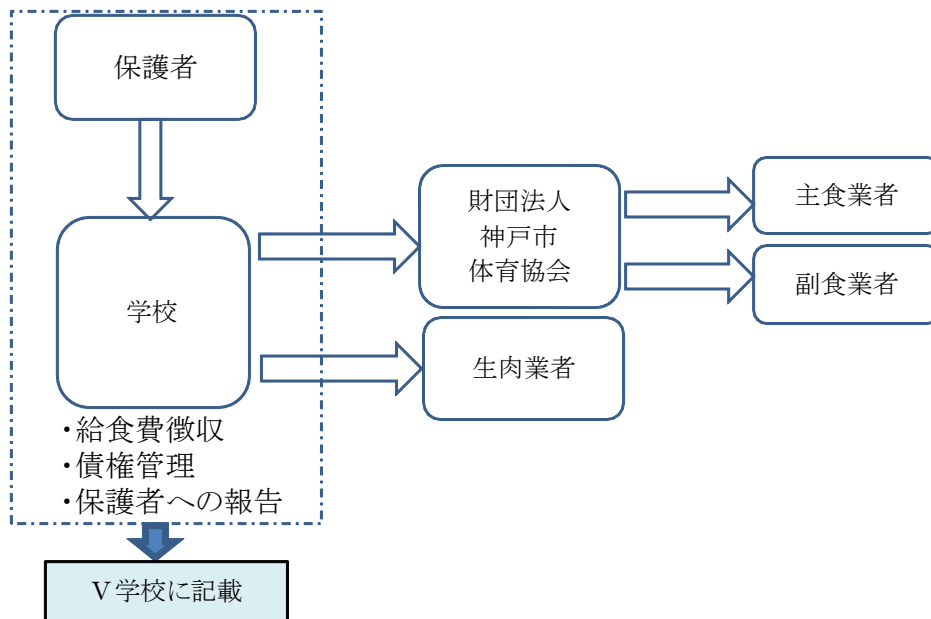
給食事業は複数の部課及び外郭団体が携わっているため、結果及び意見並びに参考意見は原則として所管別に記載している。以下に給食事業に関する業務概要、資金の流れ、及び本報告書における記載箇所を図示する。





(注) 学校における生肉業者の選定・発注・支払は各学校ですべて行っている。一方、共同調理場における生肉業者の選定・発注は共同調理場で行うが、生肉業者への支払は体育協会が行っている。

【給食費に係る資金の流れ】



## 第2 各論

### I. 教育委員会事務局 総務部

#### 【1】 学校園建設事業

##### (1) 概要

##### 1. 夢野の丘小学校整備

##### ① 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 総務部 学校計画課
事務事業名	夢野の丘小学校整備
事務事業の目的	4小学校(菊水、鶴越、夢野、東山)の小規模化、校舎老朽化、敷地狭隘等の課題を解消し、新校舎建設により統合的な教育環境の整備を図る
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	2. 学校・教職員の力を高めます (7)学校の組織力向上と教育環境の整備 26. 安全・安心な学校の整備
事務事業の概要	夢の丘小学校の校舎、体育館、給食施設、プールの新設

菊水、鶴越、夢野、東山の4小学校を統合し、平成21年4月に夢野小学校を仮校舎として開校した「夢野の丘小学校」について、旧東山小学校校地を拡張して新校舎を建設した事業である。新校舎は平成22年12月に完成、仮校舎から新校舎への移転をしている。

夢野の丘小学校新築工事の概要は次のとおりである。

所在地	神戸市兵庫区東山町4丁目20番地
敷地面積	10,865.82㎡
構造規模	校舎棟:鉄筋コンクリート造 地上4階建 1棟
体育館	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階建 1棟
体育倉庫	鉄筋コンクリート造 地上平屋建 1棟
禽舎	鉄骨造 地上平屋建 1棟
ごみ置場	鉄骨造(メーカー規格) 地上平屋建 2棟
建築面積	4519.02㎡

夢野の丘小学校新築工事にかかる工事請負契約金額は次のとおりである。

工事の種類	工事請負契約金額(千円)
校舎新築に関する工事	
設計	50,850
校舎建築工事	1,319,183
機械工事	195,405
電気工事	146,580
昇降機工事	12,905
ガス設備工事	17,472
グラウンド整備工事	49,275
合計	1,791,670

② 事業の実績

i) 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
夢野の丘小学校整備(平成20年度～平成22年度事業)	429,758	520,339	895,000	1,072,082
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 194,828 )	( 397,967 )	( 390,035 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
夢野の丘小学校整備 (前年度繰越)	0	0	505,460	505,460
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 171,986 )	( 171,986 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

夢野の丘小学校整備（平成20年度～平成22年度事業）の平成22年度の予算額1,072,082千円に対して、決算額が895,000千円と、177,082千円減額となった主な内容は、次のとおりである。

- ・ 予算額に含まれているが平成23年度に繰越された外溝工事100,000千円
- ・ 予算上は、電気工事並びに機械設備工事の落札率を建築工事並みの72%と想定していたが、実際は電気工事は51%、機械設備工事は65%と、建築工事より低い落札率となったことによる影響額77,000千円

平成22年度決算額合計額の性質別分類は次のとおりである。

事務事業名	性質別分類(千円)					
	委託料	需用費	備品購入費	工事請負費	その他	合計
夢野の丘小学校整備	12,112	16,313	19,011	1,311,188	41,836	1,400,460

2. 丸山小学校校舎等改築

① 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 総務部 学校計画課、学校整備課
事務事業名	丸山小学校校舎等改築
事務事業の目的	校舎等の耐震化のための改築、プール新設により教育環境の充実にを図る
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	2. 学校・教職員の力を高めます (7)学校の組織力向上と教育環境の整備 26. 安全・安心な学校の整備
事務事業の概要	丸山小学校の校舎及び体育館ならびに給食施設の改築、プールの新設

丸山小学校について、旧校舎の老朽化と耐震化に対応するため、仮設校舎の建築、既存校舎の取り壊し、新校舎の建築を平成20年度から平成24年度にかけて行う。

丸山小学校校舎等の改築工事の概要は、次のとおりである。

所在地	神戸市長田区西丸山町3丁目2-1
敷地面積	10,443㎡
構造規模	校舎棟:鉄筋コンクリート造 地上5階建 1棟
体育館	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階建 1棟
体育倉庫	鉄筋コンクリート造 地上平屋建 1棟
禽舎	鉄骨造 地上平屋建 1棟
防火水槽	鉄筋コンクリート造 地中埋設型 1棟
建築面積	6,211㎡

工事請負契約金額は次のとおりである。

工事の種類	工事請負契約金額(千円)
仮設校舎に関する工事	
校舎改修工事	20,932
電気設備工事	6,614
機械設備工事	3,885
校舎新築に関する工事	
旧校舎解体撤去工事	66,562
改築工事	1,016,400
電気設備工事	162,439
機械設備工事	114,922
ガス設備工事	15,653
昇降機設備工事	11,825
合計	1,419,232

## ② 事業の実績

### i) 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
丸山小学校校舎等改築(平成20年度～平成24年度事業)	0	59,236	215,526	1,133,753
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 50,253 )	( 163,876 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
丸山小学校校舎等改築(前年度繰越)	0	0	45,209	146,000
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

丸山小学校校舎等改築（平成 20 年度～平成 24 年度事業）と、同改築（前年度繰越）の平成 22 年度予算額計 1,279,753 千円に対して、実績額計が 260,735 千円と、1,019,018 千円減額となった主な内容は、次のとおりである。

- ・平成 23 年度に繰越となった予算額 867,000 千円
- ・予算額に含まれていたが、調査の結果不要となった擁壁設置工事費 131,000 千円

平成 22 年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

事務事業名	性質別分類(千円)						
	負担金	委託料	需用費	備品購入費	工事請負費	その他	合計
丸山小学校校舎等改築	20,927	3,012	14,764	857	178,251	42,924	260,735

## (2) 監査の視点

夢野の丘小学校整備事業、丸山小学校校舎等改築事業の主たる費目である工事請負費を監査の対象とする。工事請負費についての監査の視点は次のとおりである。

1. 学校園建設事業は神戸市教育振興基本計画、学校施設耐震化計画に基づき計画的に進められているか
2. 入札から工事検査までの書類は、規則に準拠して整備及び保管されているか

## (3) 実施した監査の手続

1. 神戸市教育振興基本計画に基づき作成された予算及び債務負担行為と学校園建設事業実績を比較し、計画通りに事業が進められているかどうかを調査した。
2. 主要な工事をサンプルとして、以下の関係書類を閲覧した。
  - ・制限付一般競争入札の執行及び工事請負契約の締結について (伺)
  - ・予定価格の決定について(伺)
  - ・落札者決定通知書
  - ・都市計画総局参事から行財政局財政部経営課長宛：債務負担行為等にかかる支払限度額及び出来高予定額の決定について (伺)
  - ・工事請負契約書
  - ・工事請負契約変更要求書
  - ・工事請負変更契約書
  - ・工事完成届

なお、監査対象とした工事は次のとおりである。

工事種類	請負業者名	工事期間(又は契約日)	契約額(税込・千円)
夢野の丘小学校整備			
建築工事	A(株)	契約日:平成21年5月 工期:平成21年6月～平成22年11月	1,246,350
建築工事(設計変更)	同上	変更契約日:平成22年1月	23,289
同上	同上	変更契約日:平成22年4月	4,190
同上	同上	変更契約日:平成22年10月	25,284
同上	同上	変更契約日:平成22年11月 工期:平成22年11月～平成22年12月	7,051
同上	同上	変更契約日:平成22年12月	13,020
機械工事	(株)B	契約日:平成22年1月 工期:平成22年1月～平成22年11月	194,670
電気工事	C(株)	契約日:平成21年11月 工期:平成21年11月～平成22年11月	141,645
エレベーター工事	D(株)	契約日:平成21年10月 工期:平成21年10月～平成22年11月	12,905
グラウンド工事	E(有)	契約日:平成22年10月 工期:平成22年10月～平成23年1月	45,285
丸山小学校校舎等改築			
既存校舎撤去工事	F(株)	契約日:平成22年6月 工期:平成22年6月～平成22年11月	66,562
校舎改築工事	A(株)	契約日:平成22年6月 工期:平成22年6月～平成25年3月	1,016,400
校舎改築に伴う機械工事	G(株)	契約日:平成23年2月 工期:平成23年2月～平成25年3月	114,922
校舎改築に伴う電気工事	(株)H	契約日:平成22年11月 工期:平成22年11月～平成25年3月	162,439

#### (4) 意見

##### 1. 仕様変更にもなう増額設計変更について

神戸市入札制度では、20 百万円以上 2,300 百万円未満の工事請負契約は、制限付一般競争入札(注1)によることとされており、また、500 百万円以上の工事は市議会の議決に付さなければならないこととされている。

夢野の丘小学校建築工事(予定価格 1,731,450 千円)については、制限付一般競争入札(低入札価格調査制度の適用工事(注2))により6社が応札した結果、A(株)が1,246,350千円で落札、平成21年5月21日に工事請負契約を契約締結している。その後、平成22年4月から5回の設計変更により72,833千円の増額変更を行っている。

設計変更の内容については、次のとおりであり、天井仕上げの仕様変更、

窓の自動開閉装置への変更等、入札の対象となっている当初の設計段階で定めておけば変更は必要なかったと思われる仕様変更が多く見受けられた。

請負業者名	契約額(税込・千円)	設計変更の内容
A(株)	1,246,350	
同上	23,289	①杭の変更、基礎梁等構造の一部変更 ②体育館棟のSD117 取止め ③展望スペース横の屋外倉庫の取止め、展望スペースに変更 ④天井仕上げの一部変更 ⑤残土処分地を布施畑環境センターに変更 ⑥既存杭の撤去数の変更 ⑦ダウンザホールハンマー工法及びオールケーシング工法に一部変更(地中障害物があったため)
同上	4,190	記載省略
同上	25,284	①ガラスの仕様を一部変更 ②体育館棟屋根を断熱仕様に変更 ③体育館棟のメンテナンスデッキの変更 ④校舎棟会談室の上部窓を自動開閉装置に変更 ⑤給食室及び階段室の管理用シャッターの位置変更 ⑥家具の変更 ⑦体育館更衣室のシャワー室の仕様の変更 ⑧体育館アリーナ照明用の鉄骨の変更 ⑨外装塗装の仕様の変更 ⑩その他変更項目
同上	7,051	①屋上庭園および屋上菜園の設置
同上	13,020	①家具の変更 ②ふかし壁の範囲の変更 ③床点検口の数量の変更 ④来客用便所の車椅子便所の使用の変更 ⑤階段およびスロープの手すりを2段手すりに変更 ⑥SD扉の幅の変更 ⑦配管バックの範囲の変更 ⑧体育館アリーナ照明用鉄骨の変更(補強) ⑨市道の改修範囲の変更 ⑩その他変更項目

工事の過程で発見された障害物の除去等のための設計変更等はやむをえないが、仕様の変更にともなう設計変更については、落札率(注 3)の低い業

者に後から利益を与えているという印象を与えかねないため、極力、後から設計変更が生じないように、教育委員会は、都市計画総局に設計依頼をする前の段階で仕様を決定しておくべきであるとする。

(注 1) 制限付一般競争入札とは、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、あらかじめ定めた、実績、従業員の数、資本の額、その他の経営の規模及び状況等の資格を有する者について、さらに当該入札に参加する者の事業所の所在地又はそのものの当該契約に係る工事等についての経験もしくは技術的適正の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせるものである(地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 より)。

(注 2) 低入札価格調査制度とは、調査基準価格を下回る入札があった場合に、適正な工事の施工が可能かどうか疑義が生じるため、市が入札者の積算根拠等について調査を行うものである。市では 500 百万円以上の工事請負契約を低入札価格調査の対象としている。なお、低入札価格調査には失格基準価格が設定されており、これを下回ると契約候補者となることできない(低入札価格調査手続要綱より)。

(注 3) 落札率とは、予定価格に対する落札額の割合である。



## 【2】学校先行建設事業貸付金

### (1) 概要

#### 1. 学校先行建設事業貸付金の仕組みについて

集団住宅の建築等により急激に人口が急増している地域において、学校施設を先行建築するために、市と財団法人神戸市都市整備公社が、学校施設の先行整備に関する業務について協定を締結し、市は財団法人神戸市都市整備公社に対して、建設に要する費用等の事業運転資金を毎年度予算の範囲内で、小中学校建設事業については無利子で、新高校の建設事業については、短期プライムレートによる貸付利率で貸付を行うこととしており、平成 22 年度は 1.475%であった。

市は、財団法人神戸市都市整備公社に、年度初めに学校園の建設等にかかる資金を貸し付け、年度末には貸付金の返済を受けることを繰り返す。財団法人神戸市都市整備公社は、工事請負業者から施設の引渡を受けたときは、すみやかに市と当該施設の使用貸借契約を締結し、無償で市に貸し付ける。最終的には、市が、原則として施設の使用を開始してから 5 年以内で、国庫補助の公立学校施設整備負担金の交付を受ける要件を満たす学級数に達した年度に、財団法人神戸市都市整備公社から有償で買い戻す仕組みである。

なお、財団法人神戸市都市整備公社は、年度末に市に貸付金を一時的に返済するために、つなぎ資金として民間金融機関から借入をしている。平成 22 年度は、平成 23 年 3 月 31 日から平成 24 年 4 月 1 日の 2 日間にわたり 11,000,000 千円を借入し、利息 889 千円を支払っている。

平成 22 年度は、井吹西小学校、渚中学校、長尾小学校新築、長尾小学校増築、須磨翔風高校について、学校先行建設事業貸付金の貸付を行っている。そして、このうち渚中学校と長尾小学校新築について、平成 22 年度中に財団法人神戸市都市整備公社より買い戻しを行っている。

## 2. 学校先行建設事業貸付金

### ① 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 総務部 学校計画課(須磨翔風高校)、学校整備課(長尾小学校、井吹西小学校、渚中学校)
事務事業名	学校先行建設事業貸付金(長尾小学校、井吹西小学校、渚中学校、須磨翔風高校)
事務事業の目的	人口急増地域での学校施設の早期充実を図るため
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	2. 学校・教職員の力を高めます (7)学校の組織力向上と教育環境の整備 26. 安全・安心な学校の整備
事務事業の概要	学校先行建設事業資金として、神戸市都市整備公社に対して貸付を行う

### ② 事業の実績

#### i) 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
学校先行建設事業貸付金 (須磨翔風高校)	1,712,280	3,599,315	3,599,315	4,085,000
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
学校先行建設事業貸付金 (長尾小学校、井吹西小学校、渚中学校)	7,953,884	6,294,501	6,522,155	6,816,469
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成 22 年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

事務事業名	性質別分類(千円)	
	貸付金	合計
学校先行建設事業貸付金 (須磨翔風高校)	3,599,315	3,599,315
学校先行建設事業貸付金 (長尾小学校、井吹西小学校、渚中学校)	6,522,155	6,522,155

#### ii) 事業実績

平成 22 年度に貸付を行った学校先行建設事業貸付金の内訳及び平成 22 年度に買戻しを行った費用の内訳等は次のとおりである。

(単位:千円)

学校名	貸付金額	建設価格 (工事費+諸経費)	利息(注)	計	譲渡に要した費用	使用開始年度	買戻し年度
井吹西小学校	2,092,607	1,920,136	172,471	2,092,607	(買戻未了)	平成9年度	平成25年度(予定)
渚中学校	2,349,857	2,144,275	205,583	2,349,857	2,349,857	平成9年度	平成22年度
長尾小学校新築	1,744,167	1,744,167	0	1,744,167	1,744,167	平成18年度	平成22年度
長尾小学校増築	335,524	335,524	0	335,524	(買戻未了)	平成22年度	平成27年度(予定)
小計	6,522,155	6,144,102	378,053	6,522,155			
須磨翔風高校	3,599,315	3,972,698	48,804	4,021,502	(買戻未了)	平成21年度	平成24年度(予定)
合計	10,121,470	10,116,800	426,858	10,543,658			

(注) 高校建設事業の譲渡費用には利息を含む。

小中学校建設事業については、平成17年3月31日までは利息を含む金銭消費貸借契約を締結していたが、その後は利息を含まない契約に変更されている。したがって、小中学校の利息欄は平成17年3月31日までの利息である。

### 3. 先行建設学校の買戻し(長尾小学校新築分、渚中学校)

#### ① 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 総務部 学校計画課、学校整備課
事務事業名	先行建設学校の買戻し(長尾小学校新築分、渚中学校)
事務事業の目的	人口急増地域での学校施設の早期充実に資するため
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	2. 学校・教職員の力を高めます (7)学校の組織力向上と教育環境の整備 26. 安全・安心な学校の整備
事務事業の概要	(財)神戸市都市整備公社に先行建設を依頼し、施設が完成した後に同財団から借用していた小中学校の買戻しを行う

#### ② 事業の実績

##### i) 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
先行建設学校の買戻し(長尾小学校新築分)	0	0	1,744,167	1,744,168
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 484,918 )	( 462,868 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
先行建設学校の買戻し(渚中学校)	0	0	2,349,857	2,349,858
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 665,258 )	( 622,619 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成22年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

事務事業名	性質別分類(千円)	
	その他	合計
先行建設学校の買戻し(長尾小学校新築分、渚中学校)	4,094,025	4,094,025

##### ii) 事業実績

買戻しに要した費用の内訳については、2. 学校先行建設事業貸付金②事業の実績 ii) 事業実績を参照。

## (2) 監査の視点

1. 学校先行建設事業貸付金の貸付及び該当校の買戻しは神戸市教育振興基本計画に基づき計画的に進められているか
2. 市と財団法人神戸市都市整備公社との先行整備、貸付、施設譲渡に関する契約書類の整備及び保管状況は法令等に準拠して実施されているか
3. 学校先行建設事業貸付金事業は経済的に実施されているか

## (3) 実施した監査の手続

1. 神戸市教育振興基本計画に基づき編成された予算及び債務負担行為と学校先行建設事業貸付金実績を比較し、計画通り貸付及び買戻しが行われているかどうかを調査した。
2. 学校先行建設事業貸付金の根拠である宅地開発又は住宅建設に関連する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項（昭和 42 年 6 月 1 日五省協定建設事務次官、大蔵事務次官、文部事務次官、厚生事務次官、自治事務次官）を閲覧した。
3. 以下の神戸市と財団法人神戸市都市整備公社間で締結された書類を閲覧した。
  - ・学校教育施設の先行整備に関する協定書
  - ・第三学区新構想高校の先行整備に関する覚書
  - ・第三学区新構想高校の先行整備に関する確認書
  - ・金銭消費貸借契約書(平成 22 年度分)
  - ・学校教育施設譲渡契約書と譲渡代金明細書、原価確定総括票(渚中学校、長尾小学校)
4. 支払利息の計算の正確性を検討するために以下の書類を閲覧した。
  - ・財団法人神戸市都市整備公社の発行した支払利息計算書
  - ・財団法人神戸市都市整備公社の民間金融機関に対する特殊当座借越契約書

## (4) 意見

1. 継続・反復して実施している単年度貸付について

市は、実態としては、財団法人神戸市都市整備公社への、学校施設整備事業の開始から施設の買戻しを行うまでを貸付期間とする長期貸付であるものについて、年度末日に一時的に全額の返済を受け、翌年度初日に再貸付を行うという単年度貸付を継続・反復して実施している。担当課による

と、学校教育施設の先行整備に関する協定書第 6 条「市は、公社に対して、毎年度予算の範囲内で、事業運転期資金の貸付を行うものとする」を根拠に、単年度貸付として継続・反復してきたとのことである。

しかし、形式的には法令規則に従っていても、単年度貸付を継続・反復することは実質的には長期貸付であり、現状の会計処理では、実態とは異なる歳入歳出額が決算報告されることになる。

また、財団法人神戸市都市整備公社は、年度末から翌年度初日の 2 日間のつなぎ資金として、毎年度末に民間金融機関から一時的に借入を行っており、平成 22 年度は 11,000,000 千円の短期借入額に対して、年利 1.475%で、889 千円の利息の支払を行っている。この民間金融機関に対する支払利息のうち、高校及び平成 17 年 3 月 31 日以前の小中学校の先行建設事業貸付分については、最終的に市の買戻し価格に含まれ、市の負担となる。一方、小中学校の平成 17 年 4 月 1 日以降の利息分については、市の都合で買戻しが遅れており、本来市が負担するべきであるにもかかわらず、財団法人神戸市都市整備公社が負担することとなる。

実態に応じた会計処理を行い、市及び市の財政援助団体に不要のコストを発生させないためにも、教育委員会は、財団法人神戸市都市整備公社への貸付を単年度貸付ではなく長期貸付とし、これに応じた会計処理を行うべきである。

## 2. 平成 9 年度使用開始の井吹西小学校の買戻しについて

井吹西小学校については平成 9 年度に使用を開始している。人口増が予測よりも急速に進み、国庫補助の要件の上限を越える学級数となったため当初の買戻し予定年度であった平成 15 年度には買戻しができず、平成 22 年度現在も、買い戻しされないままとなっている。

学校先行建設事業貸付金事業の根拠である、宅地開発又は住宅建設に関連する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項（昭和 42 年 6 月 1 日五省協定建設事務次官、大蔵事務次官、文部事務次官、厚生事務次官、自治事務次官）には、「宅地開発の施工者が施設の建設を行った場合においては、当該施設の建設後、原則として 3 年以内に、建設費用の支払を受ける。一般財源による部分について、地方公共団体の財政状況から見て特別の事由があると認められる場合には、その支払期間を施設の建設後 10 年以内とすることができる」と定められているが、井吹西小は建設後 10 年を超えている。

また、学校教育施設の先行整備に関する協定書(昭和 48 年 4 月 28 日)第 15 条によると、「施設の使用を始めてから、原則として 5 年を越えない適

正な期間内に、当該施設を毎年度予算の定めるところにより譲り受けるものとする」とあるが、これについても使用開始後5年も過ぎている。

現在、井吹西小学校校区については、人口減により平成25年度に国庫補助金の要件を満たすと予測し、同年度の買戻しを予定しているが、それ以前であっても、要件を満たし次第、教育委員会は早急に買戻しを進めるべきである。

### 【3】学校増対策事業

#### (1) 概要

##### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 総務部 学校計画課、学校整備課
事務事業名	学級増対策
事務事業の目的	学校設置基準に基づき適正な環境で教育を受けさせるため
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	2. 学校・教職員の力を高めます (7)学校の組織力向上と教育環境の整備 26. 安全・安心な学校の整備
事務事業の概要	児童・生徒数の増加に伴う教室不足に対応するため、仮設校舎(プレハブ)を建設する

児童・生徒数の増加に伴う教室不足に対応するため、仮設校舎の借上げを行う。学校ごとに最長 5 年間の契約による競争入札により業者を選定している。契約終了後も仮設教室が必要な場合は、1 年更新により、既決定業者と特命随意契約を締結している。

##### 2. 事業の実績

##### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
学級増対策	162,942	193,108	219,081	243,402
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成 22 年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

事務事業名	性質別分類(千円)		
	需用費	その他	合計
学級増対策	14,448	204,633	219,081

##### ② 事業実績

平成 22 年度は 31 校で 110 クラスの仮設校舎をリースしている。

#### (2) 監査の視点

1. 業者選定手続は規則へ準拠しているか
2. 仮設校舎の整備対象校の選定方式は妥当か

#### (3) 実施した監査の手続

1. 担当課に、仮設校舎整備対象校の選定方法を質問した。
2. 担当課に、仮設校舎のリース業者の選定方式を質問し、平成 22 年度の業者名、単価、契約期間、クラス数等のリース契約情報を閲覧した。

(4) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。



## 【4】学校施設改修事業

### (1) 概要

#### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 総務部 学校整備課
事務事業名	学校園の施設改修
事務事業の目的	児童・生徒の安全確保を図るとともに、災害時には地域の防災拠点となることから、診断結果に基づき、耐震補強工事を実施し、災害に強い学校づくりを推進する
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	2. 学校・教職員の力を高めます (7)学校の組織力向上と教育環境の整備 26. 安全・安心な学校の整備
事務事業の概要	該当建物の耐震補強および外部・内部改修工事一式ほか

#### 2. 事業の実績

##### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
学校園の施設改修	4,718,286	6,629,602	7,782,382	14,257,107
(うち、国庫補助)	( 1,304,723 )	( 3,054,348 )	( 3,233,308 )	( 5,113,730 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成 22 年度予算額 14,257,107 千円に対して、決算額 7,782,382 千円と、6,474,725 千円減額となった主な内容は、国庫補助がついたため平成 22 年度の補正予算としている、既設校エレベーター設置工事 603,988 千円、耐震補強工事 4,524,846 千円及び学校施設改修工事 1,322,432 千円が、平成 23 年度に繰越されているものである。

平成 22 年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

事務事業名	性質別分類(千円)						合計
	負担金	需用費	備品購入費	工事請負費	人件費	その他	
学校園の施設改修	3,427	630,270	2,164	7,045,089	5,769	95,662	7,782,382

##### ② 事業実績

工事請負費の主な内容は次のとおりである。

種類	学校名	金額(千円)
学校施設耐震補強(21年度繰越)	和田岬小学校ほか43校	4,760,641
学校施設耐震補強	高取台中学校ほか5校	136,000
老朽建物建物耐震化等(21年度繰越)	太山寺小学校ほか3校	1,169,898
既設校エレベーター設置(21年度繰越)	甲緑小学校ほか14校	526,262

### (2) 監査の視点

工事請負費を監査の対象とする。工事請負費についての監査の視点は次のとおりである。

1. 学校施設改修事業は神戸市教育振興基本計画、学校施設耐震化計画に基づき計画的に進められているか
2. 入札から工事検査までの書類は、規則へ準拠して整備及び保管されているか

(3) 実施した監査の手続

1. 工事請負費の中から、最大金額である太山寺小学校体育館改築工事をサンプルとして、監査手続を実施した。なお、当該工事は、財団法人神戸市都市整備公社へ工事監理を委託(注)しており、財団法人神戸市都市整備公社と工事業者の工事請負費の明細は次のとおりである。

(注)当該工事について、市は財団法人神戸市都市整備公社と委託契約を締結、同公社が工事請負業者と契約して学校建設事業を実施したものである。このような契約形態となった理由は、平成 21 年度の国の緊急経済対策事業による補正予算規模が大規模になり、早期発注の必要性があるにもかかわらず、所管の都市計画総局建築技術部では、短期間でこれらの作業を行うことが困難な状況にあったため、学校建設において実績のある、市の外郭団体財団法人神戸市都市整備公社を活用して事業を実施することとなったものである。

工事種類	請負業者名	工事期間(又は契約日)	契約額(税込・千円)
建築工事	(株)I	契約日:平成22年3月 工期:平成22年3月～平成23年2月	323,804
建築工事(設計変更)	同上	変更契約日:平成22年11月	1,751
建築工事(設計変更)	同上	変更契約日:平成23年2月	14,300
機械工事	(有)J	契約日:平成22年3月 工期:平成22年3月～平成23年2月	16,629
機械工事(設計変更)	同上	変更契約日:平成23年1月	774
電気工事	(株)K	契約日:平成22年5月 工期:平成22年5月～平成23年2月	72,430
電気工事(設計変更)	同上	変更契約日:平成23年1月	3,045

2. 神戸市教育振興基本計画、学校施設耐震化計画に基づき作成された予算と学校施設改修事業実績を比較し、計画通りに事業が進められているか検討した。
3. 関係書類を閲覧した。  
神戸市と財団法人神戸市都市整備公社間の工事監理委託契約等委託契約について、次の書類を閲覧した。
  - ・太山寺小学校体育館改築工事等の委託契約について(伺)
  - ・委託契約書
  - ・委託料精算書

財団法人神戸市都市整備公社が、入札や契約手続について市の承認を受けている書類、工事請負業者と締結した契約書等、次の書類について閲覧した。

- ・事後審査型制限付一般競争入札の執行及び工事請負契約の締結について（伺）
- ・予定価格の決定について（伺）
- ・落札者決定通知書
- ・請負人及び請負金額等決定通知書（控）
- ・工事請負契約書
- ・工事請負契約変更理由書
- ・工事請負変更契約書
- ・一般会計（収益）支出何県支出依頼書
- ・工事完成届

#### （４）意見

##### １．仕様変更にもなう増額設計変更について

太山寺小学校体育館改築等工事の建築工事（予定価格 380,835 千円。税抜。）については、神戸市入札制度に従い、制限付一般競争入札（最低制限価格あり）により 12 社が応札した結果、（株）I が 323,804 千円（税込。以下同じ。）で落札、平成 22 年 3 月 16 日に財団法人神戸市都市整備公社と工事請負契約を締結している。その後、平成 22 年 11 月から 2 回の設計変更により 16,051 千円の増額変更を行っている。

設計変更の内容については次のとおりであり、入札を行った当初の設計段階で定めておけば、変更は不要であったと思われる仕様変更が見受けられた。

請負業者名	契約額(税込・千円)	設計変更の内容
(株)I	323,804	
同上	1,751	①アスベスト除去工事の追加(解体建物事前調査により判明したため)ほか
同上	14,300	①体育館軒樋及び陸屋根の防水仕様の変更(防水の確実性と断熱効果を再検討による仕様変更) ②教室の窓手摺の追加(安全対策上追加が必要であるため) ③特別教室の教師卓の追加(給排水の接続が必要のため本工事で設置) ④建具ガラスの変更(使用者の安全を考慮し仕様変更) ⑤校章の追加(地域、学校の要望で外壁に追加設置) ⑥ボーダーライトウインチ昇降式への変更(舞台の使い勝手上の変更要望にこたえて仕様変更) ⑦外壁外装塗材の変更(現設計の外装材は納入困難のため変更が必要) ⑧屋外附帯工事の変更(フェンスの追加他)(学校要望による塗装範囲の増加や安全対策上転落防止フェンスの追加) ⑨既存体育倉庫の改修追加(法適用上、隣接既存倉庫の改修が必要となったため)

当該工事の落札結果について、2位の会社の入札価格 323,900 千円との差異は 96 千円であるため、仮に設計変更内容を当初の設計内容に織り込んでいけば、落札結果が変わっていた可能性も否定できない。

既述の夢野の丘小学校建築工事の変更契約同様、工事の過程で発見された、例えばアスベスト除去のための工事追加などはやむをえないが、体育館軒樋及び陸屋根の防水仕様の変更等の仕様変更工事については、落札率の低い業者に、後から利益を与えているとの印象を与えかねないため、設計変更の生じないよう、教育委員会は、財団法人神戸市都市整備公社に設計依頼をする前の段階で仕様を決定しておくべきであったと考える。

## 【5】 学校園設備整備・運営事業

### (1) 概要

#### 1. 学校園設備整備事業

##### ① 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 総務部 学校整備課
事務事業名	学校園の設備整備事業
事務事業の目的	学校園に必要な各種教材、管理備品、設備備品の整備を行う
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	2. 学校・教職員の力を高めます (7)学校の組織力向上と教育環境の整備 26. 安全・安心な学校の整備
事務事業の概要	教材や管理備品の調達経費は学校園に予算配分し、各学校園が契約、支払を行っている 教室用机いす等の共通備品、教育用コンピュータ等の調達経費については、教育委員会事務局が直接契約、支払を行っている

##### ② 事業の実績

###### i) 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
学校園の設備整備事業	1,168,535	1,375,019	1,211,780	1,212,015
(うち、国庫補助)	( 7,177 )	( 64,011 )	( 3,640 )	( 7,177 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成22年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

事務事業名	性質別分類(千円)					合計
	負担金	委託料	需用費	備品購入費	その他	
学校園の設備整備事業	5	486,882	26,734	327,065	371,094	1,211,780

平成22年度の事業別予算別予算実績比較は次のとおりである。

(単位:千円)

事業名	予算			決算		
	学校(注)	事務局	計	学校(注)	事務局	計
学校園設備(机、いす、給食備品等)整備	213,124	169,213	382,337	188,694	141,261	329,955
理科教育等設備整備	14,355	0	14,355	14,725	0	14,725
教育用コンピューター等借上	0	257,175	257,175	0	333,167	333,167
情報教育基盤サービス	0	548,986	548,986	0	527,317	527,317
増築校等備品整備	4,680	4,482	9,162	3,513	3,103	6,616
計	232,159	979,856	1,212,015	206,932	1,004,848	1,211,780

(注) 学校設備費総額予算を編成の上、各学校園には、学級数に応じて事務局が配分している。

## 2. 学校園運営事業

### ① 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 総務部 学校整備課
事務事業名	学校園(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)の運営事業
事務事業の目的	教材費、印刷費、光熱水費、修繕料等の学校園の管理運営
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	2. 学校・教職員の力を高めます (7)学校の組織力向上と教育環境の整備 26. 安全・安心な学校の整備
事務事業の概要	消耗品費、印刷費、図書の購入、小規模修繕等の学校園の運営に経常的に発生する経費については、各学校園に予算配分し、各学校園が契約、支払を行う 光熱水費、電話使用料、ごみ処分費、財務会計システム費、建物修繕費等は教育委員会事務局が直接契約、支払を行う

### ② 事業の実績

#### i) 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
学校園(幼、小、中、高、特別支援学校)の運営事業	5,363,717	5,365,315	5,283,947	5,375,791
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成22年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

事務事業名	性質別分類(千円)						
	補助金	負担金	委託料	需用費	備品購入費	その他	合計
学校園(幼、小、中、高、特別支援学校)の運営事業	506	6,790	108,862	4,329,020	181,696	657,073	5,283,947

平成22年度の事業別予算別予算実績比較は次のとおりである。

(単位:千円)

費目	予算			決算		
	学校(注)	事務局	計	学校(注)	事務局	計
報償費	1,555	12,319	13,874	541	13,520	14,061
需用費(消耗品費、図書費、小規模修繕含む)	2,256,858	2,153,035	4,409,893	2,196,032	2,132,988	4,329,020
役員費(ごみ処理費用、電話料金等)	146,889	356,673	503,561	121,752	315,661	437,413
委託料(学校会計システム管理運営費、改修費等)	600	25,116	25,716	0	108,862	108,862
使用料および賃借料(学校会計システム端末機借上料等)	2,333	206,157	208,490	4,905	162,865	167,769
原材料費	28,860	7,274	36,134	37,828	0	37,828
備品購入費	98,574	72,328	170,902	168,599	13,097	181,696
負担金	11	7,210	7,221	117	7,179	7,296
計	2,535,680	2,840,112	5,375,791	2,529,773	2,754,172	5,283,946

(注) 学校園運営費についても、学校設備費同様、総額予算を編成の上、各学校園には児童生徒数もしくは学級数に応じて事務局が配分している。

## (2) 監査の視点

### 1. 需用費、備品購入費について

- ① 業者の選定が教育委員会事務局等専決規程、契約事務手続規程等の規程に準拠して行われているか
- ② 検査検収を適正に行うための仕組は整備されているか、物品供給又はサービスの提供の事実のないものを発見・防止する仕組があるか
- ③ 備品、消耗品の購入は計画的かつ経済的に行われているか

### 2. 委託費、コンピュータ等借上料について

- ① 業者の選定が教育委員会事務局等専決規程、契約事務手続規程等規程に準拠して行われているか
- ② 書類の整備及び保管は規程に準拠して行われているか

## (3) 実施した監査の手続

ここでは、教育委員会事務局執行分を監査対象とする。各学校園に配分する学校設備費及び学校園運営費についての検討結果は、第2各論 V 教育委員会事務局 学校を参照されたい。

1. 業者の選定方法について整備課に質問し、市の規程に準拠しているかを調査した。
2. 学校園に予算配分しない費用の明細資料を入手の上、説明を受け、適宜契約書を閲覧した。
3. 学校整備課に、支出事務の仕組について質問し、適宜、支出決定兼支出命令書、請求書、納品検査調書を閲覧し、その運用状況を調査した。

## (4) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

## 【6】 私立幼稚園就園奨励助成事業

### (1) 概要

#### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 総務部 教育企画課
事務事業名	私立幼稚園就園奨励助成
事務事業の目的	私立幼稚園保育料等の保護者負担軽減を図ることにより、就園の機会を増やし、幼児教育を推進する
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	1. 子どもの力を伸ばします (5)幼児教育、高等教育の推進 17. 幼児教育の充実
事務事業の概要	神戸市在住の園児保護者を対象 申請世帯の所得に基づきA1～D2までのランクに応じて助成額を決定し、A1～Cランクまでは国庫補助対象事業、D、D2ランクが市単独事業となっている

申請手続は、まず、保護者が保育料減免措置に関する調書に必要事項を記入押印の上、市民税額のわかる証明書を添付して幼稚園に提出し、次に、幼稚園が交付事務の委託を受け、園児の助成金交付申請するという手順で行われる。

#### 2. 事業実績

##### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
私立幼稚園就園奨励助成	1,524,792	1,674,211	1,701,653	1,702,463
(うち、国庫補助)	( 279,480 )	( 300,357 )	( 303,251 )	( 403,005 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成22年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

事務事業名	性質別分類(千円)		
	補助金	委託料	合計
私立幼稚園就園奨励助成	1,700,153	1,500	1,701,653



## ② 事業実績

(単位:人、千円)

区分			平成20年度		平成21年度		平成22年度	
			人数	金額	人数	金額	人数	金額
国庫補助事業	A1	生活保護世帯	1,285	191,975	1,322	211,603	27	5,504
	A2	市民税非課税世帯または市民税所得割非課税世帯 年収290万円以下	313	37,665	292	37,976	1,749	345,972
	B	市民税所得割税額34,500円以下の世帯 年収360万円以下	1,314	123,855	1,323	141,190	1,512	199,240
	C	市民税所得割税額183,000円以下の世帯 年収680万円以下	10,023	703,926	9,862	782,889	10,194	760,025
市単独事業	D	市民税所得割税額342,000円以下の世帯 年収1,000万円以下	5,484	384,310	4,752	377,008	4,199	281,849
	D2	市民税所得割税額342,000円超の世帯 年収1,000万円超	1,440	78,994	1,883	119,516	1,708	105,034
計			19,859	1,520,725	19,434	1,670,181	19,389	1,697,625

(注1) 同一ランクであっても、同一世帯から就園している園児の数や、当該園児が第1子、第2子、第3子のいずれであるかによって、助成限度額は異なる。

(注2) 平成21年度までは、A1世帯に生活保護世帯と市民税非課税世帯が含まれていたが、平成22年度から区分変更により市民税非課税世帯はA2世帯となったため、A2世帯が急増している。

上記のほか、各園に対して、園児数に応じて就園奨励助成交付事務費を交付しており、その総額は2,528千円である。

### (2) 監査の視点

1. 私立幼稚園就園奨励事務が要綱等に従って行われているか
2. 私立幼稚園就園奨励助成事業は効果的に行われているか

### (3) 実施した監査の手続

1. 私立幼稚園就園奨励助成に係る要綱等を閲覧し、担当課に事業の概要を質問した。
2. サンプルとして、学校法人五葉学園星和台幼稚園について、要綱どおりの書類が整備され、保管されているかファイルを閲覧した。
3. 私立幼稚園就園奨励助成事業の区分別人数、金額データを入手し分析した。

### (4) 監査の結果

1. 市職員による保育料減免措置に関する調書の記入について

学校法人五葉学園星和台幼稚園の平成22年度保育料減免措置に関する調書ファイルを閲覧したところ、市民税所得割金額について、市職員が記入している事例が多数見受けられた。

私立幼稚園就園奨励助成は、保護者の保育料減免措置に関する調書に基づき、私立幼稚園が市に交付申請することで認められるものである(私立

幼稚園就園奨励助成金交付要綱第1条、同第4条)。したがって、保護者が記載すべき事項については、保護者に記載を求めよう、教育委員会は私立幼稚園に指導し、必要事項がすべて記載済みであることを確認してから申請を受ける必要がある。

## (5) 意見

### 1. 助成の対象となる所得に上限を設けることについて

各世帯の所得金額に応じて助成額が決定されるが、助成対象の所得金額に上限はない。担当課によると、所得の上限を設定していない理由は、市内在園幼稚園児のうち86%が私立幼稚園児であるという私立依存度の高い状況の中、公立幼稚園保育料120千円/年、私立幼稚園平均保育料約240千円/年という幼稚園保育料の公私価格是正を目的とする助成金であるためとのことであった。

しかし、低・中堅所得者層への給付を厚くするという仕組みからすると、当該助成金は、公私価格是正だけではなく、低・中堅所得者層保護者の経済的負担の軽減の効果もあると考える。この場合、高所得者へ少額の助成を行うことは、公私格差是正に与える効果は僅少である。また、低・中堅所得者層保護者の経済的負担軽減という観点からは、高所得者への助成を行う財源は、低・中堅所得者層への補助を厚くするために使用すべきであると考えられる。例えば、サンプルとして閲覧した保育料減免措置に関する調書の中には給与収入45,000千円/年の世帯(D2)に対して、年額28千円/年の助成を行っているというケースがあったが、年に45,000千円の給与収入のある世帯への経済的負担軽減の必要性は低い。

今後は、例えば、市が単独事業として行っているD世帯(年収680万円以上)以上の中でも、特にD2世帯(年収1,000万円超)については経済的負担軽減の必要性が低いため助成の対象外とし、D2世帯への助成金に充てている財源(平成22年度は総額105,034千円)は、急増している低・中堅所得者層への助成にあてていくことが考えられる。助成対象所得額の上限の設置について、外部から広く意見を求めるなど、その経過を市民に説明しながら検討していくべきと考える。

## 【7】私学振興対策事業

### (1) 概要

#### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 総務部 教育企画課
事務事業名	私学振興対策(私立学校園助成金、私立幼稚園施設整備資金利子補給等)
事務事業の目的	学校教育の一部を担っている私立学校園を助成し、その健全な育成を図る
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	1. 子どもの力を伸ばします (5)幼児教育、高等教育の推進 17. 幼児教育の充実、18. 特色ある高等教育の展開
事務事業の概要	私立学校園に対して、私立学校園助成金事業による研修費ならびに教材費等の助成、私立学校用地購入償還金の利子補給など、各種の必要な助成を行う

#### 2. 事業実績

##### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
私学振興対策	296,419	297,783	292,024	285,239
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成22年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

事務事業名	性質別分類(千円)			
	補助金	委託料	需用費	合計
私学振興対策	276,416	15,605	3	292,024

##### ② 事業実績

(単位:千円)

種類		学校(園)への助成	(社)神戸市立幼稚園連盟への助成等	その他団体への助成等	合計	
私学助成	学校園への助成	一般助成等(幼稚園98園) (注1)	180,734	0	0	180,734
		幼稚園教職員研修費助成 (注2)	0	9,472	0	9,472
		一般助成等(高校25校) (注1)	75,510	0	0	75,510
	団体助成	(社)神戸市立幼稚園連盟 (注3)	0	10,000	0	10,000
		私立学校協会(高校)	0	0	500	500
		人権教育研究協議会(高校)	0	0	200	200
豊かな心を育む教育推進事業 (注4)		0	15,605	0	15,605	
需用費		0	0	3	3	
計		256,244	35,077	703	292,024	

(注1) 一般助成とは、施設設備、施設充実、教材購入、修繕に要する経費の補助である(神戸市私立学校振興助成要綱第3条)。

(注2) 幼稚園教職員研修費助成とは、教職員の研修に要する経費の補助(同要綱第3条)を社団法人神戸市立幼稚園連盟に一括交付しているものである。

(注 3) 社団法人神戸市私立幼稚園連盟に対する団体助成である(神戸市私立学校園団体助成交付要綱第 1 条)。

(注 4) 市が社団法人神戸市私立幼稚園連盟に委託した、私立幼稚園の園庭・園舎等の開放並びに未就園児親子登園、教育相談の実施等の業務にかかる委託料である。

## (2) 監査の視点

1. 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか
2. 補助金の申請、決定、交付、実績報告、精算等の手続について定められた書類が整備、保管されているか
3. 補助金の算定及び交付時期は適切か
4. 補助交付団体への指導・監督は適切か
5. 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か

## (3) 実施した監査の手続

1. 補助金明細を入手し、補助要綱等より交付目的、対象事業、支出費目を調査した。
2. サンプル抽出した補助金(一般助成等については、私立高等学校を 1 校サンプルとして抽出した。その他については、社団法人神戸市私立幼稚園連盟に対する補助金、委託料をサンプルとして抽出した。)について、要綱等により定められた必要な書類はすべて徴収され、定められた審査等が行われているかどうかを調査した。
3. サンプル抽出した補助事業について、目的に沿った算定方法が取られているか再計算を実施した。
4. サンプル抽出した補助事業について、実績報告書等の内容を検討し、補助金の使用状況が適切か検討した。
5. 補助金交付団体への指導、監督方法を質問した。

## (4) 意見

### 1. 団体運営費補助の事業費補助化について

社団法人神戸市私立幼稚園連盟への団体の運営に対する補助 10,000 千円の根拠は、神戸市私立学校園団体助成金交付要綱第 1 条及び第 3 条によると、「神戸市内の私立の学校園が加入又は加盟し、私立学校教育の振興と充実に資するため事業を行う団体へ助成を予算の範囲内で行う」ということで、その具体的補助内容や積算基準は、定められていない。また、同団体が提出した、平成 22 年度事業の実施報告書には、費目別使用額の記載はあるものの、これらが決算書上のどの事業費に含まれるものかは判明せず、

当該補助金がどういった事業の財源になったのか不明であった。

同団体が神戸市内の私立幼稚園の連携及び連絡調整に必要であり、また、その事業は私立幼稚園の園長・教職員の研修、幼児教育の調査研究及び普及啓発、関係団体との連携及び連絡調整等（社団法人神戸市私立幼稚園連盟定款第3条、第4条）であることから、市は同団体を公益上必要と判断し、昭和55年度から継続して補助を行ってきたとのことである。

一般的に、団体は本来は会費等の自主財源で運営すべきであるし、運営費に対する補助は、補助金が既得権化し、団体の効果的効率的運営を阻害する可能性がある。また団体運営費補助金の公益性が確保されているか否かは、市民にとってわかりにくい。

このため、運営費補助（注1）については、出来る限り補助の終期を設定して事業費補助（注2）へ移行する努力を行うべきである。なお、移行後の事業費補助の要綱には、補助金の目的及び補助金額の積算根拠を明記する必要がある。

（注1）運営費補助とは、特定の団体の設置目的やその団体が行う事業の公共性、公益性に着目し、当該団体の運営費に充てるために交付するものをいう。

（注2）事業費補助とは、公共的、公益的な事業を実施する場合に交付するものをいう。

## 2. 事業費補助の目的達成のための積算基準の設定について

幼稚園研修費補助 9,472 千円は、担当課によると、毎年度、総額で予算を計上しており、平成22年度についての補助の内訳は次のとおりとのことであるが、その積算基準は不明であった。

内訳	金額(千円)
各幼稚園において行う研修費用 1園あたり50千円×98園	4,900
私立幼稚園連盟で行う研修費用 (講師報酬、会場費、事務費、人件費等)	4,572
計	9,472

補助金の必要性、有効性、金額の適正性を客観的に評価するために、要綱上、目的達成のための積算基準を明確にすべきである。

## 3. 要綱等に定められた書類への代表者印の使用指導について

社団法人神戸市私立幼稚園連盟から提出された書類を閲覧したところ、代表者である理事長印について、複数種類の印が混在していた。担当課は、市への提出書類には代表者印を使用するよう指導し、適切な押印がされていることを確認してから申請を受理すべきである。

## 【8】就学援助事業及び奨学金事業

### (1) 概要

#### 1. 就学援助事業

##### ① 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 総務部 教育企画課
事務事業名	就学援助(小、中学校)
事務事業の目的	経済的理由により就学困難な児童生徒が円滑に義務教育が受けられるように教育に要する費用の一部を援助する
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	—
事務事業の概要	神戸市立小中学校の児童生徒を対象として、申請世帯の所得に基づき審査を行い、学用品費、修学旅行費、給食費等の必要な援助費を給付する

##### i) 対象者

神戸市立小中学校又は兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程に在学する児童生徒の保護者のうち、①生活保護世帯、②児童扶養手当受給者、③所得基準以下世帯、④その他、経済的な理由で就学が困難な場合のいずれかに該当するものが対象者となる。

##### ii) 援助費目

援助費目は次のとおりである。

援助費目	小学校		中学校	
	1年	2～6年	1年	2、3年
学用品費・通学用品費	11,100円	13,270円	21,700円	23,870円
新入学児童生徒学用品費	19,900円	—	22,900円	—
体操服費	3,900円	—	4,500円	—
水泳着費	男子1,100円、 女子1,450円	—	男子1,100円、 女子1,500円	—
校外活動費	2,010円		3,180円	
宿泊を伴う校外活動費	実費(限度額3,470円)		実費(限度額5,840円)	
修学旅行費	実費(限度額20,000円)		実費(限度額52,000円)	
通学費	実費		実費	
体育実技用具費	—		柔道7,300円、剣道50,500円	
給食費	1食233円		1食46.6円	
医療費	実費(医療券の発行)		実費(医療券の発行)	
生活保護を受けている方	校外活動費、体操服費、水泳着費、修学旅行費、医療費の5費目のみ。金額は上記と同じ。			

##### ② 事業の実績

以下の決算額と予算額数値は、就学援助の援助費目のうち、給食費を除いた金額である。給食費の金額については、Ⅱ教育委員会事務局 指導部【4】準要保護児童生徒給食費補助事業に記載している。

i) 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
就学援助(小、中学校) (うち、国庫補助)	764,593	779,928	796,441	793,939
(うち、県補助)	( 15,283 )	( 17,586 )	( 18,060 )	( 15,064 )
	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

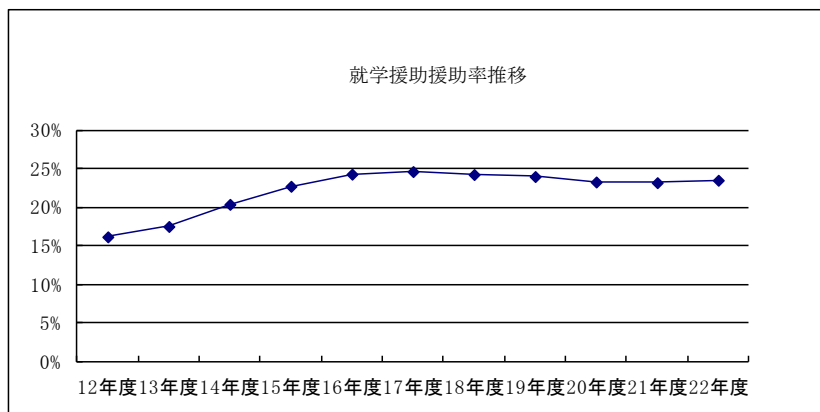
平成 22 年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

事務事業名	性質別分類(千円)				
	委託料	需用費	奨学援助事業	その他	合計
就学援助(小、中学校)	2,967	435	792,883	156	796,441

ii) 事業実績

最近 10 年間の就学援助支給者数及び全体の児童生徒数にしめる割合（就学援助率）の推移は次のとおり、平成 16 年度まで毎年増加を続けた後、約 25%で推移している。

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
要保護数	2,765	3,134	3,612	3,998	4,136	4,201	4,093	3,990	4,069	4,008
準要保護数	18,475	21,112	23,075	24,237	24,480	24,011	23,773	23,016	22,844	23,207
支給者数計	21,240	24,246	26,687	28,235	28,616	28,212	27,866	27,006	26,913	27,215
児童生徒数総数	121,428	119,060	117,528	116,285	116,246	116,426	116,249	116,080	116,122	115,864
就学援助率	17.49%	20.36%	22.71%	24.28%	24.62%	24.23%	23.97%	23.26%	23.18%	23.49%



(出展：市の提供資料より監査人が作成)

2. 奨学金事業

① 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 総務部 教育企画課
事務事業名	神戸市奨学金、神戸市大学奨学金
事務事業の目的	経済的理由により就学困難な高校生、大学生に対し、保護者負担の軽減を図り、高校・大学への進学を助成する
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	—
事務事業の概要	高校、大学進学前に予約募集を実施し、申請世帯の経済状況を考慮した上で奨学金の給付をおこなう

i) 対象者

神戸市奨学金の対象者は、高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校に在学する市内居住者で①児童養護施設入所者、②市民税非課税世帯、③生活保護世帯（高等学校等就学費受給世帯を除く）のいずれかの条件を満たすものである（神戸市奨学金条例）。

神戸市大学奨学金の対象者は、①神戸市内に在住する者、②高等学校の最終学年又は高等専門学校に在学し、引き続き大学（大学院及び短期大学を除く）に進学しようとする者、③日本育英会その他の団体又は個人から大学に関わる学資の給与又は貸与の予約を受けていない者のすべての条件を満たすものである（神戸市大学奨学基金施行規則）。

ii) 支給額

神戸市奨学金の年支給額は公立 84 千円、私立 168 千円である。

神戸市大学奨学金は、自宅通学生は 180 千円、自宅外通学生は 240 千円である。

② 事業の実績

i) 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
神戸市奨学金、神戸市大学奨学金	478,824	444,893	410,528	409,807
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成 22 年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

事務事業名	性質別分類(千円)		
	奨学援助事業	その他	合計
神戸市奨学金、神戸市大学奨学金	408,349	2,179	410,528

ii) 事業実績

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	受給者数	支給額	受給者数	支給額	受給者数	支給額
神戸市奨学金	4,323人	473,473千円	4,039人	440,622千円	3,706人	406,114千円
神戸市大学奨学金	13人	2,280千円	14人	2,520千円	13人	2,235千円

(2) 監査の視点

1. 就学援助事務、奨学金事務は要綱等の規程に基づいて遂行しているか
2. 就学援助を受けているにも関わらず学校徴収金を滞納しているケースはないか
3. 事業は効果的に行われているか



### (3) 実施した監査の手続

1. 就学援助事務については、神戸市就学援助規則に定められている書類が整備、保管されているかについて留意しながら、サンプルとして抽出した小学校 13 校について神戸市就学援助申請書及び市民税県民税証明書等の添付書類を綴っているファイルを一覧した。
2. 奨学金事務については、神戸市奨学金条例及び同規則、神戸市大学奨学金基金条例及び同規則に定められている書類が整備、保管されているかについて留意しながら、神戸市奨学金については、灘区、中央区、兵庫区について神戸市奨学金願書及び市民税非課税証明書等の添付書類を綴っているファイルを一覧し、神戸市大学奨学金については全件につき同様の書類を一覧した。
3. 往査対象校として選んだ小中学校について、学校徴収金滞納者リストを入手し、その中に就学援助を受けているにも関わらず学校徴収金を滞納している事例がないか、各校の学校徴収金担当者に質問した（第 2 各論 V 教育委員会事務局 学校を参照されたい）。

### (4) 監査の結果

#### 1. 就学援助申請書の不備事例について

就学援助申請書及び添付書類ファイルを一覧したところ、就学援助申請書の申請日付が空白である事例が多数見受けられた。

就学援助を受けようとする者は、教育長が別に定める定期申請期間内及び随時申請期間内に、学校長を経て教育長に対し、対象者であることを証明する書類を添えて、就学援助の申請を行わなければならない（神戸市就学援助規則第 4 条）ことが定められている。申請者である就学援助保護者が記載すべき事項については、もれなく記載を求めることを、担当課は学校長に指導し、必要事項がすべて記載済みであることを確認してから申請を受理すべきである。

### (5) 意見

#### 1. その他学校徴収金への就学援助校長代理受給委任の適用について

就学援助の校長代理受給について、神戸市就学援助規則では次のように、給食費は必ず校長が代理受給する委任を受けるとし、給食費を除く項目（注）については家庭が受給するか、あるいは、校長が代理受給するかは任意であるが、滞納の事実があった場合には校長が代理受給する委任を受けることを規定している。

(注) ただし、給食費を除く項目のうち、医療費については医療券が発行されるため校長が代理受給する委任を受ける対象ではない。

(神戸市就学援助規則)

第7条 被認定者（就学援助の認定を受けた者）は、別表1の項から9の項までの項目についての援助費の請求、受領及び執行を当該被認定者の児童又は生徒が在学する学校の学校長に委任することができる。

2 被認定者が学校徴収金を滞納した場合は、教育長が定めることにより、被認定者は、前項後段に規定する援助費の請求、受領及び執行を当該被認定者の児童又は生徒が在学する学校の学校長に委任するものとする。

3 被認定者は別表10項の給食費についての援助費の請求、受領及び執行を当該認定者の児童又は生徒が在学する学校の学校長に委任するものとする。

就学援助については、援助を受けている児童生徒数は、市立小中学校に在籍する児童生徒数全体の約4分の1の27,215人、総額796,441千円の負担の大きい事業になっている。しかし、就学援助を受けているにも関わらず学校徴収金を滞納しているケースについては、各学校単位では管理をしているはずだが、学校徴収金が私会計であるため、市全体の学校徴収金の未納額のうち就学援助を受けている者の未納額を集計したデータはなく、不明とのことであった。

今回サンプルとして往査を行った学校においては、就学援助を受けているにも関わらず、学校徴収金を滞納しているケースや、最終的には徴収はできたもののそれまでに教員が多大な時間と労力をかけているケースが見受けられ、市全体にも同様のケースがあることが類推される。

神戸市就学援助規則上、給食費のほかの項目についても、被認定者の委任申請により代理受給とさせることは可能である。学校徴収金について滞納を発生させない、また、きちんと納付している保護者に余計な負担をさせないという観点から、就学援助については、給食費のほかの学校徴収金についても、原則的には校長が代理受給する委任を進めるよう、市は保護者に働きかけを行うべきである。

## 【9】小中学校市費職員（調理士、管理員）人件費の事務管理

### (1) 概要

#### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 総務部 教職員課
事務事業名	調理士(小学校)、管理員(小学校、中学校)の人件費
事務事業の目的	調理士(小学校)、管理員(小学校、中学校)の支給
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	—
事務事業の概要	調理士(小学校)、管理員(小学校、中学校)の支給

小学校の調理士及び小中学校の管理員の人件費については、全額が市費負担である。

ともに、配置基準についての規定上の定めはないが、労使間交渉を経て、平成 22 年度は次のとおりの配置となっている。

#### ① 管理員配置基準

平成 22 年度の配置は、小学校各 2 名、中学校各 1 名(夜間中学校併設校、派遣管理員配置校は 2 名)である。

平成 22 年 5 月 1 日現在、166 校の小学校について 355 人、83 校の中学校について 81 人の管理員が配置されている。

ただし、上記配置数については、小中学校が隣接する学校(20 組)については、小中兼務で 3 名の配置としているが、これらは小学校の管理員に含めている。また、2 名配置であった中学校 16 校を含む数値である。

#### ② 調理士配置基準

平成 22 年度の配置は、次のとおりである。各校の児童数に応じて配置(配置基準内)し、それに加えて、配置基準外調理士として、派遣職員 21 人を配置している。

児童数(人)	文科省基準	神戸市平成22年度配置(注)
0~100	1人または2人	2人
101~300	2人	
301~500	3人	3人
501~900	4人	4人
901~1300	5人	5人
1301~1800	6人	6人
1800~	500人増加につき 1人	500人増加につき 1人

(注) 平成 21 年度以前はすべて正規職員又は臨時的任用職員を配置していたが、業務運営体制の見直しにより、平成 22 年度から調理士 3 人以上配置校については、うち 1 人はパート職員を配置することとした。

配置基準外調理士（派遣調理士）の配置状況は次のとおりである。

地区	配置されている小学校		地区	配置されている小学校	
東灘	東灘小	1人	長田	名倉小	1人
	本山第一小	1人		駒ヶ林小	1人
	向洋小	1人		若宮小	1人
灘	稗田小	1人	須磨	花谷小	1人
	福住小	1人		南落合小	1人
中央	なぎさ小	1人		垂水	(垂水養護学校)
	春日野小	1人	千鳥が丘小		1人
兵庫	夢野の丘小	1人	西		下畑小
	水木小	1人		長坂小	1人
北	小部東小	1人		井吹東小	1人
	鈴蘭台小	1人	玉津第一小	1人	

(注) 上表は小学校への配置のほか、垂水養護学校への配置1人を含む。

調理士の平成22年5月1日現在内訳は次のとおりである。

(単位:人)

職員区分	種類	人数			
		H20度	H21度	H22度	
調理士・正規職員	配置基準内	403	370	370	※派遣調理士
	配置基準外	22	21	21	
	計	425	391	391	
調理士・定数外職員	欠員補充 (注1)	66	97	13	臨時的任用職員
	産育休代替	4	5	7	
	病休代替	3	7	5	
	パート (注2)	26	24	106	
	計	99	133	131	

(注1) 欠員補充は、年度中の正規職員の欠員分を定数外職員により補充することである。

(注2) パートは、神戸市基準により、調理士3人以上配置校について、うち1人は配置するパート職員のことをいう。

## 2. 事業実績

### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
調理士(小学校)人件費	3,506,319	3,270,301	3,183,564	3,337,753
管理員(小学校、中学校)人件費	3,831,748	3,701,206	3,414,454	3,428,294
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

## ② 事業実績

調理士と管理員の人数と金額の推移は次のとおりである。なお、定数外職員とは、正規職員以外の職員であり、臨時的任用職員及び嘱託職員のことをいう。

【調理士】平成22年5月1日現在 (単位:千円、人)

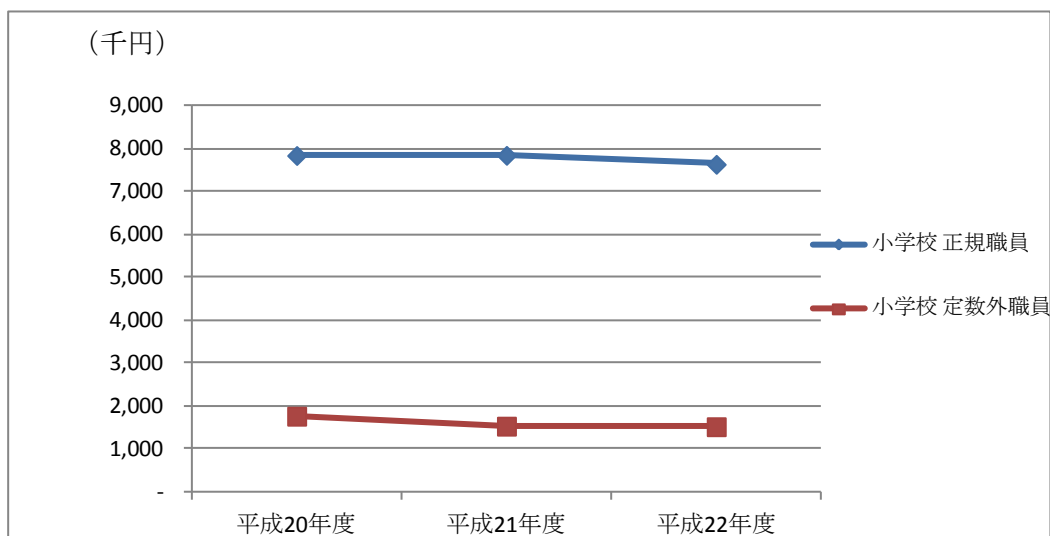
学校区分	職員区分	人数			平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		H20度	H21度	H22度	1人当たり市費負担額	市費負担総額	1人当たり市費負担額	市費負担総額	1人当たり市費負担額	市費負担総額
小学校	正規職員	425	391	391	7,840	3,332,028	7,844	3,067,050	7,634	2,985,076
	定数外職員	99	133	131	1,761	174,291	1,528	203,250	1,515	198,488
	計	524	524	522	9,601	3,506,319	9,372	3,270,301	9,150	3,183,564

【管理員】平成22年5月1日現在 (単位:千円、人)

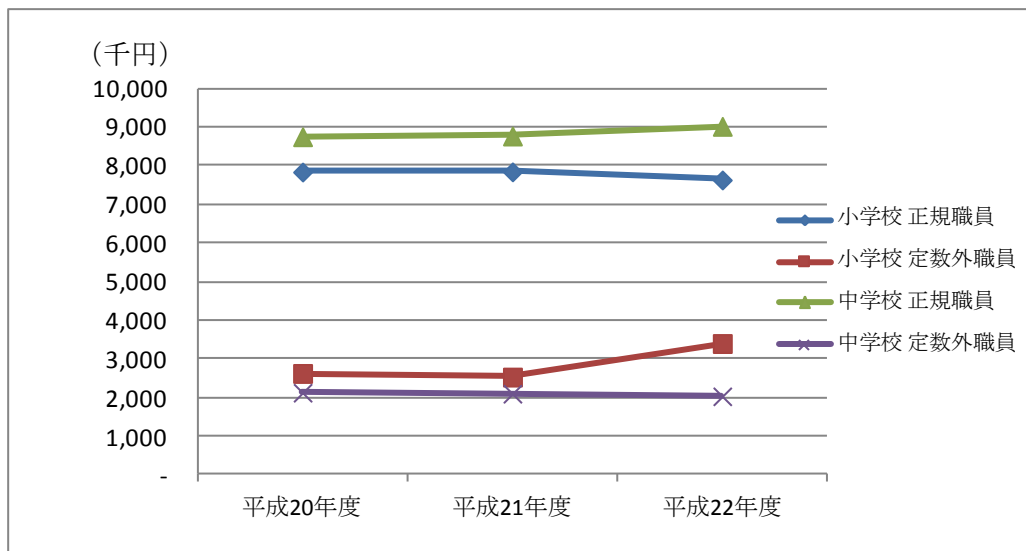
学校区分	職員区分	人数			平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		H20度	H21度	H22度	1人当たり市費負担額	市費負担総額	1人当たり市費負担額	市費負担総額	1人当たり市費負担額	市費負担総額
小学校	正規職員	360	354	352	7,840	2,822,424	7,844	2,776,818	7,634	2,687,332
	定数外職員	3	3	3	2,624	7,872	2,530	7,590	3,399	10,198
中学校	正規職員	111	99	79	8,754	971,701	877	86,853	9,024	712,862
	定数外職員	14	23	2	2,125	29,751	2,098	48,264	2,031	4,062
合計	正規職員	471	453	431	16,594	3,794,125	8,721	2,863,671	16,658	3,400,194
	定数外職員	17	26	5	4,749	37,624	4,628	55,854	5,430	14,260
	計	488	479	436	21,343	3,831,748	13,350	2,919,525	22,088	3,414,454

調理士、管理員についての1人あたり人件費の3期推移は次のとおりである。

【1人あたり調理士人件費の推移】



### 【1人あたり管理員人件費の推移】



(出展：市の提供資料より監査人が作成)

#### (2) 監査の視点

1. 調理士、管理員の配置基準は適切に定められているか
2. 調理士、管理員は経済的に配置されているか、民間委託導入による効果はあるか

#### (3) 実施した監査の手続

1. 市費職員のうち、小学校の調理士、小中学校の管理員について職員の配置の基準について担当課に質問した。
2. 調理士、管理員の配置状況を配置表により調査した。
3. 1人あたり人件費について、民間企業との比較により経済性を検討した。

#### (4) 監査の結果

1. 調理士、管理員の配置基準の規程化について

調理士数については児童数に応じて、管理員については校種に応じて、労使間協議を経て、配置数が決定されているが、配置基準を定めている規程等は存在しない。調理士であれば児童数や食数、管理員であれば学級数等、合理的と認められる市の配置基準を規程等により定め、それに準じた配置をおこなうべきである。

(5) 意見

1. 調理士・管理員の民間委託化等、雇用方法の見直しについて

調理士、管理員は、その職務上、民間からの役務提供を受けられるものと考え、民間の同種あるいは類似職種との平均給与水準の比較を行った。

管理員については、市の1人あたり正規職員管理員人件費が小学校7,634千円、中学校9,024千円、定数外職員人件費が小学校3,399千円、中学校2,031千円であるのに対して、民間は2,830千円であった。正規職員人件費の対民間人件費比率は小学校2.7倍、中学校3.2倍となっている。

区分	平均年収	平均年齢	平均勤続年数
管理員	2,830千円	53.9歳	9.9年

(出展：平成22年度厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

調理士については、市の1人あたり正規職員調理士人件費は7,634千円、定数外職員人件費は1,515千円であるのに対して、民間は3,340千円であった。正規職員の対民間人件費比率は2.3倍になっている。

区分	平均年収	平均年齢	平均勤続年数
調理士	3,340千円	42.6歳	8.0年

(出展：平成22年度厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

勤続年数や平均年齢等さまざまな条件は異なるが、仮に管理員・調理士業務について民間委託化を進めれば、大きな費用負担軽減効果が期待できる。

現在、市は、業務運営体制の見直しを進めて行く中で、定数削減や定数外職員の配置の促進により、費用負担軽減へ取り組んでいる。今後さらに費用負担軽減を進めるためには、業務の質のコントロールをしながらではあるが、定数外職員の配置をさらに進めるほか、民間事業者からの職員派遣など業務の民間委託化も視野に入れて検討すべきと考える。

## II. 教育委員会事務局 指導部

### 【1】スクールカウンセラーの配置事業

#### (1) 概要

##### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 指導部 指導課
事務事業名	スクールカウンセラーの配置
事務事業の目的	問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図る
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	1. 子どもの力を伸ばします (3)楽しい学校の推進 12. いじめ・不登校対策等の充実
事務事業の概要	臨床心理士の資格を持ったスクールカウンセラーを中学校等に配置し、こどもたちの心の相談にあたる

市は、兵庫県教育委員会の報酬も参考にしながら、スクールカウンセラーに対する報酬は5,000円/時間としている。次のとおり、時給での支払を行っている他の指定都市16市と比較しても平均的なものとなっている。

時給	4,500円以上 5,000円未満	5,000円	5,000円超 5,500円未満	5,500円以上 6,000円未満	合計
指定都市数	1	6	5	4	16
割合	6%	38%	31%	25%	100%

(出典：市の提供資料より、監査人が作成)

##### 2. 事業の実績

#### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
スクールカウンセラーの配置	149,022	146,020	162,216	182,425
(うち、国庫補助)	( 49,670 )	( 48,497 )	( 54,072 )	( 59,701 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成22年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

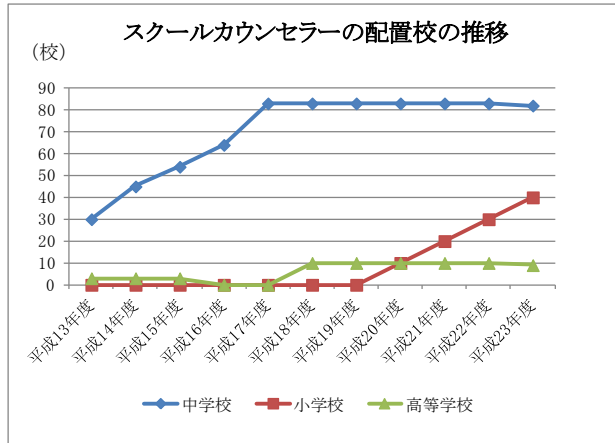
性質別分類(千円)	
人件費	合計
162,216	162,216

人件費はすべて、スクールカウンセラーに対する報酬費用である。

#### ② 事業実績

市は、スクールカウンセラーの設置が国の補助事業となった平成13年度以降、それぞれ、次のとおりスクールカウンセラーの配置校を増加させてきた。





(2) 監査の視点

1. スクールカウンセラーへの報酬は各種規則等にそって計算されているか
2. スクールカウンセラーの配置状況は適切か

(3) 実施した監査の手続

1. スクールカウンセラーへの報酬計算が、スクールカウンセラー設置要綱、スクールカウンセラーの通勤費の費用弁償に関する要綱等に基づいて行われていることを確かめた。
2. 市のスクールカウンセラーの設置状況について関連資料を閲覧するとともに、担当者等への質問を実施した。

(4) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

## 【2】外国人英語指導助手配置事業

### (1) 概要

#### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 指導部 指導課
事務事業名	外国人英語指導助手配置の充実
事務事業の目的	児童生徒の実践的なコミュニケーション能力育成、異文化に対する理解を深める
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	1. 子どもの力を伸ばします (2)英語教育と国際理解教育の推進 8. 国際理解・多文化共生教育と国際交流の推進
事務事業の概要	ネイティブスピーカーである外国人英語指導助手(ALT(Assistant Language Teacher))を中学校、高等学校へ配置するとともに、小学校へは中学校より訪問して授業を行う

市には、外国人英語指導助手として、市が独自に採用している英語指導助手（以下「KATE」という）と、財団法人 自治体国際化協会（通称：CLAIR）の「語学指導を行う外国青年招致事業」（英語名で JET プログラムともいう）により採用された外国人を対象とした英語指導助手（以下「JET」という）が存在している。JET の勤務条件の決定権は任用団体にあるが、現実的には、CLAIR の指導のもと、条件はおおむね全国で統一されており、報酬もほぼ全国で統一されている。両者の条件はおおむね次のとおりである。

種類	勤務規則等	選考	任用期間	勤務時間	年間報酬	住宅手当
KATE	神戸英語指導助手に関する要綱	神戸市教育委員会	制限なし	週35時間	420万円	なし
JET	外国青年招致事業に関する就業規則	自治体国際化協会	最大5年	週35時間	360万円(※)	あり

※ 所得税及び住民税控除後の金額

#### 2. 事業の実績

##### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
外国人英語指導助手配置の充実	438,082	517,438	571,962	601,442
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成22年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

性質別分類(千円)					
負担金	需用費	備品購入費	人件費	その他	合計
18,479	2,339	712	489,071	61,361	571,962

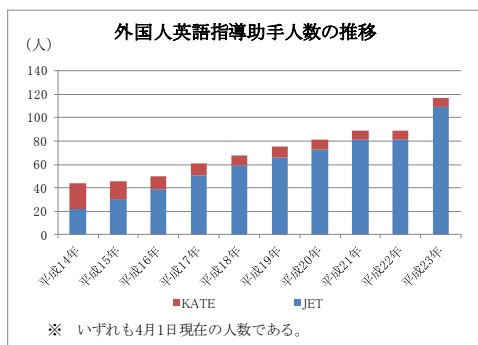
負担金は、CLAIR に対して納付すべき年会費等である。

人件費は、外国人英語指導助手への報酬である。その他には、JET に対

する住宅手当 58,209 千円が含まれている。

## ② 事業実績

外国人英語指導助手の配置の状況は次のとおりである。



平成22年度の外国人英語指導助手配置状況

学年		1クラスあたり 年間指導時間
小学校	3,4年生	7時間
	5,6年生	10時間
中学校		34時間
高等学校		通年配置 (※)

※ 全高等学校に配置しているが、年間指導時間は進路により異なる。

### (2) 監査の視点

1. 外国人英語指導助手への報酬は各種規則等にそって計算されているか
2. 外国人英語指導助手への住宅補助は各種規則等にそって計算されているか

### (3) 実施した監査の手続

1. 外国人英語指導助手への報酬計算が、神戸英語指導助手に関する要綱、外国青年招致事業に関する就業規則等に基づいて行われていることを確かめた。
2. 外国人英語指導助手への住宅補助の計算が、上記同様に行われていることを確かめた。
3. 外国人英語指導助手への指導及び評価体制に関して担当者等への質問を実施した。

### (4) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

### 【3】学校医の配置事業

#### (1) 概要

##### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 指導部 健康教育課
事務事業名	学校医の配置
事務事業の目的	学校保健安全法第23条 1. 学校には学校医をおくものとする 2. 大学以外の学校には、学校歯科医、学校薬剤師を置くものとする 3. 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	1. 子どもの力を伸ばします (3)楽しい学校の推進 11.「こうべっ子 健康・体力向上プラン」の推進
事務事業の概要	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する報酬の支払い

神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する要綱に記載されている配置基準は次のとおりである。

学校医等の区分	配置する学校園
学校医(内科)	全学校園
学校医(眼科)	全学校園
学校医(耳鼻咽喉科)	全学校園(幼稚園を除く)
学校歯科医	全学校園
学校薬剤師	全学校園

##### 2. 事業の実績

#### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
学校医の配置	558,391	552,697	551,974	555,267
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成22年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

性質別分類(千円)		
需用費	その他	合計
27	551,947	551,974

その他の主な内容は、学校医への生徒等の健診に対する報酬である。

#### ② 事業実績

平成22年4月1日現在、各学校園への配置状況は次のとおりであり、要綱で定められた配置基準は適切に満たされている。

校種	校園数	配置人員						
		内科	眼科	耳鼻咽喉科	歯科	薬剤師	専門医	計
小学校	166	171	166	166	171	166	2	842
中学校(分校を含む)	85	85	85	85	85	83(*1)	0	423
高校	全日制	6	6	6	6	6	-	30
	定時制	3	3	3	3	3	-	15
高等専門学校	1	2	1	1	2	1	-	7
幼稚園	43	43	43	-	43	43	-	172
特別支援学校	6	6	5(*2)	6	6	6	8	37
計	310	316	309	267	316	308	10	1,526
実人員		246	85	70	290	203	8	902

\*1…分校 2 校については、本校にのみ配置している。

\*2…盲学校 1 校については、専門医として配置している。

## (2) 監査の視点

1. 学校医への報酬は他の指定都市と比較して妥当か
2. 学校医への報酬は各種規則等にそって計算されているか

## (3) 実施した監査の手続

1. 仮定モデルを用いて算出された他の指定都市の報酬との比較を行い、神戸市の報酬基準が妥当な範囲か検討した。
2. 学校医への報酬の計算が、基準単価に基づいて行われていることを確かめた。

## (4) 意見

1. 学校医の基準報酬の再検討について

平成 23 年度において、某市が、学校医 1 人あたりの年間報酬額を指定都市 19 市について独自調査した資料によると、神戸市の順位は次のとおりとなっている。

(単位:円)

順位	1位	2位	3位	4位	5位
内科	A市	神戸市	B市	C市	D市
	653,800	630,500	510,100	484,800	475,500
精神科医	A市	E市	D市	F市	G市
	583,800	447,440	393,300	389,000	246,000
眼科	神戸市	A市	D市	C市	F市
	526,500	489,820	450,900	406,800	389,000
耳鼻科	A市	神戸市	D市	C市	F市
	529,040	526,500	450,900	406,800	389,000
歯科	A市	神戸市	B市	D市	H市
	593,800	526,500	487,500	450,900	450,000
薬剤師	A市	F市	C市	I市	B市
	293,060	293,000	279,600	271,200	257,860

- ・小学校1校当たり20学級（1学級35人）教職員40人での比較
- ・就学時健康診断等、定期健康診断以外の謝礼・報酬は含まない。

神戸市は、全体的には、A市の次に高くなっており、高順位となっている。なお、精神科医については、神戸市は配置しておらず（ただし、特別支援学校の一部には専門医として配置）、薬剤師については、配置しているが、16位で147,700円となっている。

なお、学校医への平成21年度及び平成22年度の報酬基準表は次のとおりとなっている。

学校医等報酬基準 (単位:円)

	校種	平成21年度				平成22年度			
		一校あたり基本給	内科加算	生徒数加給	教職員加給	一校あたり基本給	内科加算	生徒数加給	教職員加給
学校医・ 学校歯科医	内科	幼稚園	124,300	31,700	548	124,000	31,700	548	1,080
		小・中・高	198,900	60,800	468	198,500	60,800	468	
		特別支援	198,900	60,800	775	198,500	60,800	775	
	眼科 耳鼻咽喉科 歯科	幼稚園	124,300	0	548	124,000	0	548	
		小・中・高	198,900	0	468	198,500	0	468	
		特別支援	198,900	0	775	198,500	0	775	
学校薬剤師	幼稚園	95,100	0		95,100	0			
	幼稚園以外	147,700	0		147,700	0			
専門医		383,400	0		382,600	0			

平成22年度は、平成21年度と比較して、一校あたり基本給が減少している。これは、平成17年度以降、神戸市教育委員会事務局と社団法人神戸市医師会とで、次のように学校医報酬改定に関する確認がとられており、これに基づいて毎年度単価を見直しているからである。平成21年度から平成22年度にかけては、社会保険診療報酬の初診料改定がなかったため、人事院勧告改定部分の基本給のみ0.19%削減改定している。

(学校医報酬改定に関する確認 平成17年12月21日 より抜粋)

基本給	人事院勧告改定率により改定する。
加給 (児童生徒数加給・教職員数加給)	社会保険診療報酬の診療所初診料改定率により改定する。
内科加算	社会保険診療報酬の診療所初診料改定率により改定する。

平成 17 年より前においても、人事院勧告改定率に基づいて、学校医に対する基本給が改定されており、これは昭和 40 年代から継続して行われてきているようである（上記確認文書は、過去から継続されている方法を再合意し文書化したものにすぎない）。なお、いつこの基準報酬が決定されたか、どのような経緯で決定されたか、についての資料は残っていない。

各種指標に連動した学校医の報酬の計算方法については、大きな不合理はないと考えられる。しかし、過去の基準報酬の決定方法が不合理であった場合、現在の報酬も、各年度の指標に連動していることから、不合理なものとなる可能性がある。また、基準年が古ければ古いほど、医療の進歩、物価の変動など、単純に、人事院勧告改定率等に基づいた計算では、当時と現在の報酬水準を対応させることは難しいとも考えられる。参考とした某市の資料からも、薬剤師への報酬を除き、神戸市の学校医の報酬は全国的に見ても高額となっている。現時点で一度、神戸市として、学校医への基準報酬について、他都市との比較を行い、学校医 1 人あたりに対する基準報酬が妥当な範囲にあるといえるかどうか調査、検討すべきである。

## 【4】 準要保護児童生徒給食費補助事業

### (1) 概要

#### 1. 事業の概要

I 教育委員会事務局 総務部【8】 就学援助事業及び奨学金事業参照。  
ただし、当該事業の所管課は教育委員会事務局指導部健康教育課である。

#### 2. 事業の実績

##### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
準要保護児童生徒給食費補助	603,326	579,925	607,069	671,890
(うち、国庫補助)	( 2,844 )	( 3,017 )	( 3,209 )	( 4,083 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成22年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

性質別分類(千円)		
奨学援助事業	その他	合計
602,897	4,172	607,069

当該事業については、事業費のほとんどが給食費の援助となっている。

##### ② 事業実績

I 教育委員会事務局 総務部【8】 就学援助事業及び奨学金事業参照。

### (2) 監査の視点

1. 学校給食にかかる就学援助費の計算を効率的に実施しているか

### (3) 実施した監査の手続

1. 就学援助システム及び給食回数確認表等を閲覧するとともに、担当者等への質問を実施した。

### (4) 意見

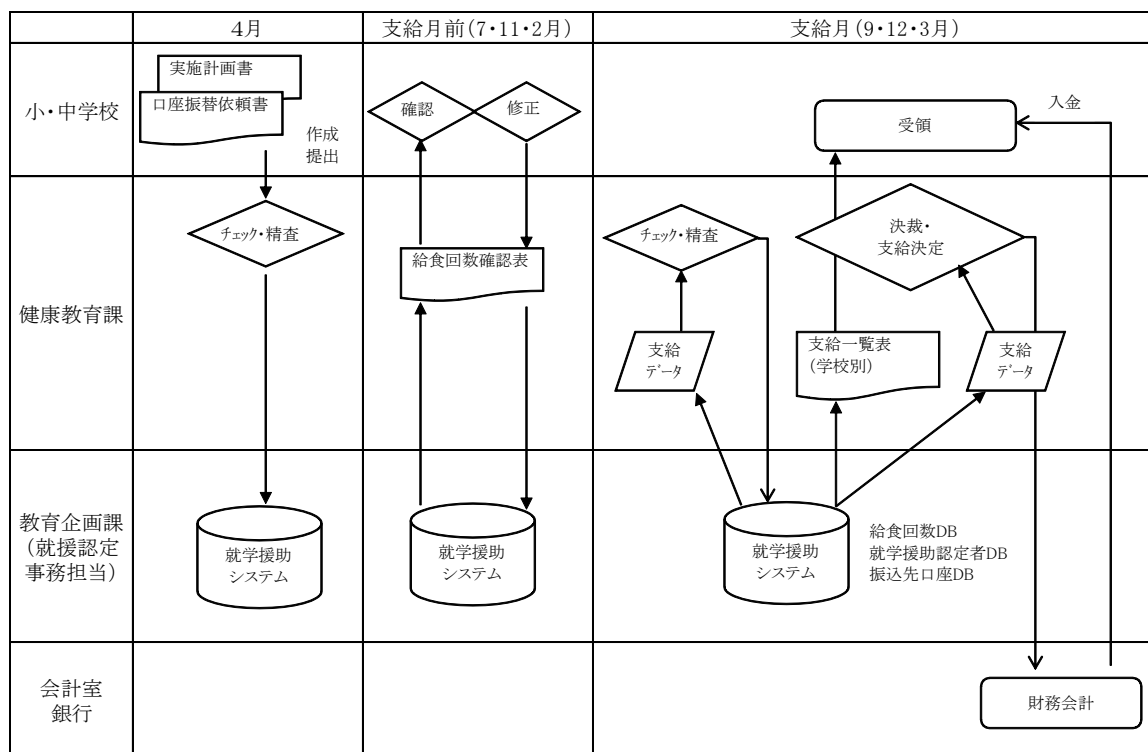
1. 就学援助システムの横断的利用について

学校給食にかかる就学援助費については、健康教育課が各学校から学期ごとに FAX される給食回数確認表に基づいて、各学校・学年ごとの給食回数を把握し、さらにアレルギーや宗教上の理由で例外扱いされる児童を考慮した上で、教育企画課にある就学援助システムを利用して計算されることになる。

業務フローの概要は次のとおりであるが、当課の主な作業は、各学校か



ら FAX される給食回数確認表の回数をチェックし、教育企画課へ入力依頼するものである。その際には、就学援助システム上のデータについて、教育企画課に問い合わせたり、援助対象者個人の情報を見る必要がある場合もあるが、いずれも運用・管理は教育企画課となっている。



上述のとおり、当該業務は、学校及び教育企画課との連携が必要な業務である。健康教育課においても就学援助システムを閲覧できるようにすれば、教育企画課へ問い合わせていた業務を、健康教育課が自ら実施できるようになり、業務の効率化がはかれるものと考えられる。

健康教育課への就学援助システムの設置も含めて、効率的に業務が実施できるよう、業務フローの見直しを検討する必要があると考える。

## 【5】学校給食共同調理場の管理運営

### (1) 概要

#### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 指導部 健康教育課
事務事業名	学校給食共同調理場の運営
事務事業の目的	北区(18校)、垂水区(6校)の小学校の給食調理を行う共同調理場の調理業務を民間委託することにより、経費の効率化を図る
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	1. 子どもの力を伸ばします (3)楽しい学校の推進 11. 「こうべっ子 健康・体力向上プラン」の推進
事務事業の概要	調理業務及び付随する業務(調理士衛生管理研修、施設整備の衛生管理等)を委託

市には、次の2つの共同調理場がある。共同調理場における学校給食の調理業務等について、平成14年4月より民間委託を実施している。

	垂水学校給食共同調理場	北学校給食共同調理場
位置	垂水区狩口台3丁目1番4号	北区有野町有野字上向山2823-4
沿革	昭和44年1月10日業務開始 平成15年4月1日改築	昭和45年3月9日業務開始 平成13年4月1日新築移転
規模	延面積 1,212.67㎡ 食数 約4,000食	延面積 2,298.95㎡ 食数 約7,000食
対象校	6校 高丸小、霞ヶ丘小、舞子小 西舞子小、西脇小、神陵台小	18校 六甲山小、有馬小、有野小 藤原台小、西山小、有野台小 有野東小、唐櫃小、大池小 道場小、八多小、大沢小 長尾小、鹿の子台小、好徳小 淡河小、桜の宮小、山田小

#### 2. 事業の実績

##### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
学校給食共同調理場の運営	378,653	367,206	377,080	362,089
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成22年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

性質別分類(千円)						
負担金	委託料	需用費	備品購入費	人件費	その他	合計
10	185,167	75,661	364	37,511	78,367	377,080

委託料のうち、183,574千円は、調理業務等の委託料である。需用費は、共同調理場で発生する光熱水費等である。その他のうち、72,489千円は、各共同調理場からそれぞれの受配校への給食配送費用である。

## ② 事業実績

共同調理場での調理業務の民間委託が始まって以降、同一業者が履行しており、委託料は毎年 180 百万円程度となっている。市は、調理業務の受託業者について、おおむね 5 年間は同一業者としており、期間は、第 1 回が平成 14 年 4 月～平成 19 年 7 月、第 2 回が平成 19 年 8 月～平成 24 年 7 月となっている。ただ、契約は 1 年単位であり、委託審査会で毎年審議されている。

一方で、給食の配送会社は、入札による 3 年間の長期継続契約であるが、契約期間中の平成 22 年度において変更されている。B 社が実施している期間は、以下のとおり、契約単価が高くなっている。

期間	内容	北給食センター	垂水給食センター
平成20年9月～平成22年8月 (当初契約は平成23年7月末まで)	業者	A社	A社
	契約単価(税別)	33,600円/台・日	32,880円/台・日
	選定方法	一般競争入札	一般競争入札
平成22年9月～平成22年12月	業者	B社	B社
	契約単価(税別)	40,000円/台・日	40,000円/台・日
	選定方法	随意契約	随意契約
平成23年1月～平成26年7月	業者	C社	D社
	契約単価(税別)	24,000円/台・日	20,850円/台・日
	選定方法	一般競争入札	一般競争入札

## (2) 監査の視点

1. 調理及び配送業務の委託先選定方法が妥当か

## (3) 実施した監査の手続

1. 調理及び配送業務の委託先選定方法に係る関連資料を閲覧するとともに、担当者等への質問を実施した。

## (4) 意見

1. 委託業者の財務状況の継続的なモニタリングについて

平成 22 年度中、契約途中にもかかわらず、A 社が解散したことにより、急遽代替業者を選定しなければならないこととなった。選定期間が限られている中、神戸市仕様の配送車での対応が可能な業者を選定することから、市は、結果として、一時的に B 社に対して従来より、約 6,000 千円高い価格で業務を委託することとなった。なお、当該損失について、市は A 社（清算会社）に対して損害賠償請求を行っている。

今回は、給食の安定的供給が継続できないという状態には至らなかったが、そのような状態に陥る可能性もあったものと思われる。今後は、調理

の委託業者も含め、児童の健康に関わるなど、特に影響が大きい業務のうち、複数年契約となるものについては、契約期間中の委託業者の財務状況を確認するなど、業務の継続提供可能性についてのモニタリングを行う仕組みを導入する必要があるか検討すべきである。

## 【6】 中学校昼食対策事業

### (1) 概要

#### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 指導部 健康教育課
事務事業名	中学校昼食対策
事務事業の目的	家庭の事情等により弁当を持参することができない生徒のために、弁当の校内販売を全中学校に拡大し、文部科学省が基準とする栄養価に配慮した昼食を提供する
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	1. 子どもの力を伸ばします (3)楽しい学校の推進 11. 「こうべっ子 健康・体力向上プラン」の推進
事務事業の概要	中学校における弁当販売の実施にかかる弁当販売業者に対し生徒への弁当の受け渡しなどのため、学校に配置する配膳員の配置に必要な費用の一部について、神戸市が補助金を交付することにより、弁当販売事業の充実を図るとともに円滑に実施する

上記のとおり、市は、弁当販売業者に対して補助金の支払いを行っている。「神戸市立中学校弁当販売実施補助金交付要綱」上、配膳員の配置時間が1日2時間以内であれば、日額1,600円、1日2時間を超える場合は2,400円を上限とし、年額は432千円が各中学校単位で、補助の上限とされている。

#### 2. 事業の実績

##### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
中学校昼食対策	21,793	26,813	27,239	25,506
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成22年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

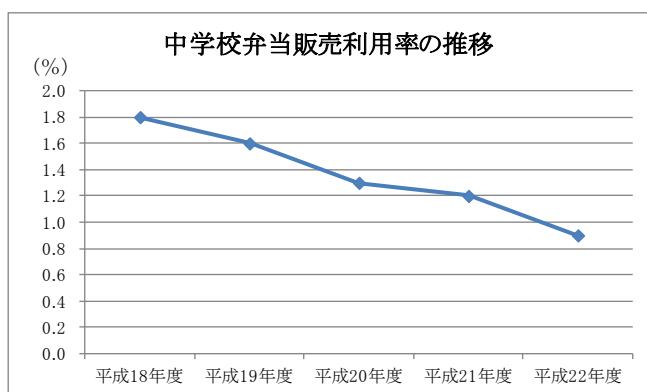
性質別分類(千円)	
その他	合計
27,239	27,239

その他の主な内容は、弁当販売業者に対する補助金23,269千円である。

##### ② 事業実績

平成15年1月より中学校の当該弁当販売制度を開始しており、平成22年度では、82校中80校の中学校で販売が行われている。平成18年度以降の当該制度の利用率(注)の推移は次のとおり、減少傾向である。

(注) 利用率は次のとおり算出している。まず、1ヶ月間での各校での弁当販売総数の合計を、各校生徒数と販売日数(昼食が必要な日)を乗じて合計したもので除することで、月別利用率を算出する。次に、年度別利用率は各月別利用率を単純平均することにより算出している。



## (2) 監査の視点

1. 制度が有効かつ効率的に実施されているか

## (3) 実施した監査の手続

1. 制度の運用について、関連資料を閲覧するとともに担当者等への質問を実施した。

## (4) 意見

1. 中学校昼食販売制度の縮小及び運用見直しについて

平成22年度において1食あたりの補助金を試算すると542円(42,930食:23,269千円)となり、これは、弁当代(400~450円)よりも高い。

制度の運用方法について質問を行ったところ、おおむね次のとおり運用されているとのことであった。

- ・毎朝、各中学校と協定を結んでいる弁当販売業者の配膳員が来校する
- ・当日の弁当の必要数(販売数)をカウントする
- ・注文があれば、昼に再度来校し、弁当を届ける

朝の必要数のカウント時に必ず来校することになることから、昼食の注文がまったくない日も、配膳員に対するコストが発生するという仕組みになっている。

これは、この事業の実施主体が中学校ではなく、教育委員会であるため、弁当販売の業務で、中学校の教職員の手を一切煩わせないという趣旨による。

物理的に弁当を購入できない地域もあるであろうから、そのような地域

については制度を継続することもやむをえないと思われるが、中学生が弁当を購入できる地域については、当該事業を実施しないなど、制度自体の縮小を検討すべきである。

また、たとえば、各校で教職員の協力を得て、当日の弁当の必要数をカウントし、弁当販売業者に電話等で連絡するという事務作業を実施し、配膳員の注文数の確認のための午前の来校をなくすことでコストを削減するなど、制度の運用方法を見直しについても検討すべきである。

## 【7】総合教育センターの管理運営

### (1) 概要

総合教育センターは、ホールや研修室、視聴覚室などをそなえた神戸市所有の教職員研修施設であり、施設の概要は次のとおりである。

所在地：神戸市中央区東川崎町 1-3-2

竣工年：平成 2 年

規模：鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地上 10 階（宿泊施設なし）

階数	主な施設
地下 1 階	倉庫のほか電気室、ポンプ室など
1 階	受付のほか、総務（事務室）、応接室、防災センターなど
2 階	授業づくり支援室を中心として、閲覧室、ビデオブースなど
3 階	教育相談指導室、こうべ学びの支援センターのほか、相談室 8 室、プレイルーム 2 室など
4 階	研修室（事務室）、教具作成室、理科室 2 室、標本室など
5 階	学級経営相談室、視聴覚研修室、情報教育研修室など
6 階	研修室 5 室、OA 研修室など
7 階	研修室 6 室（会議室 1 室含む）など
8 階	研修室 7 室、教育関係の事務所 3 室など
9・10 階	ホール、ロビー、喫茶（平成 22 年 9 月撤退）

敷地面積：1,987 m<sup>2</sup>

延床面積：11,446 m<sup>2</sup>



（総合教育センター外観）



## 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 指導部 総合教育センター
事務事業名	教職員研修及び施設の管理運営
事務事業の目的	学校園の教職員の資質・指導力向上のため、教職員研修を行うとともに、教育に関する研究を行いその成果の普及に努める 教育相談による児童・生徒の支援を行う
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	2. 学校・教職員の力を高めます (6)教職員の資質・指導力の向上 20. 魅力ある教員の養成
事務事業の概要	教職員のライフステージにそって領域を設定し、種々の研修を実施する 教育上の悩みや問題について、面接・電話により専門的な指導・支援を行う 学校園の研修の拠点である総合教育センターの管理運営を行う

## 2. 事業の実績

### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
教職員研修及び施設の管理運営 (うち、国庫補助) (うち、県補助)	224,552 ( 0 ) ( 0 )	238,439 ( 0 ) ( 0 )	268,134 ( 0 ) ( 0 )	268,313 ( 0 ) ( 0 )

平成22年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

性質別分類(千円)					
補助金	委託料	需用費	人件費	その他	合計
4,513	14,118	41,950	196,665	10,888	268,134

人件費の内訳は次のとおりとなっており、多くが研修資料の作成や内部講師として研修を行う嘱託職員等非正規職員への報酬となっている。非常勤講師への報酬は、初任者の指導、初任者研修の間、代替で授業を行う講師への報酬である。

(単位:千円)

内容	金額
嘱託職員21名、アルバイト2名への報酬	113,857
非常勤講師への報酬	64,396
講師、専門委員への報償費	16,062
講師旅費	2,350
合計	196,665

## ② 事業実績

### 【教職員の研修】

教職員の資質・指導力について、教職員の資質、教科等指導力、幼児・児童生徒指導力、職務遂行能力の4つの視点からその向上を図る。その方法として、教育委員会・学校園・各校種教育研究会と連携し、研修内容の充実、体系化を図りながら役割分担して研修効果をあげることを目標としている。

### 【教育相談】

幼児・児童生徒の教育上の悩みや問題について、保護者等の来所による面接及び電話による相談に応じ、指導・助言を行っている。

## (2) 監査の視点

1. 補助金支出の必要性があるか、また、適切に計算された上で支出され、報告を受けているか
2. 講師等に対する報酬は適切な水準となっているか、また支払方法は妥当か
3. 研修内容の見直し、研修効果の測定は行われているか
4. 備品の管理は適切か
5. 設備は有効に活用されているか

## (3) 実施した監査の手続

1. 神戸市教育研究団体補助金交付要綱及び決算報告書を閲覧するとともに、担当者等への質問を実施した。
2. 講師謝礼基準を閲覧するとともに、担当者等への質問を実施した。
3. 研修に対するアンケートを閲覧するとともに、担当者等への質問を実施した。
4. 備品・用品台帳を閲覧するとともに、備品の管理方法についての担当者等への質問を実施した。
5. 研修室利用率表を閲覧するとともに、当センターの有効活用について担当者等への質問を実施した。

#### (4) 意見

##### 1. 備品の効率的管理について

下記に例示のとおり、現状の備品管理簿（市所定の様式）には、備品の設置場所を記載する欄が設けられておらず、現状は紙の台帳での管理となっており、これは、他の部局も同様とのことである。備品を効果的かつ効率的に管理できるよう、全庁的に、備品管理システムを使った管理に切り替えていくべきである。

（神戸市物品会計規則、第3号様式より一部抜粋）									
備品管理簿									
品名								単位	
物品管理者	月日			整理番号	単価	形質寸法	特定保管者印	備考	重要物品
	年	月	日		円				

##### 2. 棚卸の記録について

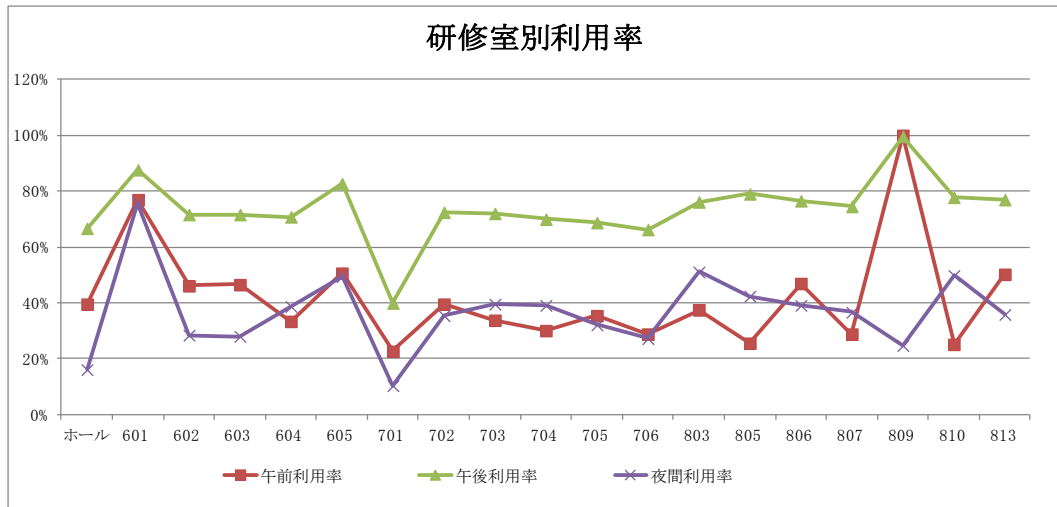
神戸市物品会計規則は、1件1,000千円以上の備品を重要物品と定義し、これらについては、年度末における現在高を調査し、会計管理者に報告しなければならない、と定めている。市の担当課から、全庁的な自主監査において、重要物品管理事務は適正になされている旨の報告書写しの提出を受けた。しかしながら、現在高調査に係る棚卸の詳細記録は残っておらず、棚卸実施に係るマニュアルもないとのことである。

重要物品の毎年の棚卸を効率的に実施するためにも、マニュアルの整備が望まれる。また、実施した現物確認の手続について、第三者が検証できるよう、証跡を残すべきである。

##### 3. 利用率の向上及びテナント撤退跡の活用について

平成22年度の各研修室の利用率（午前、午後、夜間の時間帯にわけ、当該時間帯で研修室の利用があった日を開館日の243日で除したもの）は下記のグラフのとおりである。

平均すると午前の利用率は42%、午後の利用率は74%、夜間の利用率は37%であった。809研修室が、午前、午後と利用率が100%となっているのは、指導力向上研修として、1年間の長期研修を実施しているためである。



また、平成 22 年度中に、最上階に入っていた軽食喫茶が撤退したため、テナントが空き状態となっている。

総合教育センターは、市の中心にあり、交通の便もよく、有効な活用がのぞまれるが、現在のところ、利用率は決して高いとまでいえず、午前と夜間の利用率が特に低くなっている。例えば、午前については、教育に対する解釈を広げ、高齢者の生涯学習について活用するなど、よりいっそうの有効な活用を検討すべきである。

## 【8】神戸市地域改善奨学金事業

### (1) 概要

#### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 指導部 人権教育課
事務事業名	地域改善奨学金事業
事務事業の目的	地域改善対策奨学金国庫返還等事務を行う
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	—
事務事業の概要	地域改善対策奨学金国庫返還等事務を行う

人権教育課では、多様な人権課題に対応した人権教育を推進するため、教職員の資質向上を図る研修や教材の開発・整備等を進めるとともに、学校園における研究実践活動に積極的に取り組んでいる。加えて、過年度に旧同和地区内の児童生徒に貸与した奨学金を回収し、国庫への返還を行うなど、債権管理も行っている。当該制度は、昭和 41 年度から高校進学者に、44 年度から大学進学者に対し、奨学金の給付事業として開始された。当初は給付制度であったが、大学は昭和 57 年度より、高校は昭和 62 年度より貸与制度に変更された。この変更に伴い、国が要綱を策定し、市もこれにそって条例・規則を制定し、貸与事業を実施した。その後、平成 13 年度末に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地对財特法）が失効したことにより、新規の奨学金の貸与が廃止された（在校生に対しては、経過措置として、平成 16 年度まで貸与を継続した）。

当該奨学金は、国庫補助の対象となる分と市単独負担分の 2 種類があり、前者については、奨学生からの返済額の 3 分の 2 を次年度に国庫に返還することとなっている。また、経済的理由などにより、市へ返済できない貸与を受けた者については、免除制度が設けられている。免除制度とは、前年所得が生活保護基準額の 1.5 倍以下等の経済的に奨学金の返済が困難な場合、申請により、1 回あたり奨学金貸付総額の 4 分の 1 が免除される制度であり、免除認定後も返済ができない状況が続けば 5 年後に再度申請できる制度である。

#### 2. 事業の実績

##### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
地域改善奨学金事業	27,781	24,547	30,806	46,185
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成 22 年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

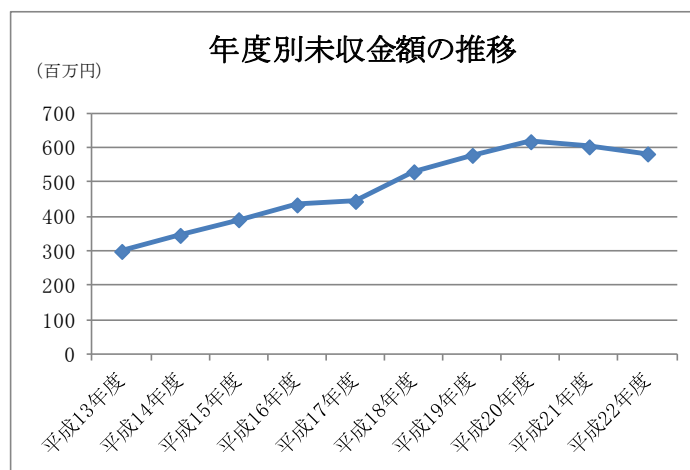
性質別分類(千円)		
人件費	その他	合計
5,647	25,159	30,806

上表のその他は、主として国庫への返還金である。すなわち、平成 21 年度の国庫補助対象分の奨学金の市への返済が 37,219 千円であったことから、その 3 分の 2 にあたる 24,813 千円を国庫に返還するものである。25,159 千円と 24,813 千円の差額は奨学生に対する催告状等の郵送料である。

## ② 事業実績

当初、給付で開始された制度が、途中で貸与制度に変更されたことに伴い、貸与を受けた者が返済不要と理解しているケースがあること、もともと経済的理由で就学が困難な者が貸与を受けていることなどから、回収状況は芳しくない。

平成 22 年度末時点の未収率（貸与総額 3,173 百万円から、返済期日未到来額の 596 百万円を控除したものを分母とし、滞納額を分子として計算）は、22.6%となっている。過去の滞納額、すなわち市にとっての未収金額の推移は次のとおりである。



制度終了後の平成 13 年度以降、平成 20 年度までは、未収金額が右肩上がりであった。しかし、平成 20 年 7 月に、神戸市債権管理対策推進本部の設置を契機に積極的な取組を実施した結果、未収金額はピーク時には、618 百万円となったが、平成 22 年度末現在では、582 百万円まで減少している。なお、未収金額の減少には、金銭での回収のほか、貸与を受けた者からの申請による免除も含まれている。免除額は平成 22 年度末で、貸与総額のうち、26.8%にあたる 850 百万円となっている。

## (2) 監査の視点

1. 徴収事務が規則等にそって行われているか
2. 徴収事務が効率的に行われているか
3. 徴収事務が公平に行われているか

## (3) 実施した監査の手続

1. 奨学金管理システム、その他徴収記録を閲覧するとともに、徴収方法について担当者等への質問を実施した。
2. 訪問記録を閲覧するとともに、訪問方法について担当者等への質問を実施した。
3. 回収マニュアルを閲覧するとともに、これにそって徴収が実施されているか関連帳票を閲覧し、担当者等への質問を実施した。

## (4) 意見

### 1. より積極的な未収金の回収について

地域改善奨学金は、当初給付であったものが制度変更により、大学は昭和 57 年、高校は昭和 62 年から貸与に変わった。また、高校奨学金については保護者が借入申請手続をし、本人が貸与された事実を知らない場合があることなどから、債権管理手続や債権回収事務を行う上で困難を伴う側面がある。このような背景について理解はできるが、公正・公平性の観点から、より積極的な債権管理を行い、未収金の回収をさらに促進していく必要がある。

そのためには、相手側と粘り強く話し合うことが必要であるが、返済できる経済力があるにもかかわらず返済の意思を示さないような悪質な債務者に対しては、必要に応じて法的措置の実施を進めていくべきである。

なお、免除制度の要件に該当する債務者については引き続き、免除手続の申請を促す努力を継続することも必要である。

### 2. 不納欠損処理の検討について

現在まで市では、当該未収金について、不納欠損処理を行っていない。しかし、免除申請にまったく応じないケースや、回収が極めて困難なケースなどについては、債権の回収が可能かどうかを慎重に判断した上で、必要に応じて債権放棄手続を行い、不納欠損処理を実施していくべきである。

なお、当該制度は国の関連する制度で、貸付金の 3 分の 2 を国が負担していることから、市の判断のみで不納欠損処理を行えば、国の補助部分に

ついて国庫返還の問題が発生するため、当該処理が行いにくい状況となっている。しかし、今後顕在化が予想される実質的に回収不可能な債権を継続的に管理し続けることは非効率である。

そのため、他の関係府県や指定都市とも連携しながら国と不納欠損処理に関するルールを協議することも検討していくべきであるとする。



### Ⅲ. 教育委員会事務局 社会教育部

#### 【1】学校施設開放事業

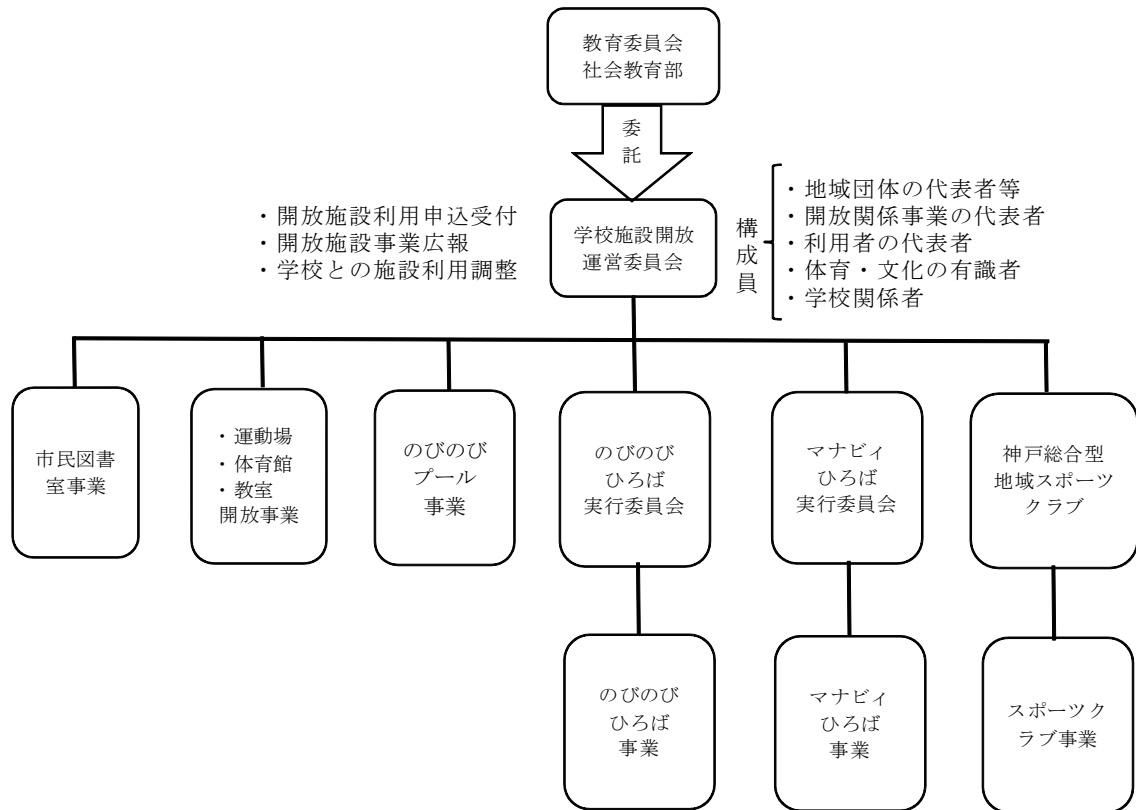
##### (1) 概要

##### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課
事務事業名	学校施設を開放し、地域の生涯学習の推進並びにコミュニティー作りの拠点へ
事務事業の目的	社会教育事業の一環として神戸市立学校(幼稚園を含む)の施設を学校教育活動に支障のない範囲において、開放することにより、市民の健康増進並びに文化及び教養の向上を図り、学校施設を地域主体の生涯学習の拠点とすることを目的とする。
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	4. 生涯学習を支えます。 (10) 生涯学習・スポーツの振興 36. 市民が自ら学べる生涯学習環境づくり
事務事業の概要	学校施設を学校教育活動に支障のない範囲において、市民のスポーツ・文化活動の場として、定期的に継続して利用できるように開放する。

当該事業は、市内の各学校施設開放運営委員会が神戸市から委託を受けて、学校の施設を地域の市民に開放する事業である。学校施設開放運営委員会は、地域団体の代表者等、開放関係事業の代表者、各スポーツクラブ代表者等の利用者代表等、体育若しくは文化に関する有識者、学校関係者を構成員として、利用者の受付事務、広報活動、学校との調整事務等を行っている。

【学校施設開放事業の体系】



2. 事業の実績

① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
学校施設を開放し、地域の生涯学習の推進並びにコミュニティー作りの拠点へ (うち、国庫補助)	255,594	219,338	210,029	201,366
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成 22 年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

性質別分類(千円)					
委託料	需用費	備品購入費	人件費	その他	合計
167,722	15,696	251	25,317	1,043	210,029

平成 22 年度の委託料の内訳は下表のとおりである。

【平成22年度委託料内訳】 (単位:千円)

運営費	図書購入費	幼児のひろば 指導員謝金	開放管理 者報酬	市民図書室 管理者報酬	合計
15,644	16,940	5,307	71,889	57,942	167,722

## ② 事業実績

平成 22 年度の学校施設開放事業実施校数数は次のとおりである。

	実施校数	開放形態								
		運動場		体育館		プール	市民図書室	教室	幼児のひろば	
		休日	夜間	休日	夜間					
幼稚園	29	-	-	-	-	-	-	-	-	29
小学校	165	164	12	159	84	145	81	64	-	-
中学校	17	1	3	1	10	3	6	1	-	-
高等学校	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
特別支援学校	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
その他	1	1	1	-	1	-	1	1	-	-
計	214	166	16	161	96	148	88	66	29	-

(注) 上表中の「その他」とは、現在は廃校となった小学校であるが、地域からの要望で開放事業を行っているものである。委託料の積算基準については中学校と同様であるが、平日に学校教育は行われていない。

各施設の平成 22 年度利用者数は下表のとおりである。

### 【学校施設開放事業利用状況】

(単位:人)

	運動場		体育館		プール	市民図書室	教室	幼児のひろば
	休日	夜間	休日	夜間				
児童	606,296	10,460	170,336	60,875	70,848	259,164	16,047	96,970
一般	312,040	9,691	172,167	94,247	11,604	154,621	47,515	65,189
合計	918,336	20,151	342,503	155,122	82,452	413,785	63,562	162,159

## 3. 市民図書室について

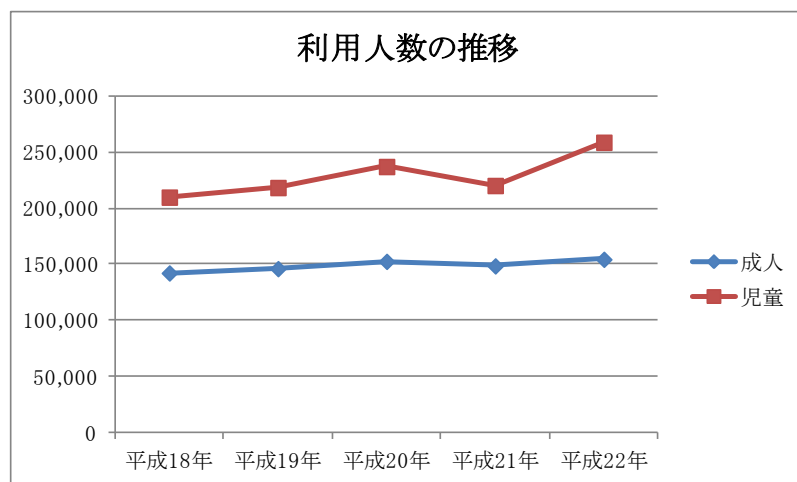
### ① 事業概要

市民図書室事業とは、地域に身近な図書サービスを提供するため、小学校・中学校などの学校図書室内や余裕教室を活用して、学校施設開放の一環として市民向けに開放するものである。平成 22 年度は、小学校 81 校、中学校 6 校とその他 1 か所で実施された。各校の事情に即しているため、独立した施設が 52 ヶ所、学校図書室に併設されている施設が 36 ヶ所あり、独立した施設の場合、面積は 30 m<sup>2</sup>程度から 180 m<sup>2</sup>までと様々であるが、平均は約 85 m<sup>2</sup>である。

## ② 利用状況

【市民図書室利用人数】 (単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
成人	142,428	146,296	152,782	148,738	154,621
児童	210,163	218,736	237,522	220,549	259,164
合計	352,591	365,032	390,304	369,287	413,785



市民図書室の過去5年間の利用者数は上表のとおりであり、平成21年度から平成22年度の間で増加が見られるほかは、大きな変動はみられない。平成21年度は、新型インフルエンザにより全市的に一ヶ月程度休室した影響で利用人数が減少している。

上記のうち、年間貸出冊数上位5施設と下位5施設についての運営コストの内訳及び貸出1冊あたり運営コストを調べたところ下表のとおりであった。

【平成22年度貸出冊数上位5施設】

順位	市民図書室	利用者数(人)(注1)	貸出冊数(冊)	コスト(円)				貸出1冊あたりコスト(円)
				書籍購入費	人件費	消耗品費等	合計	
1	向洋小(注2)	30,208	83,202	1,498,334 (152,678)	2,877,210 (666,000)	2,332,980 (36,370)	6,708,524 (855,048)	81 (10)
2	高倉台小	11,439	21,350	200,000	666,000	29,527	895,527	42
3	大沢小・中	4,831	15,087	200,000	666,000	36,000	902,000	60
4	小寺小	7,029	14,097	200,000	666,000	36,000	902,000	64
5	木津小	5,700	12,915	200,000	666,000	36,000	902,000	70

(注1) 利用者数は成人と児童の合計数であり、児童には「のびのびひろば事業」における利用数が含まれている。

(注2) 向洋小学校の市民図書室は、RICコミュニティライブラリー商業テナントビルの中に民間と地域が共同出資して設置し運営しているものを、行政が向洋小学校の市民図書室と位置づけて支援しているため、施設の規模、所蔵冊数において、他の市民図書室に比して非常に大きい。  
現在の運営についても、行政からの委託料だけではなく地域からの寄付金も含めて運営しているため、RICコミュニティライブラリー全体のコストを上段に記載し、市からの委託料は下段に()書きで記載している。

【平成22年度貸出冊数下位5施設】

順位	市民図書室	利用者数 (人)(注1)	貸出冊数 (冊)	コスト(円)				貸出1冊あたり コスト(円)
				書籍購入費	人件費	消耗品費等	合計	
1	御蔵小	2,357	1,362	180,285	610,500	12,383	803,168	590
2	好徳小	5,461	1,410	200,000	666,000	26,350	892,350	633
3	長田南小	2,066	1,437	180,098	666,000	8,545	854,643	595
4	淡河小	2,139	1,470	180,000	666,000	19,661	865,661	589
5	唐櫃小	1,187	1,518	150,000	666,000	2,783	818,783	539

(注1) 利用者数は成人と児童の合計数であり、児童には「のびのびひろば事業」における利用数が含まれている。

施設別に見ると、貸出1冊あたりコストの最も低い施設は42円、最も高い施設は633円と、大きな乖離があることがわかる。なお、貸出1冊あたりコストの全市民図書室平均は124円である。

これに対して市立図書館の利用状況及び貸出1冊あたりコストは下表のとおりである。

【平成22年度市立地域図書館利用状況】

地域図書館名	入館者数 (人)	貸出冊数 (冊)	コスト(円)				貸出1冊あたり のコスト(円)
			書籍等購入費	人件費	その他	合計	
東灘図書館	426,844	644,051	9,324,208	69,843,178	3,361,369	82,528,755	128
灘図書館	452,398	907,536	9,633,671	35,607,366	18,050,692	63,291,729	70
三宮図書館	541,296	590,753	8,336,955	38,539,844	12,832,803	59,709,602	101
兵庫図書館	259,796	388,616	7,648,864	31,331,438	13,955,065	52,935,367	136
北図書館	252,946	406,898	7,699,188	56,589,640	36,041,726	107,928,911	127
北図書館北神分館	238,796	444,950	7,598,357				
新長田図書館	224,848	361,241	7,597,396	29,293,259	5,825,273	42,715,928	118
須磨図書館	226,422	425,763	7,667,031	31,023,408	8,388,100	47,078,539	111
垂水図書館	556,479	813,378	8,404,064	34,550,669	14,480,680	57,435,413	71
西図書館	500,070	952,694	8,659,617	34,262,322	12,377,308	55,299,247	58
合計	3,679,895	5,935,880	82,569,351	361,041,124	125,313,016	568,923,491	96

【参考：中央図書館利用状況】

中央図書館	834,092	1,099,368	64,628,265	506,550,082	216,306,184	787,484,531	716
-------	---------	-----------	------------	-------------	-------------	-------------	-----

※中央図書館のコストの中には、地域館への図書の運送・予約本の振り分け業務・ネットワークシステム・ICタグ購入などの経費も含まれる。

※指定管理館においては、指定管理者提出の収支決算書を元に記載している。

※人件費には、正規職員人件費及びアルバイト・嘱託職員にかかる人件費が含まれている。

市立図書館では、地域図書館でのネットワークシステム等の経費を一括して負担しているため、中央図書館の貸出1冊あたりコストが大きくなっている。

### ③ 今後の方針について

市では平成22年度に「学校施設開放事業あり方検討会」を開催し、市民図書室事業については、利用状況・貸出1冊あたりコスト、及び市内における図書室等配置の分析等を行い、以下のような検討を行っている。

- ・市全体の図書館サービスを向上させる観点から、市民図書室を「市立図書館のサービスポイント」と地域の「本のある地域交流の場」に位置づける。
- ・「市立図書館のサービスポイント」となるところについては、その選定基準を明確にするとともに、地域に負担のない運営方法とする必要がある。
- ・その他の市民図書室については、「本のある地域交流の場」として魅力ある空間となるように、積極的な広報活動並びに図書購入のための経費の公費などの行政支援が必要である。

(2) 監査の視点

1. 委託契約が経済性・効率性・有効性の観点から適切に行われているか
2. 委託料は委託契約等に従い適切に算定されているか

(3) 実施した監査手続

1. 学校開放事業の概要及び市民図書室の蔵書管理について、担当者への質問を実施した。
2. 市民図書室の利用状況及び貸出1冊あたりコストについて分析した。
3. 平成22年度に学校施設開放事業を実施した学校から小学校、中学校各1件をサンプルとして抽出し以下の手続を実施した。

(単位:円)

学校名	委託料内訳						委託料合計
	運動場・体育館	図書運営費	図書購入費	加算額	開放管理者報酬	市民図書室管理者報酬	
魚崎小学校	50,000	36,000	150,000	50,000	528,000	666,000	1,480,000
大池中学校	60,000	36,000	150,000	30,000	240,000	666,000	1,182,000

※加算額とは、市民図書室の年間利用数により図書購入費に加算され、年間利用者が1,000人以上の場合30千円、年間利用者が3,000人以上の場合は50千円が加算される。(学校施設開放事業実施要領より)

- ① 委託契約書の閲覧、及び委託料の積算基準の調査・再計算
- ② 委託業務実施報告書兼委託料精算書の閲覧

(4) 意見

1. 開放管理者のボランティアへの移行について

(1) 2. に記載のとおり、当事業におけるコストの約8割を委託料が占めている。この委託料のうち、開放管理者及び市民図書室管理者にかかる報酬の合計が8割弱を占める。

開放管理者、市民図書室管理者には、専門の資格や技術、経験は必要とされない。地域主体の活動は市民が自発的に無償で行うケースも多く、これらの開放管理者等についても、地域のボランティアなどへの移行を検討

すべきである。

## 2. 運営コストと利用者ニーズを考慮した選択と集中について

上記②利用状況に記載のとおり、市民図書室における貸出1冊あたりコストは高いところで600円を上回り、市立図書館の同コストと比べて大幅に高額となっている図書室がみられる。学校施設開放事業の実施要領によると1施設あたり年間の図書購入費の基本額は150千円（年間利用者数により180千円又は200千円）と定められている。この金額には月刊誌の定期購読代も含まれており、通常書籍の購入に充当可能な予算は月10千円に満たない状況である。

近隣読書施設との距離や交通の便、各地域の人口と利用状況の関係等を勘案のうえ、市民が本当に必要とする市民図書室へ重点的に資源配分を行うべきである。これにより、1施設あたりの図書購入予算が増加し、利用者の満足度の高いサービスを提供することが可能になると期待される。

## 3. 市民図書室の蔵書管理について

市内88箇所の学校において市民図書室が運営されており、平均して1校あたり約8千冊の蔵書が保有されている。しかし、市民図書室全体としての蔵書管理は行われておらず、どの学校にどの書籍があるという情報は共有化されていない。学校ごとではそれぞれの蔵書管理を行っているが、蔵書棚卸を定めた規則もなく、蔵書の実情については教育委員会は全く把握していないという現状である。

また、図書の購入は、委託先である学校施設開放運営委員会が利用者のリクエストなどを参考に地域の実情に合わせて選定したうえで行っており、所管する生涯学習課としては具体的な書籍名までは把握しておらず、実施要領で一定の基準を設けたうえで、学校施設開放運営委員会による選定に任せている。

市は市民図書室のあり方の検討を行っているが、少なくとも市立図書館のサービスポイントになる市民図書室については、将来的に市立図書館との連携を図るにあたり、効率的な蔵書管理のためには市立図書館の蔵書管理システムを利用することが望ましい。また、蔵書棚卸の規則を設けこれを定期的実施し、その結果を生涯学習課で集約すべきである。

## 【2】スポーツイベントの推進事業

### (1) 概要

#### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 社会教育部 スポーツ体育課
事務事業名	スポーツイベントの推進
事務事業の目的	国際級、全国級の各種スポーツイベントの誘致・開催することにより、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツ(「する」「見る」「支える」)を振興するとともに、神戸の魅力を国内外へ発信し、神戸の活性化を図る。
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	4. 生涯学習を支えます。 (10) 生涯学習・スポーツの振興 39. スポーツの振興
事務事業の概要	・国際級・全国級のスポーツイベントの誘致及び開催支援 ・トップアスリートを活用した市民スポーツの振興

#### 2. 事業の実績

##### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
国際級、全国級の各種スポーツイベントの誘致・開催	371,052	245,771	217,520	217,493
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成 22 年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

性質別分類(千円)				
補助金	負担金	委託料	その他	合計
66,453	1,053	150,000	15	217,520



② 事業実績

【平成22年度事業実績】		(単位：千円)	
項	目	予算額	執行額
スポーツイベント推進		162,220	161,188
	スポーツイベント誘致・支援	11,120	10,120
	日本陸上競技選手権男子20km女子20km競歩	1,000	1,000
	全日本卓球選手権大会（ホープス・カブ・バンビの部）	1,200	1,200
	全日本実業団バドミントン選手権大会	1,000	1,000
	卓球ジャパンオープン萩村杯	5,000	5,000
	その他（予算額1,000千円未満）	2,920	1,920
	地域スポーツ振興	150,000	150,000
	サッカーW杯誘致	1,100	1,068
イベント推進事業運営費		55,273	56,333
	人件費・経費	55,273	56,333
	合計	217,493	217,520

(2) 監査の視点

1. 委託料について

- ① 委託契約が経済性・効率性・有効性の観点から適切に行われているか
- ② 委託料は委託契約等に従い適切に算定されているか

2. 補助金について

- ① 補助金は要綱に従い適切な手続により交付されているか
- ② 補助金交付団体への指導・監督並びに、補助事業の効果測定及びフィードバックは適切か

(3) 実施した監査手続

1. 委託料について

- ① 委託契約の理由及び業者選定方法について担当課への質問を実施した。
- ② 委託料の積算基準の確認及び再計算を実施した。
- ③ 委託契約書及び委託契約報告書を閲覧した。

2. 補助金について

- ① 補助金交付要綱及び補助金交付申請書等関連書類を閲覧した。
- ② 補助金額の決定及び実績報告の評価について担当課へ質問した。

#### (4) 監査の結果

##### 1. 補助金交付申請書の審査の未実施について

「財団法人神戸市体育協会のスポーツ振興等に関する補助金交付要綱」によると、補助金の交付の決定は、交付申請書の内容について審査を行い補助金交付決定を行い、補助金を交付しようとする者に通知するものとされる。

しかし実務上当該補助金は、予算要求の際に金額決定に必要な資料を徴求して審査を行い、金額が決定されている。このため、補助金交付申請書については予算要求時と金額が整合しているかを確認のみで、その内容の審査は行われてなかった。予算要求に係る資料を閲覧したところ、内容に問題は認められなかったが、補助金交付要綱に定められている以上、交付申請書の審査を行い、審査の記録を保存すべきである。

#### (5) 意見

##### 1. 補助金実績報告書の様式改善について

財団法人神戸市体育協会が作成した平成 22 年度の補助金実績報告書を閲覧したところ、補助対象事業の実施結果や経費について詳細な内容となっていないものがあった。

補助金の実績報告は、当該補助金によりどのような効果が得られたのかを把握するために重要な資料であり、事業実績について詳細かつ正確な記載を要求すべきである。具体的には、補助事業において補助金によりどのような事業を行ったのか、当該事業を行うために要した経費がどの程度必要だったのかを明示する等、実績報告書の記載要件を定めるべきである。

### 【3】埋蔵文化調査、古文書等調査事業

#### (1) 概要

##### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 社会教育部 文化財課
事務事業名	埋蔵文化調査、古文書等調査
事務事業の目的	埋蔵文化財の調査を行い、その成果を周知し保護を図る。また市内に残る古文書を調査するとともに、翻訳することで、神戸の歴史の解明の一助とする。
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	4. 生涯学習を支えます。 (10) 生涯学習・スポーツの振興 40. 文化財や伝統文化の保存・承継
事務事業の概要	・開発計画に対して、埋蔵文化財にできるだけ影響がないように調整し、やむをえない場合は最低限の発掘調査を行う。 ・調査した古文書を翻訳し、文献史料として公刊しており、岡方文書18冊、神戸文献史料26冊刊行している。

埋蔵文化財包蔵地内に建設を予定し、掘削を伴う工事の場合、事業者（個人・公共工事・企業等）は文化財保護法第93条・第94条に基づく届け出・通知の提出が必要になる。

事業者が市に委託し、市は受託金額を見積計算して、原則前払で受託料を収受する（公共工事の場合は振替による後払い）。その後、公募による登録業者（20社程度）の中から数社で見積合わせを実施し、試掘・掘削業務委託契約を締結する。文化財調査終了後に精算を行い、受託料残余分は還付、不足分は変更契約を行っている。

##### 2. 事業の実績

###### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
埋蔵文化調査、古文書等調査	312,513	182,718	197,802	489,923
(うち、国庫補助)	( 38,250 )	( 31,484 )	( 28,000 )	( 29,000 )
(うち、県補助)	( 12,825 )	( 15,742 )	( 14,000 )	( 14,500 )

平成22年度決算の性質別分類は次のとおりである。

性質別分類(千円)						
負担金	委託料	需用費	備品購入費	人件費	その他	合計
50	128,280	18,922	147	43,449	6,954	197,802

###### ② 事業実績

平成22年度に実施した発掘調査、測量業務等の件数及び委託料金額は下表のとおりである。

【平成22年度実績一覧】

業務区分	内訳	件数 (件)	委託料金額 (千円)
埋蔵文化財発掘調査作業業務	発掘調査作業	19	98,392
	試掘調査作業	7	12,895
空中写真測量等	空中写真測量作業	4	6,521
	地図作成業務	1	2,095
	出土甲冑図化業務	1	2,426
報告書編集印刷	—	5	3,893
古環境分析	—	2	1,633
古文書調査	—	1	425
合 計		40	128,280

(2) 監査の視点

1. 委託業者の選定及び契約手続は規程に準拠して行われているか
2. 必要書類の整備及び保管は規程に準拠して行われているか

(3) 実施した監査手続

平成 22 年度の埋蔵文化財発掘調査作業業務の中から任意に抽出した次の委託契約について以下の手続を実施した。

委託事業名	委託内容	委託契約額
新長田駅南市街地再開発事業（若松3-4） に伴う若松町東遺跡埋蔵文化財発掘調査業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機掘削作業</li> <li>・遺物包含層発掘作業</li> <li>・遺構面検出作業</li> <li>・遺構掘削作業</li> <li>・安全管理作業</li> </ul>	上限 19,255千円
		実績額
		11,673千円

1. 委託契約書その他関連書類の閲覧及び担当者への質問を実施した。
2. 必要書類の整備及び保管状況を調査した。
3. 委託料の積算基準の確認及び再計算を実施した。

(4) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

## 【4】神戸市立青少年科学館の財務事務管理

### (1) 概要

#### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課
事務事業名	青少年科学館 指定管理制度
事務事業の目的	神戸市立青少年科学館は、科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を図り、もって、創造性豊かな青少年の育成に寄与する。
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	4. 生涯学習を支えます。 (10) 生涯学習・スポーツの振興 38. 博物館・図書館等の活用を通じた生涯学習の推進
事務事業の概要	常設展示、プラネタリウム、天体観測室・科学情報室、特別展・企画展、教育普及事業等

神戸市立青少年科学館は、現代の高度な文化生活を支えている科学技術について、神戸市民とくに次の時代を担う青少年の認識を深め、豊かな創造性を養うことを目的に昭和59年4月に開館した。平成18年からは指定管理者制度を導入し、大阪ガスビジネスクリエイト 大阪ガスセキュリティサービス(現・大阪ガスコミュニティライフ)共同事業体が、市からの委託を受けて運営管理している。

#### 2. 事業の実績

##### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
青少年科学館 指定管理制度	383,708	381,758	378,140	407,336
(うち、国庫補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成22年度決算の性質別分類は次のとおりである。

性質別分類(千円)		
委託料	需用費	合計
376,829	1,311	378,140

##### ② 事業実績

###### 【青少年科学館利用状況】

(単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
総入館者数	304,618	343,395	329,218	377,934	345,694	
内 訳	展示	199,287	213,777	210,495	234,176	222,508
	プラネタリウム	105,331	129,618	118,723	143,758	123,186
	有料	136,217	150,407	142,650	96,295	149,387
	無料	168,401	192,988	186,568	281,639	196,307
	個人	197,124	223,581	214,098	275,697	233,462
団体	107,494	119,814	115,120	102,237	112,232	

(2) 監査の視点

1. 指定管理者の選定手続は条例等に従い適切に行われているか
2. 指定管理者による施設の運営について、市のモニタリングは適切に行われているか

(3) 実施した監査手続

1. 事業の概要について所管課へ質問した。
2. 指定管理事業計画書及び指定管理協定書を閲覧した。
3. 指定管理事業報告書兼精算書を閲覧した。

(4) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

## IV. 教育委員会事務局 博物館

### 【1】神戸市立博物館の管理運営

#### (1) 概要

博物館の施設概要は次のとおりである。

所在地	神戸市中央区京町 24 番地
竣工年	1982 年
規模	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地下 1 階・地上 5 階
敷地面積	3,053.3 m <sup>2</sup>
延床面積	10,073.1 m <sup>2</sup>
主要設備	各展示室、ギャラリー、講堂、学習室、図書室



(博物館外観)

#### 1. 事業の概要

所管課	教育委員会事務局 博物館
事務事業名	博物館の管理運営
事務事業の目的	「国際文化交流、東西文化の接触と変容」を主たるテーマに市民にとって魅力的な展覧会を開催するとともに、神戸市に関連する歴史、考古、民俗、美術工芸等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮のもとに市民の利用に供し、その教養、調査、研究に資するために必要な事業を行う
神戸市教育振興基本計画における位置づけ	4. 生涯学習を支えます (10)生涯学習・スポーツの振興 38. 博物館・図書館・公民館等の活用を通じた生涯学習の推進
事務事業の概要	特別展、常設展などの展覧会の開催、講座、講演会、小中学校への出張授業、広報活動等の普及事業、館蔵品の整備、調査研究、研究成果の発表等の資料整理、施設の維持管理運営

平成 22 年度において、常設展のほか、下記の 5 つの特別展が実施された。

展名	開催期間	入館者数 (人)	1日あたり		備考
			入館者数(人)		
「トリノ・エジプト展 —イタリアが愛した美の遺産—」	平成22年3月20日～平成22年5月30日	63日	190,733	3,028	共催
「ボストン美術館 浮世絵名品展 錦絵の黄金時代—清長、歌麿、写楽—」	平成22年8月14日～平成22年9月26日	39日	68,032	1,744	共催
「受贈記念 川西祐三郎展 ～版の奇跡～」	平成22年10月9日～平成22年11月23日	40日	13,565	339	自主企画
「ワイドビューの幕末絵師 貞秀」	平成22年12月11日～平成23年2月13日	51日	9,965	195	自主企画
「大英博物館 古代ギリシャ展」	平成23年3月12日～平成23年6月12日	81日	143,205	1,768	共催

## 2. 事業の実績

### ① 決算額と予算額

事務事業名 (うち、国庫・県補助額)	決算(千円)			予算(千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
博物館の管理運営 (うち、国庫補助)	326,058	170,081	226,349	231,096
(うち、県補助)	( 0 )	( 0 )	( 41,125 )	( 41,127 )
	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

平成 22 年度決算額の性質別分類は次のとおりである。

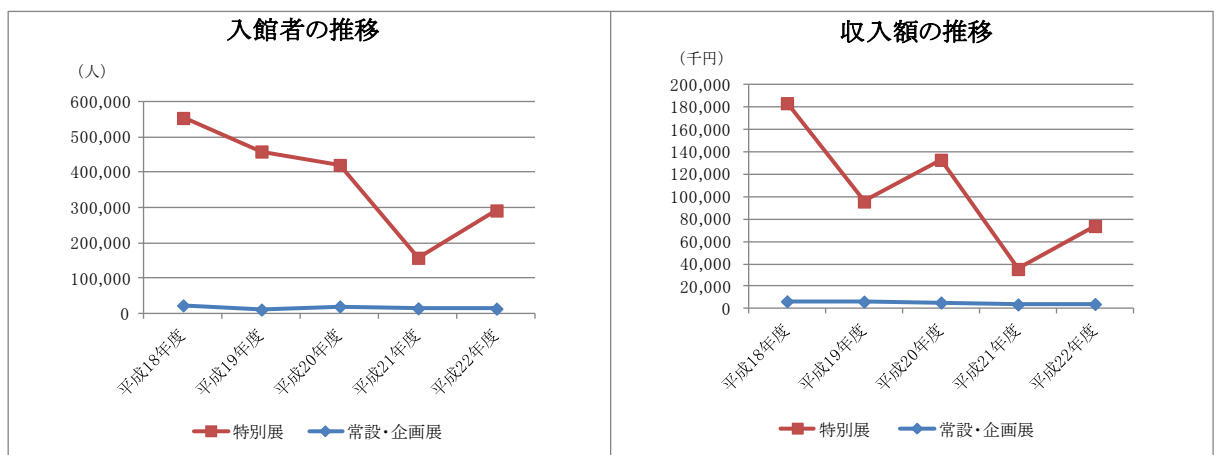
性質別分類(千円)						
負担金	委託料	需用費	備品購入費	人件費	その他	合計
67,797	41,379	41,689	40,892	16,302	18,290	226,349

負担金は、共催した展覧会開催に必要な経費の分担金などであり、その内容は次のとおりとなっている。

内容	金額(千円)
トリノ・エジプト展	31,548
ボストン美術館浮世絵名品展	25,000
大英博物館古代ギリシャ展	11,081
その他	168
合計	67,797

### ② 事業実績

直近 5 年間の博物館の入館者数及び収入の推移は、次のとおり、平成 21 年度を底にして平成 22 年度は増加に転じている。平成 22 年度の入館者目標数は 25 万人であるのに対し、約 29 万人が来館した。



(注) 満 65 歳以上で、神戸市すこやかカードを提示した場合や、障害者手帳などの提示により、入館料が無料になる場合があり、また、定期券(年間パスポート)の購入者は 2 回目以降の入館は無料となるが、これら無料の入館者についても入館者数にカウントしている。



## (2) 監査の視点

1. 負担金の計算は妥当か
2. 備品及び収蔵品の管理は適切か
3. 博物館を有効的に活用しているか

## (3) 実施した監査の手続

1. 特別展等実績表を閲覧するとともに、負担金の再計算を実施した。
2. 現場視察を行うとともに、備品・用品台帳を閲覧し、備品の管理方法について担当者等への質問を実施した。
3. 博物館入館者目標数値設定について、担当者等への質問を実施した。

## (4) 監査の結果

### 1. 重要物品の棚卸の不備について

神戸市物品会計規則は、1件1,000千円以上の備品を重要物品と定義し、これらについては、年度末における現在高を調査し、会計管理者に報告しなければならない、と定めている。しかし、博物館では、備品及び収蔵品にかかる重要物品について、開封することにより毀損が生ずる原因となるなど取扱いが難しいこと、数量が1,300点を超えること、収蔵庫の鍵を厳重に保管していること等を理由に、一斉の棚卸を行っておらず、市への重要物品現在高報告書も、昨年度の期末有高に、当期の増加、減少分を加減して作成しており、当年度の期末有高の重要物品の実物の確認は行っていない。

今後は、神戸市物品会計規則にそって、年度ごとに現物確認を行う必要がある。ただ、重要物品の点数が多く、慎重な取扱いが求められる物品も多いことから、博物館における現物調査に関しては、現状の規則が実態に則していないのであれば、特例を定めるなど、規則自体の改定と収蔵品の取扱いも考慮した棚卸マニュアルの整備についても検討すべきである。

## (5) 意見

### 1. 備品の効率的な管理について

現状の備品管理簿には、備品の設置場所を記載する欄が設けられておらず、現状は紙台帳での管理となっており、これは、他の部局も同様のことである。備品を効果的かつ効率的に管理できるよう、全庁的に、備品管理システムを使った管理に切り替えていくべきである。

## V. 教育委員会事務局 学校

教育委員会特有の組織である学校について、公有財産の管理事務、備品の管理事務、公費の支出事務、学校徴収金の徴収事務及び債権管理並びに支出事務、給食費の徴収事務及び債権管理事務、学校指定業者の選定手続について監査を行った。

なお、現場往査した小中学校については、規則やマニュアル等の閲覧とともに、学校における管理事務手続の仕組について担当課に質問の上、実際の運用状況を調査した。ただし、学校施設目的外使用の検討については関連規則を閲覧の上、平成22年度の使用実績全件のリストを閲覧した。

現場往査の対象校は、小・中学校別の児童生徒数をベースに、地理的条件、過去からの経緯も考慮の上、魚崎小学校、本山第二小学校、井吹西小学校、有瀬小学校、井吹台中学校、長坂中学校の6校を選定した。

学校名	学級数	児童生徒数(人)	場所	創立年度	現場往査日
A学校	44	1,501	東灘区	明治6年	平成23年9月26日
B学校	38	1,289	東灘区	昭和22年	平成23年9月26日
C学校	38	1,227	西区	平成10年	平成23年9月22日
D学校	33	1,067	西区	昭和5年	平成23年9月27日
E学校	30	1,146	西区	平成5年	平成23年9月27日
F学校	24	890	西区	昭和57年	平成23年9月22日

(注) 学級数、児童数は平成22年5月1日現在の数値である。





## 【1】学校公有財産の管理事務

### (1) 概要

#### 1. 学校施設の現在高について

学校施設は公有財産である。行財政局長は、公有財産の現在高を明らかにする必要があり、部局の長に対してその所管する公有財産の状況に対して資料の提出もしくは報告を求めることができる（神戸市公有財産規則第6条）。また、公有財産を所管する課の管理主任は、部局の長の命を受け、公有財産台帳を備えて記録し、及び管理しなければならない（同規則第56条）。

#### 2. 学校施設目的外使用許可について

公有財産の中の行政財産である学校施設の目的外使用については、学校関係団体が使用する場合、社会教育法に定める諸行事に使用する場合、公共的団体が使用する場合等一定の場合に許可することができる（神戸市立学校施設目的外使用規則第3条）。

施設の使用料は、使用区分や使用時間に応じて定められている（同規則別表）。なお、当該学校の地域社会と密接な関係を有する団体が使用する場合等は、申請に基づき免除できることとなっている（同規則第6条）。

平成22年度の学校施設目的外使用の用途別使用状況は次のとおりである。

用途	件数(件)	使用料(千円)	免除額(千円)
体育協会・学校開放・少年団関係行事	80	10	459
マンション管理組合行事	27	41	8
検定試験等・教職員組合関係	7	92	0
国・県・神戸市の事務事業	78	28	355
市政等報告会・演説会	43	105	0
私立幼稚園・保育園行事	112	294	56
自治会等地域行事	311	33	1,327
住民検診	18	0	23
障害者関係・社会福祉・青少年育成	794	78	3,754
その他	125	138	503
計	1,595	819	6,484

### (2) 監査の視点

学校施設は、規則に従って管理されているか

### (3) 実施した監査の手続

1. 現場往査を実施した小中学校6校について、公有財産現在高と建物台帳を照合した。

2. 平成 22 年度学校施設目的外使用リストを入手し、使用料が規則に従って徴収されているか閲覧した。

(4) 監査の結果

1. 神戸市立学校施設目的外使用規則違反の使用料減免について

下記の学校施設目的外使用については、使用料の減免要件を満たしていないにもかかわらず、使用料を減免していた。神戸市立学校施設目的外使用規則に従って、使用料を納付させる必要がある。

学校名	使用年月日	使用施設	用途	使用者	使用料
G 中学校	平成 22 年 12 月 26 日	普通教室・ 多目的室	マンション 管理組合行 事	A 住宅 管理組合	1,500 円 (免除)

(5) 意見

1. 学校施設の財団法人神戸市都市整備公社からの速やかな買戻しについて

現場往査対象校についての建物台帳と公有財産現在高を照合した結果は次のとおりである。

学校名	公有財産現在高	建物台帳	公有財産現在高と 建物台帳の照合
A 学校	記載あり	記載あり	一致
B 学校	記載あり	記載あり	一致
C 学校	記載なし	記載なし	
D 学校	記載あり	記載あり	一致
E 学校	記載あり	記載あり	一致
F 学校	記載あり	記載あり	一致

C 学校については、財団法人神戸市都市整備公社からの買戻しがされていないことから公有財産になっていない。このため、公有財産現在高にも建物台帳にも記載がなかった。施設の使用を開始している小学校については、速やかに財団法人神戸市都市整備公社からの買戻しを進めるべきである（第 2 各論 I 教育委員会事務局 総務部【2】学校先行建設事業貸付金参照）。

## 【2】学校における備品の管理事務

### (1) 概要

物品は備品、消耗品、材料費、借用物品等からなる（神戸市物品会計規則第3条）。この内、備品とは、比較的長期間にわたって使用に耐えるもの（神戸市物品会計規則第3条）で、購入価格が20千円以上のものをいう。また、借用物品とは有償又は無償で借り入れている物品（同規則第3条）をいう。

備品を取得した際には物品管理簿に記載しなければならない（神戸市物品会計規則第8条）。具体的には物品管理者（校長）の命を受けた、物品管理員（事務職員）が備品管理システム上、備品登録を実施する。

その上で、取得された備品については備品番号票を付けて整理することが義務づけられており、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により備品番号を明示し、帳票との対照に便利ないようにしなければならない（神戸市物品会計規則第10条）。また、借用物品についても借用物品番号票を付けて整理しなければならない（神戸市物品会計規則第10条の2）と規定されている。

さらに、会計管理者（会計室）は、必要があると認めるときは、物品管理者にその現在高等の報告を求めることができる（神戸市物品会計規則第17条）と規定されていることもあり、実務上は、年1回、物品管理者（校長）は教育委員会事務局総務部学校整備課が送付する備品管理システムから出力された備品台帳について実地棚卸を実施し、備品管理状況の定期点検を行うこととなっている。

### (2) 監査の視点

学校における備品は、規則等に従って適切に管理されているか

### (3) 実施した監査の手続

1. 発注、検収、備品登録、実地棚卸、廃棄処理等の管理運営状況について物品管理者（校長）、物品管理員（事務職員）に質問した。
2. 管理簿を閲覧した。
3. 備品番号により管理簿と現物の照合を実施した。
4. 実地棚卸の結果を閲覧した。
5. 実地棚卸の結果、廃棄決定した備品につき不用決定書を閲覧した。
6. 備品台帳よりサンプルを抽出し、備品現物との照合を実施した。

#### (4) 監査の結果

監査手続を実施した結果、往査対象校の備品管理状況の一覧は次のとおりである。

内容	A 学校	B 学校	C 学校	D 学校	E 学校	F 学校
1. 全ての備品への備品番号の貼付（記載）	○	○	△（注2）	△（注2）	△（注2）	△（注2）
2. 借入物品の管理（台帳整備・現在高の報告）	×	×	×	×	×	×
3. 実地棚卸の実施	○	○	○	△（注3）	×	×

（注1）神戸市物品会計規則への準拠は○、一部準拠は△、違反は×を記載している。

（注2）ラベルシールを貼ることのできる状態の室外備品には対応しているが、貼ることの出来ない状態の室外備品には、備品番号がついていなかった。

（注3）実地棚卸は実施しているとのことだが、実地棚卸表が全件回収できていなかった。

##### 1. 室外の備品等への備品番号記載漏れについて

備品台帳と備品現物との照合を、往査対象校において各数件ずつ実施した結果、室外の物品等は備品番号票がはがれやすいとの理由で、貼付が徹底されていない学校が多かった。

すべての備品について、備品台帳との照合ができるように備品番号をつける旨が定められており、すべての備品に備品番号をつける必要がある。

なお、A学校及びB学校では、神戸市物品会計規則の規定どおり、室外の物品にはペイント等で備品番号の記載をし、実地棚卸の際に番号が見えにくくなっているものにはその都度ペイントしている。他校は参考にされたい。

##### 2. 借入物品の管理（台帳整備、現在高の報告）について

すべての学校で借入物品については台帳による管理対象外と認識しており、台帳は作成されていなかった。

小中学校の事務室に設置の財務会計システム端末のパソコンとプリンターについては、リース契約途中の解約は実質的に不可能であり、通常の備品と実質的には同じである。神戸市物品会計規則どおり、リース物品についても、台帳を作成し、年に1回は物品との照合を行うよう、担当課は各校に指導すべきである。

#### (5) 意見

##### 1. 適切な実地棚卸の実施について

各校の実地棚卸の実施状況を確認したところ、下記のような問題点が発見された。



学校名	実地棚卸について発見された問題点
D学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棚卸結果を全件回収していなかった。</li> <li>・現物を確認できなかった備品は、特定の教科に集中しており、過年度からの棚卸結果の未回収分の中に過年度に廃棄処理すべき備品が含まれていた可能性がある。</li> </ul>
E学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度は実地棚卸を実施していない。</li> </ul>
F学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度は実地棚卸を実施していない。</li> </ul>

神戸市物品会計規則上、重要物品以外の備品については実地棚卸は義務付けられてはいないが、すべての台帳管理されている備品についてその実在性を確認するためには、学校整備課が各学校に指導しているように、毎年実地棚卸を行う必要がある。

実地棚卸の趣旨を理解し、効率的に実施するためには、たとえば棚卸手順等を明文化した実施棚卸要領を作成し、それに従って実施すべきである。このことにより、誰が実施しても、棚卸結果の回収もれや非効率的な実地棚卸等を避けることができる。

また、現物のないものは速やかに不用決定兼処分決議書決裁により、廃棄処理をする必要がある。



### 【3】学校における公費の支出事務

#### (1) 概要

学校における公費の支出事務の流れは次のとおりである。なお、公費の支出事務については、学校会計事務の手引きにより定められており、下記のとおり、全学校の事務の標準化が図られている。

支出事務の流れ	関連書類	
	名称	作成者(起案者)・決裁者等
配分予算(注1)	予算配分通知書	学校整備課
↓		
配分予算を 各学年・学級等で調整	(各校作成の) 予算書	予算委員会
↓		
予算に基づき、見積もり依頼	見積書	担当者
↓		
発注先業者選定についての決裁	物品購入等発注書	起案者 担当者 決裁者 学校長(注2)
↓		
発注		
↓		
納品(検収)	納品検査調書	検査員 事務職員 立会人 教職員
↓		
請求	支出決定 兼支出命令書	起案者 事務職員 決裁者 学校長
↓		
支払	支出決定 兼支出命令書	起案者 事務職員 決裁者 学校長

(注1)配分予算とは、学校運営費、学校設備費の総額を各校に学校の生徒数、学級数に応じて配分した結果に基づいて各校に配分された予算をいう。

(注2)決裁は、契約種別、金額に応じて学校長、学校整備課長、総務部長、教育長が行う。

教育委員会事務局によって各校の学校の生徒数、学級数等に応じて配分された配分予算額をもとに、各校で校長・教頭・事務職員を中心に、教科・学年等の代表者で構成された予算委員会が開催され、予算の詳細が決定される。

購入が決定された物品は基本的に2社以上の見積もりをとった上で、担当者(教員又は事務職員)により物品購入等発注書が作成され、契約の種類や金額に応じて校長等の決裁を受けたのちに、発注が行われる。

現物の納品の際には検査員(事務職員)及び立会人(教職員)により立会検査が行われる。検収後に見積書、発注書、納品書、請求書を添付した支出決定書兼支出命令書が事務職員により起案され、学校長承認後、予算

掌理課（学校整備課）にて決裁手続の上、支出が行われる。

(2) 監査の視点

1. 学校における（公費の）支出事務は規則等に準じて行われているか
2. 学校における（公費の）支出事務の仕組みは、適切、有効に設定されているか

(3) 実施した監査の手続

1. 予算編成から支払までの公費支出事務の流れを担当者に質問した。
2. 上記について、適宜関係書類（物品購入等発注書、納品検査調書、支出決定書兼支出命令書）を閲覧した。

(4) 意見

1. 発注と検収の実質的な職務分離について

往査対象校について、物品購入等発注書と納品検査調書を閲覧し、発注起案者及び決裁者、並びに検査員及び立会人について質問したところ、結果は次のとおりであった。

内容		A 学校	B 学校	C 学校	D 学校	E 学校	F 学校
発注	起案者	事務職員A	事務職員B	事務職員C	事務職員D	事務職員E	事務職員F
	決裁者	教頭、校長	教頭、校長	教頭、校長	教頭、校長	教頭、校長	教頭、校長
立会	検査員	事務職員A	事務職員B	事務職員C	事務職員D	事務職員E	事務職員F
	立会人	教頭	教員	教頭	教頭	教頭	教頭

発注事務については、起案者が事務職員、決裁者が校長及び教頭で、一方、検収事務については、検査員が事務職員、立会人が教頭である。発注事務及び検収事務について、発注事務について校長の決裁があるほかは、事務職員と教頭の2人で実施している学校が大半であった。

あらかじめ決裁された物品購入等発注書により発注された物品が、実際に納品されていることを確認し、また、物品購入に係る不正等を事前に防止するためには、発注起案者と検収実施者を別人とすることが有効であるが、小学校及び中学校の事務職員は原則1人であるため、実務上、発注起案者と検収実施者を別人にすることは難しい。そこで、代替案として、検収実施者の検収に同席する立会人を、教頭でない教員が担当することによって、実質的に発注事務と検収事務の職務分離を図ることができると考える。B学校では、検収立会人を教頭でない教員が実施しており、他校も同様の運用をされたい。

## 【4】学校徴収金の徴収事務、債権管理事務

### (1) 概要

#### 1. 公費と私費

学校で日常的に必要な経費については、市から予算配当され各学校に割り当てられる公費と、保護者が負担する私費（＝学校徴収金）とでまかなわれている。

教育活動に要する経費は、関係法令に規定されている場合はその負担区分により、そうでない場合は、次の経費を除き公費負担とされている。

- ① 学校での学習に必要な品物で児童生徒個人の所有物とされるもの、あるいは児童生徒個人が消費するものにかかる経費
- ② その効果が直接児童生徒個人に還元されるものにかかる経費
- ③ 就学援助関係法規等から私費負担と考えられる経費
- ④ 私費負担を法令上規定されているもの

神戸市小中学校における公費と学校徴収金の推移は次のとおりであり、学校で必要な費用のうち多くは、保護者の経済的負担により学校徴収金でまかなわれていることがわかる。

【公費：各校への配分予算の推移】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①小学校			
各校への予算配分額総額(千円)	1,445,417	1,436,836	1,434,300
児童数(人)	80,228	80,443	80,136
1人あたり公費(千円/人)	18	18	18
②中学校			
各校への予算配分額総額(千円)	855,267	856,909	856,570
生徒数(人)	35,852	35,879	35,728
1人あたり公費(千円/人)	24	24	24

(出典：市提供資料より監査人が作成)

【学校徴収金の推移】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①小学校			
学校徴収金総額(千円)	5,259,773	5,201,505	5,300,169
うち、給食費を除く(千円)	1,694,805	1,691,681	1,716,903
うち、給食費(千円)	3,564,968	3,509,824	3,583,266
児童数(人)	80,228	80,443	80,136
1人あたり学校徴収金(千円/人)	66	65	66
うち、給食費を除く(千円/人)	21	21	21
うち、給食費(千円/人)	44	44	45
②中学校			
学校徴収金総額(千円)	1,993,087	2,004,544	1,965,369
生徒数(人)	35,852	35,879	35,728
1人あたり学校徴収金(千円/人)	56	56	55

(出典：市提供資料より、監査人が作成)

(注1) 上記表の学校徴収金は、PTA会費及び同窓会費を除く。

(注2) 児童生徒数は、平成22年5月1日現在の人数である。

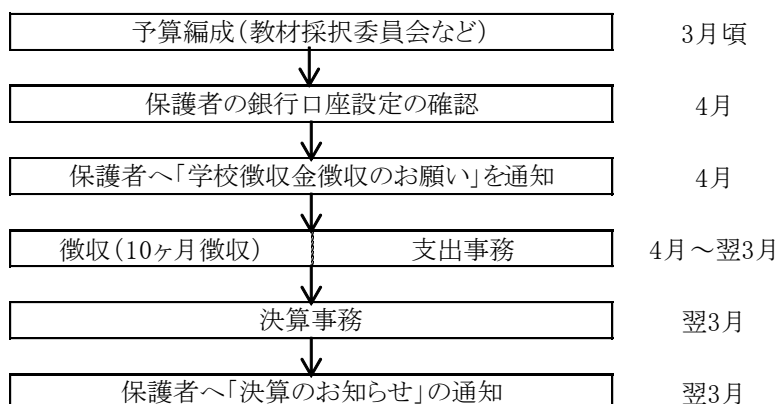
## 2. 学校徴収金とは

学校徴収金とは、公費以外の経費で、教育活動において必要となる経費のうち、学校教育の充実・発展のために受益者負担の考え方に基づいて保護者が負担している経費である。その構成は、主に給食費（小学校のみ）、児童費又は諸費（教材費、校外学習等にかかる諸費用等、日本スポーツ振興センター掛金等）、積立金（修学旅行費、記念アルバム、自然学校費等）からなる。市ではこれらを準公費と呼んでいる。なお準公費にはPTA会費や同窓会費は含まない。

学校徴収金は学校教育活動に必要な経費としての公共性を有するとともに、その管理と取扱を保護者が包括的に学校長に信託している経費である。このため、学校長は公費に準じた適正な会計処理を行った上で、保護者に対して十分な説明及び報告を行う必要がある。

### 3. 学校徴収金会計の年間の流れ

学校徴収金についての、年間の流れはおおむね次のとおりである。



### 4. 学校徴収金に関するルール

学校徴収金の徴収から支出にいたる事務手続を定めた各校種共通のルールが「学校会計事務標準化要綱（神戸市教育委員会）」である。中学校については、さらに詳しく事務処理をまとめた「準公費会計事務処理の手引」により、小学校では、学校徴収金についての実務上の様式、点検チェックポイント等をまとめた「準公費会計事務標準化の手引き（小学校事務研究会）」により、ともに、学校徴収金にかかる事務の標準化をはかっている。

なお、市では、準公費会計の事務改善を図るため、外部専門家による調査が実施されており、平成23年7月8日付けで、教育委員会事務局宛に各会計事務において改善を要する事項をまとめた「準公費会計事務に関する調査実施の件」報告書が提出されている。

#### (2) 監査の視点

1. 学校徴収金の徴収事務が要綱等に準じて行われているか
2. 学校徴収金の徴収事務が経済的、効率性、合理性に行われているか
3. 学校徴収金の徴収事務が公平に行われているか
4. 債権管理事務が要綱等に準じて行われているか
5. 債権管理事務が経済的、効率性、合理性に行われているか
6. 債権管理事務が公平に行われているか

#### (3) 実施した監査の手続

1. 学校会計事務標準化要綱及び準公費会計事務標準化の手引き並びに準公費会計事務処理の手引等の学校徴収金についての事務マニュアルを入手し、学校徴収金の徴収事務、債権管理の仕組について理解した。

2. 往査対象校について、各担当者に、学校徴収金の収支予算編成、学校徴収金についての保護者への説明、徴収事務、徴収金の保管、金銭出納簿の整備、会計検査、会計報告、未収債権への対応等について質問し、適宜管理書類（金銭出納簿、預金通帳、保護者への通知文書、予算書、未収債権の管理台帳等）を閲覧した。
3. 往査対象校について、学校徴収金未収債権の年度別内訳表を入手し、その対応記録を閲覧した上で、滞納者への対応状況を質問した。

#### (4) 参考意見

##### 1. 予算について

###### ① 学校徴収金の予算編成プロセスについて

往査対象校の学校徴収金予算については、前年度と同額を保護者から徴収する金額を収入とし、前年度予算とほぼ同じ内容を支出とする、前年度踏襲型の予算を、準公費担当者が作成していた。ただし、小学校の教材費については、保護者から徴収する金額の範囲内でどの教材を採用するかについて教材採択委員会（注1）で決定していた。

また、このように、予算編成時にはその用途を十分に検討することなく、前年度踏襲型の予算としたため、年度終了時の返金額が多くなっている事例が次のとおり見受けられた。

学校名	決算報告による1人あたり残高	残高に対する処置
E学校	3年生学年諸費 11,348円	返金
	3年生積立金 9,124円	返金
F学校	3年生学年諸費 9,186円	返金

学校徴収金についても、保護者負担軽減に留意し、効果的効率的に運営するためには、前年度の踏襲予算ではなく、学校会計事務標準化要綱において定められているとおり、公費同様に、予算委員会で予算及び徴収金額を検討し、調整、決議の上、職員会議等で編成の基本方針を説明、審議することを、徹底して行う必要がある。

（注1）教材採択委員会とは、予算委員会同様、学校長、教頭、事務長、事務職員を中心に、教科・学年等の代表者で構成され、当該教科・学年で使用する教材及び徴収金額を検討する委員会である。

###### ② 修学旅行等のバス会社選定手続について

今回の往査対象校については、学校徴収金積立金の金額を左右する自然学校、修学旅行、冬季キャンプ等の宿泊をともしなう行事にかかるバス会社の選定については、安全性や実績を重視し、前年度と同じ業者を選定している学校が多かった。しかし、中には、値下げ効果が期待できるため、毎

年度、数社の見積もり合わせを実施している学校もあった。

バス会社選定にあたっては、保護者の負担軽減の観点からは、一定の実績があるなどの安全性確保の基準をクリアした複数の業者について、毎年度見積もり合わせを実施するべきと考える。

## 2. 徴収方法について

### ① 振込による徴収の徹底及び担任の現金預りの防止について

学校徴収金は原則銀行口座からの引き落としである。ただし、各月 1 回目の引き落としが出来なかった場合は、すべての往査対象校において、現金徴収を容認していた。

現金徴収による事故やトラブルを防ぐために原則振込とするべきである。やむなく現金徴収となる場合であっても、担任は現金を受け取らず、事務室での入金とし、事務室では入金の事実に基づき受け払い簿を作成するべきである。

### ② 領収書の連番管理について

既述のとおり、現金徴収は出来る限り避けるべきではあるが、やむなく現金徴収となった場合は、保護者に領収書を発行する必要がある。往査対象校では、この領収書について市販の領収書を使用している学校もあったが、領収書は連番管理し、現金受け払い簿との関連を明確にするべきである。

## 3. 支出報告について

### ① 保護者への決算報告の漏れについて

学校往査の対象校について、保護者への報告を行っていない会計のある事例が次のとおり見受けられた。

学校名	内容
A 学校	6 年生の積立会計の報告を実施していなかった。
F 学校	3 年生修学旅行費会計の報告を実施していなかった。

学校徴収金については、会計年度が終了又はその取扱が終了したら、速やかに決算を行い、負担者である保護者に報告する必要がある旨、学校会計事務標準化要綱上定められており、上記についても保護者に会計報告をする必要があった。

### ② 保護者への決算報告の徹底について

児童費及び諸費等にかかる学校徴収金決算報告について、往査対象校で

は、次のとおり保護者に説明されていた。

学校名	予算説明方法
A学校	学年別、会計別に、「平成 22 年度第 1 学期児童費会計報告」等を、学期毎に、当該学期の収入総額、同支出総額、差引残高を説明
B学校	学年別、会計別に、「平成 22 年度 3 学期 1 年児童費決算報告書」等を、学期毎に、当該学期の収入総額、同支出総額、差引残高を説明
C学校	学年別、会計別に、「第 1 学期学校徴収金（児童費）会計報告」等を、学期毎に、当該学期の収入総額、同支出総額、差引残高を説明
D学校	学年別、会計別に、「平成 22 年度 1 学期児童費会計報告」等を、学期毎に、当該学期の収入総額、同支出総額、差引残高を説明
E学校	学年別に、「学年諸費・積立金の決算報告」を、年度毎に、当該年度の収入総額、同支出総額、残金を会計別に説明
F学校	学年別、会計別に「平成 22 年度第 3 学年諸費決算報告」等を、年度毎に、当該年度の収入総額、同支出総額、残高を説明

学校徴収金の支出結果については、会計年度終了後、速やかに決算処理を行い、保護者に報告することとされている（学校会計事務標準化要綱）。しかし、上記のとおり、小学校については学期末の会計報告は行っているものの、会計年度の決算報告は実施していない。保護者への説明責任の観点から、学期末の会計報告だけでなく、必ず年度末に決算報告を行うべきである。

#### 4. 債権管理について

##### ① 未収債権台帳及び納付交渉記録の整備の徹底について

学校徴収金に関する未収債権について、往査対象校の未収債権金額（平成 22 年 3 月 31 日現在）、未収債権台帳、未収債権についての交渉記録簿の整備状況は次のとおりであった。



学校名	未収債権金額 (注) (うち平成 22 年度発生額)	未収債権台帳	交渉記録
A 学校	535 千円 (16 人分) (354 千円 11 人分)	整備	整備 (教育委員会 所定様式)
B 学校	59 千円 (4 人分) (23 千円 3 人分)	整備	整備 (教育委員会 所定様式)
C 学校	199 千円 (9 人分) (158 千円 6 人分)	整備	整備 (教育委員会 所定様式)
D 学校	301 千円 (20 人分) (157 千円 10 人分)	整備	整備してい ない
E 学校	243 千円 (3 人分) (平成 21 年度以前分は不 明)	整備してい ない (未収債権 管理をしてい ない)	整備してい ない (卒業後は納 付交渉しな い)
F 学校	396 千円 (12 人分) (平成 21 年度以前分は不 明)	整備してい ない (未収債権 管理をしてい ない)	整備してい ない (卒業後は納 付交渉しな い)

(注) 上表未収債権金額は、PTA 会費及び同窓会費を含む学校徴収金の未収金額である。

学校徴収金の未納については、保護者間の負担の公平性の観点から、放置せず解消するための取り組みが必要である。そのためには、未収債権台帳の整備と納付交渉の記録の引継ぎは必須であり、すべての学校がこれらの整備を進める必要がある。

なかでも小学校の給食費は、法的措置も視野に入れる神戸市債権管理対策推進本部の管理対象になっている債権であり、法的措置の前提条件として交渉記録が必要であるため、全校について早急に整備を進める必要がある。

## 【5】給食費の徴収事務、債権管理事務

### (1) 概要

#### 1. 学校給食の実施主体

学校給食の実施主体は学校の設置者であり（学校給食法第4条）、市の権限と責任において小学校の学校給食運営を行うこととなっている。実務上は、教育委員会の指導と助言により、学校長が計画、管理し、職員を指揮監督することで給食運営を実施している。

#### 2. 給食経費の負担者

学校給食法により定められている、学校給食に従事する職員人件費並びに学校給食の実施に必要な施設及び設備等の費用は、設置者（市）の負担で、それ以外の食材費、光熱水費等は保護者の負担とされている。

#### 3. 給食費の徴収

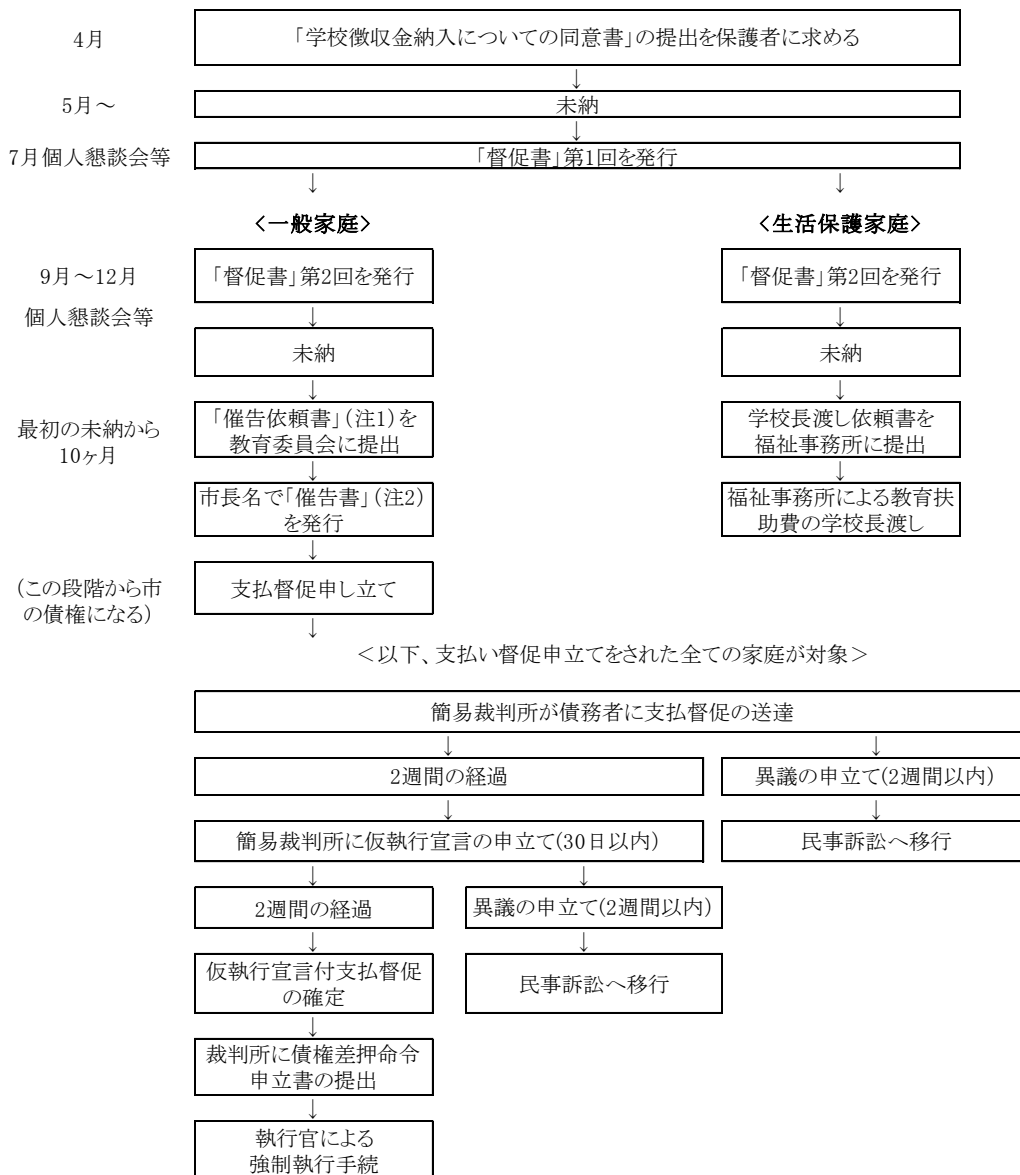
法は学校給食の徴収管理を定める規定をおいていないため、各地方公共団体は、国の行政機関が所管する法令について、次の公権的解釈に従いそれぞれの実情に応じて独自の判断をしている。ひとつは、学校給食費は(当時は有償であった)教科書代と同様の性格を持つものと解されるとして、地方公共団体の収入とせずに校長の責任で管理してよい（昭和32年12月18日文部省管理局長回答、昭和33年4月9日文部省管理局長回答）という解釈から、私会計とする場合である。もうひとつは、学校給食費は地方公共団体の収入として歳入歳出予算として徴収管理してもよい(昭和39年7月16日文部省体育局回答)という解釈により、公会計に組み込む場合である。このように、給食費について、私会計によるか公会計によるかは、地方公共団体の裁量にゆだねられている。

市の給食費については、私会計とされており、学校長が保護者からその他の学校徴収金と一緒に徴収し、業者に支払っている。

平成22年度の給食費は1食あたり233円、月額3,900円となっている。給食の実施回数に応じて、年度末に減額徴収するか、余剰分を特別給食やデザート追加費用に充当して精算する。

#### 4. 給食費債権管理の流れ

市における給食費債権の事務の流れは次のとおりである。



(出典：市の提供資料より監査人作成)

- (注 1) 納入期限までに全く支払に応じない保護者について法的措置に入るために市長名で催告書を送付するが、この催告書を送付するために各学校長が教育委員会に催告依頼書を提出する。
- (注 2) 学校給食費は、2年を過ぎて債務者から時効の援用があれば消滅してしまう。このため2年以内に、市長名での催告を行うことにより時効を6ヶ月間中断することができる(民法第153条)。

## 5. 物資の調達

給食材料等の物資調達については、各小学校から財団法人神戸市体育協会に委託している。ただし、生肉については各小学校が地元業者等から購入(注)している。また、徴収した給食費の余剰の範囲内で、各小学校が独自に提供する特別給食やデザートを追加する場合も各小学校が購入している。

(注) 生肉購入事務については、第2各論 VI財団法人神戸市体育協会を参照されたい。

## 6. 給食費の収入と支出の関係

各学校は、徴収した給食費を、生肉購入代金分を除いて財団法人神戸市体育協会に納付する。同財団は、学校給食献立作成委員会の決定した献立に基づき、各校の在籍児童数必要分の給食物資の購入を行っている。

市は、予め将来の物価上昇を見込んで、改訂後の数年は収入額が支出額を上回るように給食費を値上げし、そうして生じた収支差額を繰越金として次年度以降に繰越して、将来物価上昇時に発生する支出超過額に備えているため、給食費の収支を単年度でみると、収入超過の年度が続いた後、支出超過の年度が続くケースが多いとのことであった。

直近の給食費改定は平成18年度に、神戸市立小学校PTA連合会(保護者代表)、学校給食献立作成委員会保護者代表、小学校長会、教育委員会、財団法人神戸市体育協会のメンバーから構成される神戸市学校給食懇談会委員会により審議され、決定されたものである。

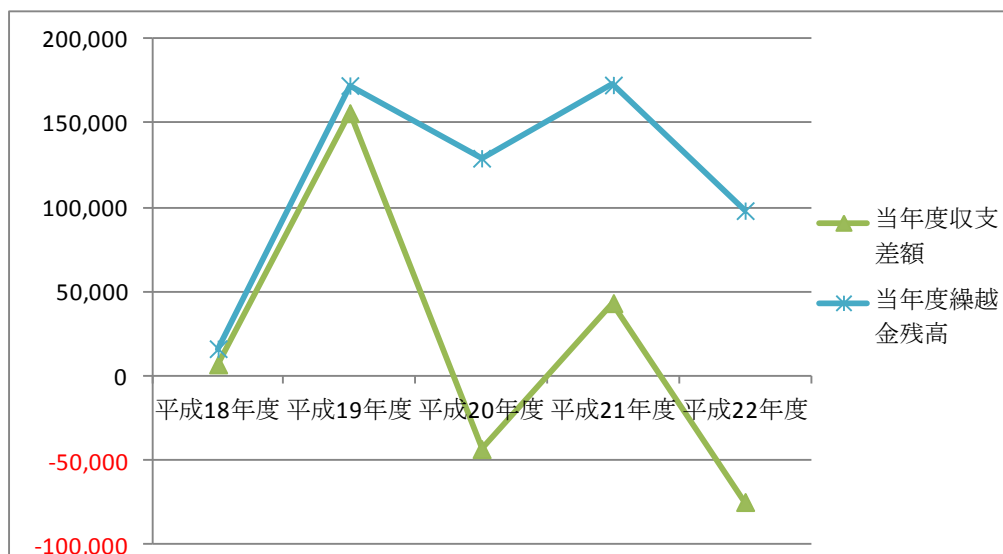
## 7. 給食費余剰金の推移

財団法人神戸市体育協会から神戸市立小学校長会に報告されている学校給食事業報告によると、給食費が改定される直前の平成18年度と改定された平成19年度以降の市全体の給食費繰越金の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
各学校納付給食費等収入	3,220,543	3,490,768	3,493,310	3,447,600	3,500,884
材料費等支出	3,213,434	3,334,706	3,536,422	3,404,167	3,575,400
当年度収支差額	7,109	156,062	(43,113)	43,433	(74,516)
前年度繰越金残高	9,276	16,385	172,447	129,335	172,768
当年度繰越金残高	16,385	172,447	129,335	172,768	98,252

【給食費繰越金の推移】



(出典：市の提供資料より監査人作成)

平成 19 年度の給食費改定により生じた 172,447 千円の繰越金が、平成 20 年度及び平成 22 年度の支出超過額を補填している状況である。このように繰越金は減少中であるが、担当課によると、次回の給食費改定時期は未検討とのことであった。

## 8. 給食費に関するルール

学校徴収金の徴収から支出にいたる事務手続を定めた「学校会計事務標準化要綱（神戸市教育委員会）」をもとに、実務上の様式、点検チェックポイント等をまとめた「準公費会計事務標準化の手引き（小学校事務研究会）」により、各校の事務の標準化をはかっている。

また、給食費債権管理については「学校給食運営の手引き（神戸市教育委員会健康教育課、財団法人神戸市体育協会学校給食課）」がある。

なお、これらのマニュアルの中では、学校徴収金の中の給食費について毎年度収支報告を保護者に行うことは定められていない。

### (2) 監査の視点

1. 給食費の徴収事務が要綱等に準じて行われているか
2. 給食費の徴収事務が経済的、効率的、合理的に行われているか
3. 給食費の徴収事務が公平に行われているか
4. 給食費債権管理事務が要綱等に準じて行われているか
5. 給食費債権管理事務が経済的、効率的、合理的に行われているか
6. 給食費債権管理事務が公平に行われているか

### (3) 実施した監査の手続

1. 給食費の収支の仕組について担当課（指導部健康教育課）に質問をした。
2. 往査対象校について、平成 22 年度の給食費の徴収すべき金額、徴収額、未納額の集計表を入手した。
3. 給食費について、直近の給食費改訂方針の資料（神戸市の学校給食の充実に向けて 平成 18 年度神戸市学校給食懇談会）を入手し、概要を担当課（指導部健康教育課）に質問した。
4. 財団法人神戸市体育協会が神戸市立小学校長会に提出している学校給食事業報告を入手、閲覧し、平成 18 年度及び、平成 19 年度（給食費改訂年度）以降の収入と支出の差額の繰越金の推移状況を把握した。

### (4) 参考意見

1. 保護者への給食費に関する説明・報告の実施について

市全体の給食費の収支について、財団法人神戸市体育協会から神戸市立小学校長会へは、学校給食事業報告書により報告されているが、この報告書は給食費の経済的負担者である保護者へは公開されていない。

また、市のマニュアルでは、給食費は他の学校徴収金とは異なり、各学校において保護者への収支報告を行うことは定められていない。

#### ① 給食費の仕組及び市の給食費中期収支計画と実績比較に関する説明・報告について

安定的に一定の水準の給食を提供するために、予め将来の物価上昇を見込んで、改訂後の数年は収入額が支出額を上回るように給食費を値上げし、その結果生じた収支差額を繰越金として次年度以降に繰越すという給食費の仕組について、市は、平成 18 年度の神戸市学校給食懇談会において、保護者代表である委員には説明しているとのことであるが、給食費改定を実施した平成 19 年度以降、実際にその経済的負担をしている保護者への説明は行っていない。毎年度、このような給食費の仕組を説明の上、市の給食費中期収支計画と収支差額の繰越金残高の状況について、保護者に報告すべきと考える。

なお、給食費の当年度収支差額は、平成 20 年度及び 22 年度はマイナスに転じており、繰越金残高は減少し始めている。繰越金に余裕のあるうちに、次回の給食費改定に向けての検討会を立ち上げ、その検討状況についても、あわせて保護者に報告すべきと考える。

② 各校の給食費決算報告について

給食費を除く学校徴収金の支出結果については、会計年度が終了後、速やかに決算処理を行い、保護者に報告することとされている。

しかし、給食費については、その納入金金額と支出結果について、各小学校では保護者へ報告されていない。

給食費についても、他の学校徴収金同様、保護者の経済的負担のもと徴収されているものであり、その支出の執行が終了したら、校長名で保護者に決算報告をするべきである。

2. 給食費徴収状況の正確な把握について

担当課によると、市の年度給食費の徴収状況の推移は次のとおりとのことである。

【給食費の徴収状況】(市全体)

項目	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	金額(千円)	人数(人)	金額(千円)	人数(人)	金額(千円)	人数(人)
<児童数>		80,776		81,186		80,936
同意書提出児童数		-		77,712		12,536
同意書未提出児童数		-		585		48
A. 当年度に徴収すべき額						
児童・教職員合算	3,623,044	86,489	3,447,982	86,846	3,630,263	86,677
B. 徴収額						
児童・教職員合算	3,617,706	86,261	3,444,002	86,677	3,626,695	86,529
当該年度未納額(A-B)						
児童	5,338	228	3,980	169	3,569	148
教職員等	-	-	-	-	-	-
就学援助児童学校長渡	587,683	17,874	564,866	17,572	588,010	17,762
生活保護児童学校長渡	27,715	632	36,558	1,265	32,184	846

(注) 就学援助制度、生活保護法に基づく学校長渡し受領額は、A. 当該年度に徴収すべき額、B 徴収金額に含めている

なお、現場往査対象小学校の給食費の徴収の状況は次のとおりであった。

【給食費の徴収状況】(往査小学校平成22年度)

項目	A学校		B学校	
	金額	人数(人)	金額	人数(人)
<児童数>		1,501		1,289
同意書提出児童数		1,501		1,289
同意書未提出児童数		-		-
A.当年度に徴収すべき額				
児童・教職員合算	66,613	不明	57,059	1,356
B.徴収額				
児童・教職員合算	66,457	不明	57,059	1,356
当該年度未納額(A-B)				
児童	156	4	-	-
教職員等	-	-	-	-
項目	C学校		D学校	
	金額	人数(人)	金額	人数(人)
<児童数>		1,227		1,067
同意書提出児童数		1,227		1,067
同意書未提出児童数		-		-
A.当年度に徴収すべき額				
児童・教職員合算	54,002	不明	47,170	不明
B.徴収額				
児童・教職員合算	53,990	不明	47,076	不明
当該年度未納額(A-B)				
児童	12	1	94	5
教職員等	-	-	-	-

(出典：各学校提供資料より監査人が作成)

市全体の徴収状況は、各学校担当者の申告による数値の集計であり、その正確性を教育委員会は検証していない。今回の現場往査対象校4校については、未納額の把握はしていたが、教育委員会に報告している徴収すべき金額と徴収額に間違いのあった学校や、徴収すべき人数と徴収した人数が不明という学校が見受けられた。

また、給食費はその他の学校徴収金と一緒に保護者から徴収され、生肉代を除き財団法人神戸市体育協会へ納付されるが、その納付金額は各校の自己申告額によるものであり、各校から納付を受ける財団法人神戸市体育協会では各校の徴収金額の正確性について検証することができないため、構造的に各学校での流用の危険性は高いと思われる。

学校給食の指導監督をする立場にある教育委員会は、給食費の当年度に徴収すべき金額、実際に徴収した金額、及び当年度発生未納額を正確に把握する必要がある。が、給食費の流用の危険性が高いという特徴を考えるに、各校の申告値を集計するだけでは、正確な把握は困難である。担当課は、各校申告値については月別の人数金額の明細を添付させ、必要な場合は、その申告値について個別に検証を行うべきと考える。



### 3. 給食費未収債権の徴収強化

#### ① 督促状の早期発行及び送付について

保護者が、給食費を納期限までに納付しないときは、納期限からおおむね 1 ヶ月後に督促書を送付することが「学校給食運営の手引き」上定められているが、実際は約 1 ヶ月後～3 ヶ月後の当該学期の個別懇談会時に、督促書を渡すケースが多いとのことであった。未収債権については、滞納金額が膨らんでしまう前の初期段階の対応が効果的であり、「学校給食運営の手引き」のとおり、納期限 1 ヶ月後には督促書を送付し保護者への納付指導を開始すべきと考える。

#### ② 生活保護世帯の代理受給について

生活保護世帯については、3 ヶ月間の滞納をもって、所管福祉事務所に、教育扶助費学校長渡し依頼書を提出し、保護者の委任がなくても学校長の代理受給となる。しかし、学校往査対象校の未納者の中には、学校長の代理受給となるまでの 3 ヶ月間に、生活保護世帯の滞納が発生してしまった事例が見受けられた。

未収債権については、滞納金額が膨らむ前の初期段階での対応が効果的であり、生活保護についても準要保護世帯の給食費同様、滞納の事実に関わらず、原則、学校長への代理受給を委任するよう保護者に働きかけるべきである。

#### ③ 法的措置の促進について

平成 20 年 7 月の神戸市債権管理対策推進本部の設置とともに、各校が法的措置を取ると判断した給食費未収債権については、神戸市債権管理対策推進本部の対象債権となった。

これにともない、未収債権の法的措置を進めやすくするため、平成 21 年度から教育委員会は、学校長名で学校徴収金について納付することを同意する旨を記載した同意書を全児童保護者を対象に入手している。最初の未納から 10 ヶ月後に市長名による催告書を発行し、その後納期限までに納入がない場合は支払督促申立を行い、法的手段に入ることとなっている。

実務上は、同意書の入手、納付交渉記録の整備等の要件を満たして、納付能力があるのに納付をしていないと思われる学校退出者（注）を中心に、法的手段をすすめており、平成 21 年度から平成 22 年度の間で、催告書を 61 件 2,522 千円分送付し、うち、12 件 187 千円を徴収している。さらに、催告書を送付しても支払がなかった保護者には、簡易裁判所による支払督促の申立を 14 件 808 千円行い、そのうち 8 件 340 千円について徴収したと

のことであった。

このように、神戸市が、催告書の送付と簡易裁判所による支払督促、強制執行手続という法的措置を実施した実績件数は、開始から 2 年しか経っていないこともあり、まだ少ないが、法的措置は確かに効果をあげていると考えられる。今後は、各校の未収債権を正確に把握した上で、学校退出者に限らず一定の基準額超の滞納者については、法的措置を積極的に進めるべきである。

(注) 学校退出者とは、転校、卒業等の理由により、当該学校の在籍者出なくなった者をいう。

#### 4. 給食費の公会計への組み込み

市では、給食費の公会計への組み込みにより改善できると思われる、以下の問題点が発見された。

視点	私会計方式による問題点	公会計への組み込みによる改善効果
保護者に対して給食費の請求権を有する者は誰か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が、学校長名で学校徴収金の一部として給食費の納入を保護者に求め、徴収された給食費は学校の収入とされる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が、市長名で給食費の納入を保護者に求め、徴収された給食費は市の歳入に組み込まれる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食費は滞納期間が10ヶ月超となった段階で市の法的措置の対象とされる。その際に催告を行うのは学校長ではなく、市長である。</li> <li>・保護者にとっては、当初、納入依頼者は学校長であったのに、途中で、学校給食費の請求権者が市長に替わる根拠が明確でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納期間が10ヶ月超となった段階で市の法的措置の対象とされる。その際に催告を行うのは当初の納入依頼者と同じ市長である。保護者にとっては、学校給食費の請求権者は一貫して市であることが明確になる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計上、法的措置に入る前に徴収された給食費は学校の収入であり、法的措置後に徴収されたものは市の歳入になり、一貫していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計上、給食費の納入は一貫して市の歳入である。</li> </ul>
未納給食費の徴収強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の法的措置の対象にされない未納給食費への対応は各学校任せになっている。</li> <li>・学校では、未納債権徴収の専門家ではない教員が未納債権の徴収事務をすることになり、電話連絡や家庭訪問等に多くの時間を割かざるをえないが、効果はあまりあがっていない。中には、徴収事務を行うと保護者との関係が悪化することを懸念したり、徴収事務を行う余裕のないことから、未納債権の徴収事務を全く放棄している学校もある。</li> <li>・効果的な滞納整理の観点からも教員の負担軽減の観点からも、各学校任せの徴収事務には問題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の債権であるので、徴収に係る費用の捻出が可能になり、市で未納債権徴収の専門家が効果的な徴収を行うことができる。</li> <li>・教員は、滞納世帯の保護者との関係悪化を気にする必要がない。</li> <li>・教員は本来の業務である教育に専念できる。</li> </ul>
未納給食費の補填	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食費の値上げは、予め将来の物価上昇の補填財源とするため、値上げ年度の収入額が支出額を超過するように設定されている。この収入超過額を、「給食費繰越金」と呼び、(財)神戸市体育協会が預り金として管理をしている。</li> <li>・未納児童の給食費は、この給食費繰越金で補填される構造になっている。</li> <li>・未納児童の給食費は、給食費を正しく払う保護者の負担により補填されており、不公平である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未納児童の給食費は、市の歳入未収金とされ、給食費とは別に補填されるため不公平感はなくなる。</li> </ul>
(財)神戸市体育協会が預っている「給食費繰越金」は、誰に対する預り金なのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰に対する預り金であるのか曖昧である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市に対する預り金であることが明確になる。</li> </ul>
給食費についての管理監督体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各校の担当者任せであり、ミスや流用の起こる可能性が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の監査の対象となり、給食費の管理監督体制が強化できる。</li> </ul>

給食費を私会計としている根拠は、既述の「給食費は校長の責任で管理してよい」という昭和32年12月18日文部省管理局長回答、昭和33年4月9日文部省管理局長回答である。しかし、地方公共団体の収入として歳入歳出予算として徴収管理してもよい(昭和39年7月16日文部省体育局回

答)としている解釈も存在し、現に、他の指定都市・中核市の一部では、次のとおり、給食費の公会計へ組み込みを実施、あるいは、検討が進んでいる。

給食費の会計処理	市の数
公会計へ組み込み	2市(福岡市、豊田市)
一部公会計へ組み込み	3市(千葉市、浜松市、仙台市)
私会計	32市
うち、公会計へ組み込みを検討中	6市(横浜市、名古屋市、広島市、横須賀市、西宮市、長崎市)

(注) 市提供資料による。当該調査は平成 22 年度に、指定都市 19 市及び中核市 18 市を対象に行われたものとのことである。

36 億円（平成 22 年度に徴収すべき給食費）規模の給食費事業について、私会計により会計処理し続けることは、各学校で相手の立場に立ったきめ細かい徴収を行うことができ、また、公会計システムの導入コストがかからないという利点があるものの、上記の問題点を改善するには、今後は、神戸市も給食費の公会計への組み込みを実現に向けて検討すべきと考える。

## 【6】学校徴収金の支出事務

### (1) 概要

学校における学校徴収金の支出事務の流れは次のとおりである。

支出事務の流れ	関連書類	
	名称	作成者(起案者)・決裁者等
発注先業者選定についての決裁		教材選択委員会
↓		
発注	支出決議書	起案者 担当者
↓		
納品(検収)		検査員 現に行った者
↓		
請求		
↓		
支出決裁	支出決議書	起案者 担当者 決裁者 学校長
↓		
支払		費目別会計係・出納係
↓		
決算	出納簿	作成者 費目別会計係・出納係 決裁者 学校長

費目別会計担当者（教員又は事務職員）は、発注決議の際に作成された支出決議書に、業者の請求書を添付して学校長の決裁をとり、支払を行う。その後、学期毎に費目別会計担当者が費目別の出納簿の学期末残高と預金残高の一致を確かめた後に、準公費担当者による点検、学校長の検査及び承認を経て、保護者に決算報告を行っている。

### (2) 監査の視点

1. 学校徴収金の支出事務については、学校会計事務標準化要綱に準じて行われているか
2. 学校徴収金の支出事務は適切に行われているか

### (3) 実施した監査の手続

1. 発注から会計報告までの流れを学校会計事務標準化要綱等を査閲しながら担当者に質問した。
2. 適宜関係書類（支出決議書、費目別出納簿、費目別通帳、保護者への報告書）を閲覧した。

#### (4) 参考意見

##### 1. 保護者への実績報告の未実施について

報告書の収入額に未納額を含めたり、他費目口座からの流用額について決算報告数値に反映させていないため、実際の収支額及び残高数値と、保護者への決算報告数値が一致していない費目のある学校が発見された。

学期末においては、費目別に預金残高と出納簿残高との照合、会計監査、学校長決裁の上、保護者へ実際の収支額と残高数値を、決算報告として行う必要がある。

##### 2. 収入決議書決裁の漏れについて

1. に関連して、他費目口座からの資金流用がある場合は、収入決議書を作成し、学校長の決議を受ける必要がある。また、実際に資金の口座移動を行ったとおりに費目別出納簿を記帳し、出納簿と預金通帳の収支を一致させる必要がある。

##### 3. 出納簿の検査、承認作業の漏れについて

各学年別費目別学校徴収金の出納簿について、会計検査が適切に行われてたことを示す校長印が押印されていないものが発見された。

学校会計事務標準化要綱の定めどおり、学校長は、学校園で処理する学校徴収金会計について適宜会計検査を行い、学期末ごとに預金残高と帳簿残高とを照合し、出納簿等に確認印を押印しなければならない。

##### 4. 通帳残高と出納簿の月次照合について

学校徴収金については、学期ごとに、各学年別各費目別の出納簿と通帳残高との一致を確認しているが、この照合作業を月次では実施していない。

学校徴収金の金額の重要性から、預金残高の実在性は随時確認すべきであり、少なくとも、月次で通帳残高と出納簿の一致を費目別会計担当者が照合し、学校長が承認するという残高の確認を行うべきと考える。

##### 5. 会計検査項目の統一化について

費目別会計については、学期ごとに会計検査が行われることになっているが、往査対象校の会計検査項目については、出納簿と通帳の照合の確認のみの学校もあれば、決算報告について収入支出決議書の整備も確認している学校もあり、その内容は統一されていなかった。保護者に適正な決算報告を行うと言う観点から、重要な検査項目の漏れをふせぐため、担当課

は、学校徴収金会計検査におけるチェックリストを整備し、各学校に指導すべきと考える。

#### 6. 発注と検収の実質的な職務分離について

学校徴収金の発注事務及び検収事務を誰が担当するかについては、学校会計事務標準化要綱等に定められていない。実際の運用上は、発注事務を担当した事務職員あるいは教員が検収事務もあわせて担当していることが多い。

【3】学校における公費の支出事務の（4）意見にも記載したが、あらかじめ学校長の決裁にもとづき発注された物品が、実際に納品されていることを確認し、また、物品購入に係る不正等を事前に防止するためには、発注者と検査員を別人とすることが有効であり、発注事務と検収事務の職務分離を図れるような対応を検討すべきである。

## 【7】学校指定業者の選定事務

### (1) 概要

学校指定業者とは、学校が、保護者に購入業者を指定している、体操服、絵の具セット、リコーダー、習字セット等の物品を販売している業者や学校指定のカメラマンをいう。その業者選定事務においては統一されたルールはなく、各学校の判断により業者を選定しており、当初からの業者を継続選定している学校が多かった。

### (2) 監査の視点

学校指定業者の選定手続は合理的に行われているか

### (3) 実施した監査の手続

1. 学校が購入を指定している物品や業者の選定方法を担当者に質問した。
2. 業者一覧、物品価格一覧等の関係書類を閲覧した。

### (4) 参考意見

#### 1. 体操服の購入業者の選定方法について

体操服については、学校ごとにデザインが統一されている。このため、すべての往査対象校において、保護者は学校が指定する業者から体操服を購入していた。この指定業者の選定方法について、毎期の見積もり合わせ等を実施することなく、当初からの業者を継続している学校が多く見受けられた。

学校名	体操服業者選定方法
A学校	平成21年度に業者変更。デザインがほぼ同じ3業者を学校が指定し、その中から保護者が機能性と金額を考慮して選択して購入している。
B学校	毎年度見積もり合わせを実施。
C学校	数年おきに業者の検討はしているが、特に問題なく指定業者が継続している。
D学校	指定業者が継続している。
E学校	指定業者が継続している。
F学校	数年おきに見直しを行っている。

保護者負担軽減の観点から、体操服については、定期的に複数業者の見積もり合わせを実施するか、あるいは、複数業者の展示品を保護者が機能性と金額を考慮して選出して購入する方式とすべきと考える。



## 2. 絵の具セット等の学校指定業者の選定方法について

絵の具セット、リコーダー、習字セットについては、学校が特定の教材を強制はしないが毎年度特定の教材を指定して、その業者が学校に販売に来るケースが多い。

往査対象校においては、値段及び機能性の面から教材の比較を行っており、毎年度、指定する業者は異なるが、学校の指定する教材(=業者)は1社にしている学校が多かった。学校指定外の同種の商品を使用することもできるが、学校指定の教材を使用している児童生徒が大半とのことであった。

学校名	絵の具セット等業者選定方法
A学校	複数業者が展示し、保護者はその中から機能性、価格を考慮して選択購入。ただし指定業者外からの購入可能。
B学校	複数業者が展示し、保護者はその中から機能性、価格を考慮して選択購入。ただし指定業者外からの購入可能。
C学校	指定業者はそれぞれ1社。
D学校	指定業者はそれぞれ1社。
E学校	指定業者はそれぞれ1社。
F学校	指定業者はそれぞれ1社。

保護者は、一般小売店での購入も可能であり、各校とも、一定の保護者負担軽減は考慮されている。しかし、学校指定業者の教材を使用している児童生徒が大半という状況を考えるに、絵の具セット等について学校が指定する業者の選定方法は、学校が複数業者を選定し、それらの展示品を、保護者が機能性と金額を考慮して選出して購入する方式とすべきと考える。

## 3. 学校カメラマンの選定方法について

学校カメラマンについては、往査対象校すべてが毎期の見積もり合わせは実施せずに、同じ業者を選定していた。これは、卒業アルバムの作成があるため、集合写真撮影のために児童生徒が全員揃うまで何度も来校してもらう必要がある点や、途中で業者を変更すると、学年によって業者の違う年度が出てくる点に考慮して、結果として指定業者が継続されているとのことであった。

保護者負担軽減の観点から、数年に一度は、学校がカメラマンに要求する要件を仕様書でしっかり説明の上、複数業者による見積もり合わせを実施すべきと考える。

## VI. 財団法人 神戸市体育協会

### 【1】神戸市体育協会の経営管理全般

#### (1) 概要

##### 1. 財団法人神戸市体育協会概要

設立趣旨	市民の健康増進を図るため、市民皆スポーツを基本理念に、各種スポーツ大会等の開催及びスポーツ指導者の養成等を通じ、神戸市におけるアマチュアスポーツ及び生涯スポーツの普及振興を図り、また、学校給食の向上に関する事業その他学校教育及び社会教育の推進に関する事業を行い、もって、市民の将来にわたる健全な心身の発達及び保持に寄与すること。		
設立経緯	昭和22年に任意団体として発足し、平成2年4月に財団法人化。給食事務を行う神戸市学校給食協会の後身である財団法人神戸市スポーツ教育公社と平成10年10月に統合。		
所在地	中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル10階		
基本財産	200,000千円	左のうち市出捐額 (市出捐率)	175,000千円 (87.5%)

財団法人神戸市体育協会（以下、IV. 財団法人 神戸市体育協会においては、「協会」という。）は、市民スポーツの普及を目的とした財団法人神戸市体育協会と、社会教育施設管理運営及び学校給食事務等を行う財団法人神戸市スポーツ教育公社が統合されて現在に至っている。協会は、主として市が所管・保有している事業・施設の管理・運営などを行政の代替として行う施設管理運営事業とともに、協会に加盟する団体との連携による各種スポーツ大会の開催などの事業、学校給食の普及充実及び物資の供給等に関する事業を行っている。

#### 2. 財務状況

【決算額及び予算額】

(単位:千円)

	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成22年度予算
<b>経常収益</b>	<b>5,283,486</b>	<b>4,856,832</b>	<b>4,946,396</b>	<b>4,988,052</b>
うち、事業収益	5,002,116	4,670,591	4,811,134	4,852,925
<b>経常費用</b>	<b>5,354,141</b>	<b>4,836,649</b>	<b>4,898,697</b>	<b>4,949,251</b>
うち、事業費	5,154,869	4,732,421	4,798,685	4,857,720
管理費	185,031,315	98,085	90,222	91,531
<b>経常損益</b>	<b>(70,655)</b>	<b>20,183</b>	<b>47,699</b>	<b>38,801</b>
<b>経常外費用</b>	-	31	-	-
<b>当期正味財産増減額</b>	<b>(70,655)</b>	<b>20,152</b>	<b>47,699</b>	<b>38,801</b>
<b>総資産</b>	<b>1,550,167</b>	<b>1,481,917</b>	<b>1,417,916</b>	-
<b>正味財産</b>	<b>489,422</b>	<b>509,574</b>	<b>557,273</b>	-

## 【事業収益の内訳】

(単位:千円)

	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成22年度 予算
施設管理運営事業収益	1,064,477	1,043,989	1,053,293	1,066,808
王子スポーツセンター	176,513	178,763	145,061	155,060
ポートアイランドスポーツセンター	212,981	205,547	210,977	208,927
ポートアイランドホール	142,673	144,300	239,488	241,164
中央体育館	130,560	122,197	122,931	126,003
東灘体育館	45,902	46,231	43,744	44,562
須磨体育館	41,498	40,450	40,963	40,963
垂水体育館	41,296	42,160	41,383	41,382
西体育館	47,923	45,463		
自然の家	110,265	105,813	95,274	95,275
生涯学習支援センター	114,866	113,065	113,472	113,472
受託事業収益	313,988	131,424	71,348	79,616
給食事業収益	3,354,739	3,214,215	3,401,911	3,446,016
施設附帯等事業収益	119,162	114,196	124,640	118,265
スポーツ教室等事業収益	84,514	87,315	80,983	88,224
参加料収益	5,180	5,617	6,667	5,526
管理事業収益	60,056	73,835	72,291	48,470
事業収益合計	5,002,116	4,670,591	4,811,134	4,852,925

※は補正による増額後の平成22年度予算

No.	事業名	事業目的	事業の概要
1	施設管理運営事業	利用者に親しまれる安全・安心で快適な施設づくりに努め、市民のスポーツ振興、健康づくりの促進に寄与していく。	王子スポーツセンター（王子SC）・ポートアイランドスポーツセンター（PSC）・ポートアイランドホール（PIH）・中央体育館・東灘体育館・須磨体育館・垂水体育館・自然の家・生涯学習支援センターの指定管理運営業務
2	受託事業	文化施設受託事業	館内案内や展示解説を通じて、市民が小磯記念美術館の展示物により理解を深めることで、文化的生活に寄与している。
3		その他受託事業	小・中学生に良質な道徳・社会などの副読本を提供することで、学校教育に寄与している。 学校管理下等の事故に対して必要な給付事務を行うことや、中学校の副教材の調達や配本を一括して行うことにより、学校教育活動の円滑な実施に寄与している。
4	給食事業	・学校給食の副食材の安全・安心・廉価・安定的な提供を通して円滑な運営を確保し、併せて児童の健全育成に寄与する。	・学校給食副食物資の供給 ・安全・安心な食材の提供 ・食育、地産地消の推進
5	施設附帯等事業	教育図書出版事業	児童・生徒、保護者、教員の参考となる書籍を製作・販売することにより学校教育に寄与している。
6		売店事業	・利用者の利便性向上のため、小磯記念美術館にかかる商品を作成し販売している。 ・自然の家利用者の利便性向上のため、薪やキーホルダーを販売している。
7		駐車場その他事業	指定管理施設の運営に伴い、トレーニングルームなどの健康づくりの場や、駐車場を設けるなど、利用しやすい施設作りに寄与している。
8		自然の家企画事業	神戸市における野外教育活動の拠点施設である「自然の家」を利用することにより、利用者（市民）に、自然に親しみ、環境を大切にすることを養っていただく。
9		市民スポーツ大会等開催事業	スポーツに対する理解と関心を深め、その実践への意欲を高めることを目的とする。
10	市民スポーツ振興事業	加盟団体等助成事業	地域スポーツの振興を基本理念とし、アマチュアスポーツ及び生涯スポーツの普及振興を図っており、これを支える加盟競技団体の事業活動を支援することを目的とする。
11		スポーツイベント誘致支援事業	国際級・全国級のスポーツイベントは、トップアスリートのプレーを身近に観戦できる機会となり、市民に感動や希望を与える事ができる。また、市民がスポーツに親しみかけづくりとなる事が目的。
12		その他スポーツ振興事業	市民がスポーツを身近に感じ、スポーツを「する・みる・ささえる」事を目的に支援する。
13		スポーツ教室事業	乳幼児から高齢者まで、幅広い一般市民を対象にした多種・多彩なスポーツ教室を開催し子どもの体力づくりや健康づくりに寄与している。
14	総務管理事業	協会各事業の後方支援（人事・財務・企画面から）	協会の総務部門の事業費

## (2) 監査の視点

1. 協会の事務事業は、寄附行為及びその他の規則等に準拠して実施されているか。
2. 協会の事務事業は、経済性・効率性・有効性の観点から適切に実施されているか。

(3) 実施した監査手続

1. 協会の実施する事業について、事業概要、事業の目的及び必要性、市の事業との重複の有無、担当課の認識している課題等について質問した。
2. 小口現金の管理状況について質問するとともに往査日時点の小口現金有高を実査した。
3. 直近 3 ヶ年の事業報告書（財務諸表を含む）の閲覧及び財務分析を実施した。
4. 直近 3 ヶ年の理事会議事録及び評議員会議事録を閲覧した。
5. 平成 22 年度支出取引から任意に抽出した取引につき、関係書類を閲覧した。

(4) 監査の結果

1. 業者請求書請求額のチェック漏れについて

監査人が任意に抽出した平成 22 年度の支出取引のうち、以下の委託契約について関連資料を査閲した結果、平成 22 年度に契約総額及び月次支払額が変更になっているにもかかわらず、取引業者から平成 21 年度契約額に基づく請求書が送付されていた。

委託契約内容	学校給食用物資配送業務
平成 21 年度	年間委託契約額:29,578,000 円(消費税込)
	月次支払額:2,688,000 円 ※8 月分は 0 円、3 月分は 2,698,000 円
平成 22 年度	年間委託契約額:29,435,000 円(消費税込)
	月次支払額:2,674,900 円 ※8 月分は 0 円、3 月分は 2,686,000 円

協会では、平成 23 年 2 月請求分までは当該誤りに気付かず誤った金額での支払を行っていた。ただし、年度途中でミスに気づき平成 23 年 3 月に更正手続は終了している。

支出の手続については、財団法人神戸市体育協会会計規則において以下のように定められている。

財団法人神戸市体育協会会計規則（抜粋）

第3章第3節

（支出の手續）

第27条 全ての支出金は、支出の負担について、あらかじめ当事者の住所、氏名、金額、所属事業年度、勘定科目、予算現在高、契約の方法、その他必要な事項を記載した支出決裁により、これを決定する。

2 支出は支出決裁、債権者の請求書、その他関係書類に基づき、支出担当者が支出伝票又は振替伝票を発行し、出納責任者に依頼するものとする。

（審査）

第28条 出納責任者は、支出伝票により支出依頼を受けたときは、その正当性について支出決裁、請求書、その他関係書類により審査しなければならない。

上記規則によると、本来であれば支出伝票作成時点又は出納責任者による審査時点で請求書金額の誤りが発見されるはずであるが、平成22年4月分から平成23年2月分までの11回の支払について、請求書の誤りが発見されず誤った請求額に基づいて支払われていた。

業者請求書の内容確認は、経理事務の中でも特に重要な作業であり、伝票の作成・審査が単に形式的な作業とならないよう、内容確認を徹底すべきである。

（5）意見

1. 理事会及び評議員会の運営について

平成20年度から平成22年度の理事会議事録及び評議員会議事録を閲覧したところ、理事及び評議員の出席状況は下表のとおりであった。

【理事会出席状況】 (単位：人)

		現在数	本人出席者数	委任状出席
平成20年度	第1回	41	27	12
	第2回	41	26	15
平成21年度	第1回	40	32	8
	第2回	41	31	10
平成22年度	第1回	36	25	8
	第2回	36	26	9
延べ人数合計		235	167	62

【評議員会出席状況】 (単位：人)

		現在数	本人出席者数	委任状出席
平成20年度	第1回	60	24	29
	第2回	60	33	23
平成21年度	第1回	60	31	29
	第2回	60	19	38
	第3回	60	30	28
平成22年度	第1回	53	23	22
	第2回	53	22	26
延べ人数合計		406	182	195

上記3ヵ年の延べ人数で見ると、理事会の本人出席率は約71%、評議員会の本人出席率は約45%に留まっている。

また、両会議の議事録を閲覧したところ、上記3年間の述べ7回の会議において誰がどのような発言を行っているかの詳細な記載がなされておらず、報告・説明事項及び若干の質疑応答が記載されている程度であった。

そもそも理事会は、年間2~3回しか開催されていない上、理事からの意見も特に出ていないとなると、両会議体が形骸化しているのではないかとの懸念が残る。

協会は平成24年4月1日より、公益財団法人への移行を予定しており、理事の数は18名に減少させるものの、評議員の数は、各構成団体の代表が評議員会のメンバーとなることから現状とほぼ同数の54名となり、意思決定機関である評議員会の構成員数としては依然として多人数である。

公益財団法人への移行後、理事会及び評議員会が執行機関及び最高意思決定機関として適切に機能するよう、理事・評議員への意識付けを徹底して行うとともに、会議での検討・議論の内容を議事録に詳細に残しておくことが望ましい。

## 【2】給食事業の事務管理

### (1) 概要

#### 1. 給食事業の概要

事業名	学校給食事業
基本方針	学校給食を通じて、児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与することを目的に、神戸市教育委員会の指導助言のもと、安全・良質な学校給食用物資を供給するほか、食育・地産地消の促進等事業を実施する。
沿革	昭和22年に全市の小学校で給食が一斉に開始された当時は、物資の調達、代金の支払、給食費の精算等は各学校で行われていた。 昭和27年に至り、給食用物資の調達等を全市で一元化すれば、安全で良質な物資を低廉な価格で安定的に調達することができ、その上、各学校の給食事務を大幅に軽減できることから、これを行う機関として神戸市学校給食協会が設立された。 昭和55年12月には神戸市健康教育公社に改組、学校給食は健康教育公社の学校給食部で担当することになった。その後、健康教育公社は昭和60年4月から神戸市スポーツ教育公社に改組され、同年6月には財団法人化された。また、平成5年度の職制改正により学校給食部は学校給食課となり、平成10年に財団法人神戸市スポーツ教育公社が財団法人神戸市体育協会に統合され、今日に至っている。
事業趣旨	給食業務の合理化をはかるため、学校長から「給食資材の確保及び経理業務」を受託し、教育委員会の指導・助言のもと、学校給食事業を実施する。
根拠法令	学校給食法、食品衛生法、食育基本法

給食事業においては、学校給食用副食物資の調達、給食費の経理、給食用副食物資の安全管理を行っている。それぞれの事務概要は次のとおりである。

<b>学校給食用副食物資の調達</b>
学校給食献立作成委員会決定の基準献立に基づき、実施日毎の給食人員を確認のうえ、納入品目及び数量を算出し、安全で良質な登録物資を、納入業者から廉価で安定的に購入し、各学校・共同調理場へ配送する。
<b>給食費の経理</b>
協会が給食費の受納・納入業者への支払事務を担当することにより、学校の給食事務の軽減化を図り、併せて基準献立に係る経理事務を全市統一して処理することにより、学校給食の適正な運営を確保する。
<b>給食用副食物資の安全管理</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 協会調達の給食用副食物資の安全と食品内容の適正を期するため、細菌・農薬・添加物及び成分の検査を行う。</li> <li>▶ 業者が学校・共同調理場に納入した副食物資について、学校・共同調理場で行われる検収に加え、栄養教諭及び学校栄養職員に委嘱し検収を行う。</li> <li>▶ 衛生講習会の開催、検便・衛生管理自主点検の実施と報告、製造工場等への立入調査など、納入業者の衛生管理について指導する。</li> </ul>

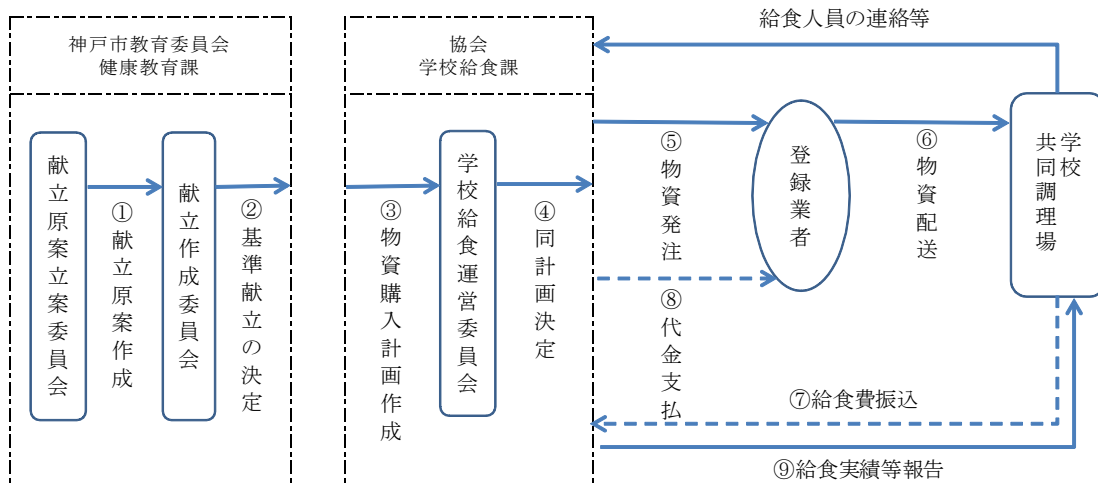
各学校において、生徒1人あたり月額3,900円の給食費を学校長名義で徴収している。単独調理校においては、上記のうち1人あたり月額180円を学校物資購入費として学校で購入する生牛豚肉の代金に使用し、残額3,720円を協会へ納入している。共同調理場受配校については、徴収した



3,900円を全額協会へ納入し、協会が生牛豚肉を購入している。

【給食事業に係る事務全体の流れ】

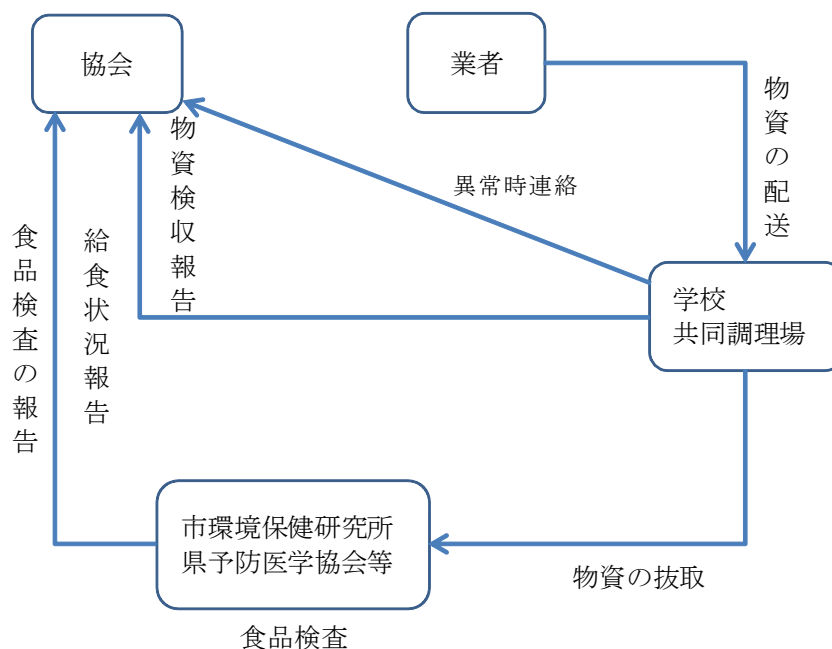
毎月、基準献立と給食人員に基づき、給食用物資を一括して計画的に発注し、毎日、日々使用する物資を学校・共同調理場ごとに小分けして配送する。翌月、その代金を支払っている。



(出所：協会提供資料)

【副食物資の検収と検査】

配送された物資の数量・品質等の確認のため、各学校及び共同調理場で、納入時に検収をするとともに、随時食品検査を実施している。



(出所：協会提供資料)

【給食物資の調達方法】

調達方法	頻度	対象食品
入札	毎月	冷凍食肉・魚介類・加工野菜
	学期毎	砂糖・食油・大豆
見積り合せ	毎年	調味料・加工品
市場競り	毎日	生野菜

給食物資の入札は、登録業者制度を採用し、業者登録の募集は原則として2年に1回、隔年度の12月上旬ごろに神戸市広報、広報紙こうべ、協会ホームページ上で募集され、登録期間は2年間とされる。平成22年～平成23年の登録業者は43社である。

2. 給食事業の実績

① 決算額

【給食事業財務実績】

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
学校納付金	3,313,679	3,255,580	3,330,943
補助金収入	45,315	53,640	28,121
雑収入	2,949	1,911	2,212
特定準備預金取崩収入	84,674	0	0
前年度繰越金	164,236	123,176	164,541
(次年度繰越金)	(123,176)	(164,541)	(93,573)
事業収入	3,487,677	3,269,766	3,432,244
物資購入費	3,187,917	3,046,138	3,219,867
その他事業費	162,288	178,459	167,458
運営費	137,472	45,169	44,919
事業支出	3,487,677	3,269,766	3,432,244
収支差額	0	0	0

② 事業実績

事業実績			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
対象校	174校	173校	173校
うち単独調理校	150校	148校	148校
うち共同調理場受配校	24校	25校	25校
在籍人員	86,500人	87,135人	86,904人
年間食数	15,589,249食	15,284,171食	15,590,963食

(注) 平成21年度・平成22年度は県が実施すべき特別支援学校に対する給食を調理上改修工事の関係で市が実施したため、共同調理場受配校が1校増加している。平成23年度には改修工事が完了し、24校に戻っている。

(2) 監査の視点

1. 学校給食事業の事務は規則等に準拠して実施されているか。
2. 学校給食事業の事務管理は、経済性・効率性・有効性の観点から適切に実施されているか。

(3) 実施した監査手続

1. 給食事業担当者へ給食事業概要に関して質問を実施した。
2. 直近3ヵ年の事業別収支計算書の閲覧により財務分析を実施した。
3. 給食費納入、業者支払等に関連する証憑書類を閲覧した。

(4) 監査の結果

1. 給食費納入遅滞校に対する督促マニュアルの不整備について

前述のとおり、給食費は各学校長が生徒から1人あたり月額3,900円を徴収し、単独調理校は学校物資購入費180円を除いた残額3,720円を全校生徒分とりまとめて、毎月協会へ納付している。「学校給食運営の手引き」によると、当該納付は毎月28日までに支払うことと定められている。

学校から納付される給食費については、「学校給食管理システム」により収納管理しており、毎月「給食実績等報告書」を学校長あてに送付し、納入状況の確認を依頼するとともに、12月及び3月には滞納状況等を併記して催告している。

あわせて、納付期限に遅滞している学校への対応は、担当者が納付状況を確認しながら電話等で任意に納付確認・督促も行っている。

しかし、監査人が平成23年2月分の給食費の納入状況を調べたところ、下表のとおりであり、期日に遅滞して納付している学校は174校中77校であった。

区分	納入校数
【期限前納付】～2月28日	97校
【期限後10日】3月1日～3月10日	50校
【期限後10日超】3月10日～	27校（うち2校は4月に納入）

学校への期限までの納付意識をさらに浸透させるためにも、納付遅滞の学校に対する督促期限、督促方法等について定めたマニュアルを作成し、マニュアルに基づく入金管理を行うべきである。

## (5) 意見

### 1. 生肉の購入について

(生肉の購入については、概要に記載のとおり、現在は各学校（共同調理場受配校については協会）が行っており、協会の管轄ではないが、給食事業については全体像を本章で概観していることから、ここに記載するものである。)

副食関係の食材については、協会が業者と契約を締結し発注しているが、生肉については、各学校（共同調理場対象校 24 校は除く）が業者と契約を締結し発注している。(給食の単独調理校 148 校のうち 135 校は、地元の業者 (1 社) から購入しているが、13 校は複数 (2 社) の業者から購入している。)

市担当者によれば、「冷凍肉の場合は、解凍に要する時間、冷凍庫の容量の問題があり、また献立上では、すきやき、肉じゃが等薄切り肉の場合は、生肉が適していることもあるため、特定の献立には生肉を使用するよう献立上の指示を行っている、また、生肉店は地元業者の振興の意味もあって学校発注を残している」とのことである。また、価格については、市発行の「給食通信」に記載することで、「学校に年度初めに基準価格を示している」とのことであるが、以下の問題点が見受けられる。

#### ① 基準価格の見直しについて

昭和 63 年度以降の基準価格の推移は以下のとおりであり、平成元年度に基準価格の変更があったが、当時の資料が残っていないため、詳細な積算根拠は不明である（平成元年の基準価格の変更は消費税の導入に伴う変更である）。

学校購入肉の基準価格変化（100gあたり価格）

年	牛肉（円）	豚肉（円）	備考
S63年	228	131	
H元年	240	140	消費税3%
2年	240	140	〃
3年	240	140	〃
4年	241	140	〃
5年	241	140	〃
6年	240	140	〃
7年	240	140	〃
8年	240（込）	140（込）	〃
9年	246（込）	143（込）	消費税5%
〃	〃	〃	〃
23年	246（込）	143（込）	〃

（出典：市提供資料）

生肉の小売価格について、独立行政法人農畜産業振興機構の統計資料（<http://lin.alic.go.jp/alic/statis/dome/data2/nstatis.htm#4>）により、平成3年度から平成22年度の推移を見たところ、牛肉（輸入（豪州）ばら）は100gあたり143円から280円の間で、豚肉（国産かた）は100gあたり120円から139円の間で変動しているが、基準価格の見直しは、消費税の改正時期を除いて行っていない。今後、全国の牛肉、豚肉の小売価格の推移を勘案しながら、毎年度、基準価格の見直しの必要性を検討する必要があるものとする。また、基準価格を変更する場合はその積算根拠も残しておくよう留意する必要がある。

② 生肉の購入方法の適正化について

単独調理校148校が取引している業者数は47社あり、各学校は上記基準価格を基にしてそれぞれ業者と交渉して設定した価格で取引をしている。

平成23年度3月度の購入取引について任意抽出した6校の購入単価を比較した結果、下記のとおり、牛肉、豚肉ともに100グラムあたり単価にそれぞれ最大30円、55円の開きが見られる。

これは、それぞれ部位や規格等が異なっているためと考えられるが、この乖離をそれぞれの肉のグレード、規格等から合理的に説明できる内容の記載は納品書及び請求書にはなかった。

小学校	部位	数量 (kg)	100グラム当たり単価 (円)
A小学校	牛モモ (国産)	14	240
B小学校	牛肉	24	220
C小学校	牛肉 (国産)	18	231
D小学校	牛肉	10	250
E小学校	国産牛肉	39	230
F小学校	牛肉	48	240

小学校	部位	数量 (kg)	100グラム当たり単価 (円)
A小学校	豚モモ (国産)	14	160
B小学校	豚肉	25	130
C小学校	豚モモ (国産)	18	126
D小学校	豚肉	7	105
E小学校	国産豚肉	39	130
F小学校	豚肉	48	140

(出典：納品書及び請求書より)

また、上記B小学校とF小学校は同じ業者から購入しているにもかかわらず、牛肉と豚肉それぞれの購入単価が異なっている。同じ品質のものであれば、購入数量が多いほど値引幅は大きいと考えられるが、実際は、B小学校のほぼ倍近い数量を購入しているF小学校の購入単価の方が高く、品質に差がある可能性もあると考えられる。

グレード、規格等については、各学校担当者任せになっており、各学校によって、購入価格の値引率や、グレード、規格等に相当の開きがあると想定される。

また、冷凍食肉・魚介類・野菜については、毎月1回の入札を行っているが、生肉については、1人180円の徴収金額の範囲内という制約はあるものの、価格交渉は各学校の裁量に任されているのが、現状である。

今後、生肉については、各学校で同水準のグレード、規格等の品質を確保する必要がある。このため、仕様書及び購入方法を統一するなど購入手

続を整備し、品質に見合った価格で購入されていることを確認できるようにする必要がある。

## 2. 入札にかかる事務負担の軽減について

砂糖・食油・大豆については、価格変動商品であり毎学期まとめて納入することで購入単価を安く抑えるため学期ごとに入札を行っているが、冷凍食肉・魚介類・野菜については、毎月1回の入札を行っている。

これは、冷凍食肉・魚介類・野菜の毎月の価格変動をタイムリーに反映した単価で購入するため、また、2ヶ月程度前に決まる献立の内容に基づいて、購入する食肉の部位等、魚介類の種類などが決まるためとのことであるが、毎月の入札結果を検討したところ、毎月業者が変動するという状態ではなく、単価にそれほどの開きは認められなかった。

毎月の入札実施による市場価格の変動をタイムリーに取引価格に反映させる効果と、入札回数を1年に1回程度にすることによる事務作業軽減効果について比較検証を行い、入札にかかる事務負担の軽減を検討すべきである。

### 【3】施設管理運営事業の事務管理

#### (1) 概要

##### 1. 施設管理運営事業の概要

事業名	施設管理運営事業	
指定管理者制度の概要	公の施設の管理委託については、従来施設の公共性、適正な管理の確保等の理由により、公共団体、公共的団体、市の出資法人に委託先が限定されていた。地方自治法の改正(平成15年9月2日施行)により、従来の「管理委託制度」に代わる「指定管理者制度」が創設されたことに伴い、管理委託先の法律上の制限がなくなり、民間事業者を含む全ての団体が、公の施設の管理主体となることが可能となった。 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上等を図ることを目的に創設された制度である。	
事業目的	利用者に親しまれる安全、安心で快適な施設づくりに努め、市民のスポーツ振興、健康づくりの促進に寄与する	
事業概要	神戸市教育委員会を指定元とし、神戸市体育教会を指定管理者として、以下の各体育施設及び自然の家、生涯学習支援センターの管理運営を実施する	
管理対象施設	王子スポーツセンター	灘区青谷町1丁目1-1
	ポートアイランドスポーツセンター	中央区港島中町6丁目12-1
	ポートアイランドホール (ワールド記念ホール)	中央区港島中町6丁目12-2
	中央体育館	中央区楠町4丁目1-1
	東灘体育館	東灘区魚崎南町6丁目5-11
	須磨体育館	須磨区中島町1丁目2-2
	垂水体育館	垂水区旭ヶ丘2丁目1-22
	自然の家	灘区六甲山町中一里山1-1
	生涯学習支援センター	中央区吾妻通4丁目1-6

#### 2. 事業実績

##### 【施設管理運営事業収支】

(単位:千円)

	平成22年度決算		
	収入	支出	収支差額
施設管理運営事業収益	1,053,293	1,034,852	18,441
王子スポーツセンター	145,061	140,762	4,299
ポートアイランド スポーツセンター	210,977	233,225	(22,248)
ポートアイランドホール	239,488	209,876	29,612
中央体育館	122,931	112,054	10,877
東灘体育館	43,744	45,851	(2,107)
須磨体育館	40,963	40,691	272
垂水体育館	41,383	41,771	(388)
自然の家	95,274	97,274	(2,000)
生涯学習支援センター	113,472	113,348	124



【施設利用状況】

(単位:人)

施設名	利用人数(人)					
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
王子スポーツセンター	332,807	355,918	372,914	351,888	343,078	376,750
ポートアイランド スポーツセンター	288,325	244,447	251,193	231,006	247,362	250,531
ポートアイランド ホール	227,350	260,730	296,670	416,910	366,790	429,920
中央体育館	228,229	244,216	250,801	296,289	283,596	291,571
東灘体育館	61,149	64,401	66,768	70,392	68,053	74,360
須磨体育館	44,329	48,839	52,171	58,584	57,493	58,341
垂水体育館	73,386	74,738	75,503	79,876	81,571	83,267
自然の家	29,096	32,752	31,767	35,698	34,859	36,408
生涯学習支援 センター	305,537	312,980	328,457	336,220	329,238	323,488
合計	1,590,208	1,639,021	1,726,244	1,876,863	1,812,040	1,924,636

### 3. 指定管理者制度における利用料金制度と料金收受代行制度

指定管理者制度には、施設の使用料（利用料金）の収入の取扱により、「利用料金制度」と「料金收受代行制度(徴収委託方式)」の2つの制度がある。一般的に、公共施設の指定管理者制度では料金收受代行制度が採用される。料金收受代行制度とは、条例により施設の利用料金が定められ、その料金は指定管理者が徴収を代行するものの、最終的には地方公共団体の収入となり、別途、管理運営に必要となる経費が指定管理者に支払われるという制度である。

一方、指定管理者となる事業者の経営努力を促し、会計事務の効率化を図る目的で、指定管理者が収受した施設の利用料金を指定管理者自身の収入とするというのが利用料金制度である。

利用料金制度は一般的に、収支採算がとれるような施設における採用が適していると言われている。これに対して、利用者に対して安価で公平なサービスを提供することに重点がある施設においては料金收受代行制度のほうが適しているとされている。

協会の各管理施設においては、ポートアイランドスポーツセンター及びポートアイランドホールで利用料金制度が採用されている。

#### 4. 神戸市立中央体育館の概要

上記指定管理施設のうち、監査人が現場視察を実施した中央体育館の概要及び使用料は下表のとおりである。

竣工	昭和40年10月	
全面改修	平成7年6月	
敷地面積	10,818㎡	
延床面積	11,764㎡(鉄骨鉄筋コンクリート造5階建)	
施設内容	競技場	1,720㎡
	第1体育室	540㎡
	第2体育室	350㎡
	会議室	3室(第1:56㎡、第2:70㎡、第3:60㎡)
	トレーニングルーム	212㎡
	固定観客席	1,863席

(出所:神戸市立中央体育館案内パンフレット)

##### 【大会使用の場合の使用料(全面使用)】

(単位:円)

使用時間	午前 午前9時～ 午前12時	午後 午後1時～ 午後5時	夜間 午後5時30分 ～午後9時	午前・午後 午前9時～ 午後5時	午後・夜間 午後1時～ 午後9時	終日 午前9時～ 午後9時	時間超過 使用料 一時間につき
競技場	23,000	31,000	27,000	54,000	58,000	81,000	11,600
第1体育室	11,000	15,000	13,000	26,000	28,000	39,000	5,500
第2体育室	7,000	9,000	9,000	16,000	18,000	25,000	3,500
会議室	2,300	3,100	2,700	5,400	5,800	8,100	1,100

※土日祝は上記金額の2割増

※使用者が営利を目的としないで、入場料を徴収する場合は表の3倍の額

※使用者が営利を目的とする場合は、表の6倍の額

##### 【練習使用の場合の使用料(部分使用)】

(単位:円)

使用時間	使用区分	午前 午前9時～ 午前12時	午後 午後1時～ 午後5時	午後 午後1時～ 午後6時	夜間 午後5時30分 ～午後9時	時間超過 使用料 一時間につき
		競技場	幼児・児童及び生徒 一般の者	1,650 2,300	1,350 1,900	1,350 1,900
第1体育室	幼児・児童及び生徒 一般の者	1,200 1,900	950 1,600	950 1,600	1,400 2,200	550 900
第2体育室	幼児・児童及び生徒 一般の者	750 1,200	600 1,000	600 1,000	850 1,400	300 550

※上記使用料は、競技場については当該スポーツ等を行うために必要な1区画あたりの金額、第1・第2体育室については、2区画に区分したうちの1区画あたりの金額である。

#### (2) 監査の視点

1. 施設管理運営事業の事務管理は、関連規則や各種契約等に準拠して実施されているか
2. 施設管理運営事業の事務管理は、経済性・効率性・有効性の観点から適切に実施されているか

(3) 実施した監査手続

1. 事業担当者に事業の概要について質問した。
2. 管理対象施設の利用状況を分析した。
3. 直近 3 ヶ年の事業別収支計算書を閲覧するとともに財務状況を分析した。
4. 指定管理施設である中央体育館を視察するとともに、事務関連証憑の閲覧及び小口現金の実査を実施した。

(4) 意見

1. 中央体育館会議室の低利用について

中央体育館の利用状況は下表のとおりであり、平成 21 年度・平成 22 年度ともに会議室の利用率が 20%を下回っている。

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用件数	4,360	4,649	4,834
利用者数	296,289	283,596	291,571
利用率			
主競技場	96.8%	94.4%	96.8%
第1体育室	92.1%	92.2%	94.1%
第2体育室	93.9%	94.7%	94.5%
会議室	21.5%	14.6%	16.9%

(出所:協会提供資料)

中央体育館では、この状況を改善すべく平成 23 年度から地域住民向けの無料文化講座を開催し、利用率向上に向けて取り組んでいるところである。中央体育館には第 1～第 3 まで 3 箇所の会議室が設けられており、平成 22 年度におけるそれぞれの利用状況は下表のとおりである。

【平成22年度会議室利用状況】

	第1会議室	第2会議室	第3会議室	合計
利用可能数	1,035	1,035	1,035	3,105 (注)
利用数	101	242	181	524
利用率	9.8%	23.4%	17.5%	16.9%

(出所:協会提供資料)

(注)利用可能数および利用数の単位は利用可能コマであり、営業日1日あたりの会議室の利用可能数は、朝・昼・夜の3コマである。

上記 3 箇所の会議室を視察したところ、第 1 会議室は非常に細長く、第 3 会議室は部屋が L の字に折れ曲がっており、それぞれ構造上会議室としての使用に適していないと思われるものであった。上記平成 23 年度からの利用率向上に向けた取組においても、対象となるのは第 2 会議室のみであり、第 1・第 3 会議室は依然として低利用の状況が継続するものと懸念される。

会議室としての利用にとらわれず、英会話等住民主催の趣味教室の開催場所としての利用促進など、有効的に利用される方法を検討すべきである。

また、会議室の使用料は、第 1 会議室～第 3 会議室のいずれを利用して同一料金に設定されており、利便性と料金のバランスが取れていない。各施設の使用料は市の条例により定められたものであり、協会がこれを変更することはできないが、近隣の会議室料金を検討したうえで、利便性に応じた使用料金の設定について、関係部局と協議すべきである。

## 【4】市補助金の執行状況

### (1) 概要

#### 1. 市補助金の概要

市は、協会が実施するスポーツ振興に関する事業、学校教育及び社会教育の推進に関する事業を行うことにより、心身共に健全な住民の育成に寄与することを目的に、補助金を交付している。

補助金交付対象となる事業は、協会の寄附行為第4条に定める以下の事業とされ、そのうち①職員の人件費、②事務所借上に要する経費、③スポーツ振興に関する事業、学校教育及び社会教育の推進に関する事業、④その他市長が必要と認める経費、が補助金の交付対象経費となる。

(協会寄附行為)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ大会、講習会等、スポーツに関する事業の実施及び援助
- (2) スポーツに関する国際交流事業の実施及び援助
- (3) 市民の体力の向上その他スポーツに関する調査研究及び情報資料の収集整理並びに宣伝・啓発
- (4) スポーツ指導者の養成及び指導力強化
- (5) 加盟団体及び関係諸団体との連絡調整
- (6) スポーツ関係功労者の表彰
- (7) 生涯スポーツの普及・振興及び援助
- (8) スポーツ教室の開催等に関する事業
- (9) 学校給食の普及充実及び物資の供給
- (10) 教育図書出版
- (11) 社会教育施設の管理運営その他教育に関する事務の受託事業
- (12) その他目的を達成するために必要な事業

## 2. 実績

平成22年度における補助事業の実績は下表のとおりであり、事業内容としては、各種大会運営事業等及びスポーツイベント推進事業がある。

### 補助事業内容

各種大会運営事業等	市民参加の各種スポーツ大会の開催及び援助 競技団体への支援 競技力向上事業 地域スポーツ振興事業への援助 生涯スポーツの普及振興及び援助 スポーツに関する講習会への支援 ふきあい分室の運営
スポーツイベント推進事業	スポーツイベントの誘致及び支援 スポーツ情報の提供 「ヴィッセル神戸」への側面的支援

### 【補助事業実績】

(単位:千円)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
各種大会等			
競技団体等交付金	6,690	8,200	8,300
総合体育大会	3,627	5,202	4,550
市民体育大会	2,272	3,802	2,362
神戸シティマラソン大会	2,128	-	-
都市区対抗陸上競技大会	914	914	914
都市区対抗駅伝競走大会	493	493	433
家庭バレーボール大会	241	-	-
家庭バレーボールまつり	107	-	-
協議団体競技力向上事業	4,520	2,640	2,790
イベント推進事業運営費			
人件費(注)	142,208	49,555	43,123
事務費等	12,627	7,241	10,940
スポーツイベント誘致・支援	8,539	6,147	10,120
スポーツ講習会	570	240	-
ふきあい分室運営	2,208	2,143	2,270
トップアスリート支援	400	-	-
合計	187,544	86,577	85,802

(注) 嘱託職員人件費及びアルバイト賃金を含む。平成20年度は市派遣職員人件費が99,153千円含まれている。平成21年度からは、市派遣職員人件費は市直接支給に変更のため、協会からの支給はない。

### (2) 監査の視点

1. 補助対象事業の事務管理は、経済性・効率性・有効性の観点から適切に実施されているか
2. 市補助金が要綱に従い適切に執行されているか

(3) 監査手続

1. 事業担当者へ事業の概要について質問した。
2. 補助対象事業の経費支出取引から任意に抽出した取引について関連証憑を閲覧した。

(4) 意見

1. 競技力向上事業補助対象団体の実績報告書について

各競技団体が適切な指導を計画的・継続的に行うことにより、有望選手を育成できるように支援し、競技力向上を目的とした練習費に対して助成を行う。なお、当該補助金の財源の約 2 分の 1 は市からの補助金であり、不足分は協会が負担している。

交付条件及び交付金額は、団体の規模等により下表のように区分される。

交付条件		交付金額 (円)
指導者 6 人以上	競技力向上対象選手 30 人以上	300,000
指導者 3 人以上	競技力向上対象選手 15 人以上	160,000

平成 20 年度から平成 22 年度までの当該補助金の実績は次のとおりである。

【競技力向上事業補助金】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付団体数	20	20	21
交付金額合計(千円)	5,400	5,580	5,880

協会は、加盟団体からの申請に基づき助成金を支出して、対象事業終了後に実績報告書の提出を義務付けている。この実績報告書には、団体内部の監査承認が付された収支決算書の添付が必要とされているが、各種経費の領収書や出納簿、通帳コピー等の添付は義務付けられていない。

平成 22 年度に助成金を支出した 21 件分の収支決算書を監査人が閲覧したところ、決算額に千円以下の端数がないものや、予算額と決算額が全く同一であるものが散見された。その一例を以下に示す。

平成22年度 競技力向上事業 収支決算書

競技団体名

収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
補 助 金	300,000 円	300,000 円	
負 担 金	150,000 円	150,000 円	
そ の 他			
合 計	450,000 円	450,000 円	✓

支出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
指 導 者 謝 金	360,000 円	360,000 円 /	@5,000×6人×12回
指 導 者	360,000 円	360,000 円 /	@5,000×6人×12回
そ の 他			
選 手 旅 費			
選 手			
そ の 他			
諸 経 費	90,000 円	90,000 円 /	
借 上 料	20,000 円	20,000 円	
会 議 費	10,000 円	10,000 円	
資 料 費			
消 耗 品 費	10,000 円	10,000 円	
通 信 費			
傷 害 保 険 料	45,000 円	45,000 円 /	@1,500×30人
雑 費	5,000 円	5,000 円	
そ の 他			
合 計	450,000 円	450,000 円 /	

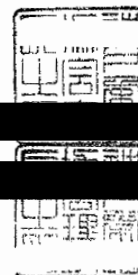
(財)神戸市体育協会 会長 宛

平成 23年 2月 20日

上記のとおり相違ありません。

代表者名

監査氏名





消耗品費や雑費などは、千円以下の端数及び予算決算に差異が生じやすい性質の費目であるが、領収書・出納簿の控えが入手されていないため、監査人が収支決算書の適正性を事後的に調べることができなかった。収支決算書については、団体内部での監査承認を受けているものの、監査担当者は団体内で持ち回りで決まっているケースが多く、収支計算書の適正性のチェックが不十分である可能性がある。

協会は、支出した助成金が助成対象事業に適切に使用されたかどうかについてチェックする義務があり、実績報告書及び収支決算書について、協会が外部者の立場で内容の適正性を確かめる必要がある。通帳や出納簿については、加盟団体によっては当該競技力向上補助金独自のものを作成していない団体もあることを鑑みて、定期的に協会が対象団体に出向いて収支計算書の妥当性を確認すべきである。

## 2. 神戸市各区体育協会活動助成金交付要綱の見直しについて

スポーツの普及啓発及び市民の健康づくり等への意欲を高めることを目的に、市内 9 区の行政区に拠点を置く区体育協会へスポーツ振興等にかかる活動助成金を交付している。

当助成金の平成 22 年度の実績は下表のとおりである。

助成団体数	9 団体
助成金額	275,000 円
助成金合計	2,475,000 円

当該助成金について、助成金交付要綱を閲覧したところ以下のとおりであり、交付金額については「予算の範囲内」とあるのみで金額決定根拠が記載されていなかった。

### 神戸市各区体育協会活動助成金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、協会がスポーツの普及啓発及び市民の健康づくり等への意欲を高めることを目的に、神戸市内 9 区の行政区に拠点を置く区体育協会へスポーツ振興等にかかる活動助成金の交付に関して必要な事項を定める。

（助成対象）

第 2 条 この助成の対象となるスポーツ振興等の活動内容は次のとおりとする。

- （1）体育・レクリエーションの普及・啓発を伴う活動
- （2）体育・レクリエーションに関する情報を区民に広報する活動
- （3）区民を対象とした各種体育大会やレクリエーション大会に参加するための活動

(4) 市主催等のスポーツ大会・レクリエーション大会に参加するための活動

(5) その他、スポーツ振興等に必要な活動

2. この助成金の対象経費は別表のとおりとし、助成金の額は定額とする。

(助成金の交付決定)

第4条 当協会は助成金交付申請書の提出があったときは、書類審査のうえ、当協会の予算の範囲内で交付決定を行い、別紙2「区体協活動助成金交付決定書」を助成対象者に送付するものとする。

協会によると、従来から一団体あたり 275,000 円が支払われていることを理由に、同額の助成を続けてきたとのことである。

しかし当該助成金は、全額が市の補助金を財源に支払われるものであり、市の財政状況を考慮して必要に応じて金額の見直しを行い、助成金交付要綱に金額を明示すべきである。

### 3. 実績報告書の記載不足について

協会の補助事業は、その一部又はすべての財源が市の補助金から支出されているため、補助又は助成の実績等について市に報告を行っているが、協会の作成した実績報告書には補助対象事業や事業概要が記載され、添付資料に事業別の補助金執行状況が総額で記載されるのみのものも見受けられた。

協会は補助金を支出している市に対して補助対象事業実績を詳細に報告する義務がある。実績報告書には、事業別の補助金執行状況が明確になる情報を記載すべきである。